

令和元年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和元年6月14日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 東郷 克己	2番 山崎 敦志
	3番 長谷川崇朗	4番 橋 俊明
	5番 坂口 重良	6番 岩井智恵子
	7番 津村 俊二	8番 矢野 隆行
	9番 田中 陽介	10番 稲垣 誠亮
	11番 山本 剛	12番 鈴木 市朗
	13番 工藤 義明	14番 野並 享子
	15番 東郷 正明	16番 北村五十鈴
	17番 荒川 泰宏	18番 立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	竹中 宏	政策調整部政策監 (市民病院整備担当)	吉川 武克
総務部長	小山 日出夫	総務部政策監 (人権施策担当)	三上 忠宏
市民部長	田中 千晴	健康福祉部長	高橋 謙二
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男	都市建設部長	野崎 昌造
環境経済部長	遠藤 由隆	教育部長	杉本 源造
政策調整部次長	吉田 和司	総務部次長	市木 不二男
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長	辻 昭典

出席した事務局職員の氏名

事務局長	瀬川 俊英	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	吉川 加代子	書記	坂口 稔

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議第50号から議第66号まで

(専決処分につき承認を求めることについて(平成30年度野洲市一般会計補正予算(第15号) 他16件)

質疑

第3 議第50号から議第56号まで及び議第66号

(専決処分につき承認を求めることについて(平成30年度野洲市一般会計補正予算(第15号) 他7件)

討論、採決

第4 議第57号から議第65号まで

(令和元年度野洲市一般会計補正予算(第3号) 他8件)

常任委員会付託

第5 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(橋 俊明君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は、18人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職氏名は、6月5日と同様であり、配付を省略しましたので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長(橋 俊明君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により第6番、岩井智恵子議員、第7番、津村俊二議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(橋 俊明君) 日程第2、議第50号から議第66号まで(専決処分につき承認を求めることについて(平成30年度野洲市一般会計補正予算(第15号))他16件を一括議題といたします。

これより質疑に移ります。

議案質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

第14番、野並享子議員。

野並議員。

○14番(野並享子君) おはようございます。

議第54号専決処分につき承認を求めることについて(平成31年度野洲市一般会計補正予算(第2号))について質問をいたします。

プレミアム付商品券実施に伴うものと低所得者保険料軽減拡充に伴う改正で2億5,688万円の増額補正です。今回のこの補正は10月から消費税を10%にすることに伴うものです。国の施策であり、野洲市としてどうすることもできないものであるとは思いますが、専決処分で行うということは許せません。なぜ議会での審議ができない専決処分にされたのか、理由をまず市長に求めたいと思います。

次に、今回のプレミアム付商品券については2万円で2万5,000円の買い物ができる内容で、5,000円得するものであります。しかし、歳出の概要を見ても、そのための事務費等に4,200万円かかっています。国から100%補助金が出ますが、商品券販売売上が1億6,000万円と想定されています。1億6,000万円割る2万円で8,000人ということになり、1人5,250円の経費がかかるというのは余りにも愚策ではないでしょうか。市長に見解を求めます。

また、この商品券は市民全員が購入できるものではなく、一定の条件があります。内訳的に何人を想定されているのでしょうか。また、何割の方が購入すると想定されているのかお尋ねいたします。

次に、消費税増税について、自民党の萩生田光一幹事長代行は7月1日に発表される日銀短観の数字次第では増税の延期もあり得ると述べています。安倍首相はあくまで10月からの増税はやるといっていますが、7月の参議院選挙での結果も大きく影響があるのではないのでしょうか。これまで2回増税は延期されており、景気動向指数は6年2カ月ぶりに悪化となるなど、政府自身も景気の悪化を認めています。消費税増税に賛成されている

方もこんな経済情勢で増税を強行してもいいのかという声はさまざまな団体からも、また、業者からも出ています。消費税増税により低所得者に大きな影響が出るということで、プレミアム付商品券を買ってもらおうということよりも、消費税の増税をストップする方が国民の生活を守ることになります。市長の見解を求めたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。

野並議員の専決処分につき承認を求めることについて（平成31年度野洲市一般会計補正予算（第2号））のご質問にお答えいたします。

まず、なぜ審議ができない専決処分にしたのかということですが、これ、もう既に全協でお示しをしましておりであります。まさに野並議員がおっしゃったように納付ができないので、国と随分やりとりをしていました。野並議員もなぜ今質問をされるのかなと思っているんですけども、「国の制度だから仕方がないと思うけども」とおっしゃいましたけども、「仕方がない」とは書いていなかったわけです。国の通知には。失礼しました。小さい字で、読まないつもりだったんですけども、ご質問の流れからお答えをしておきます。

まず、実施要領には、「本実施要領に定めのない事項は、本商品券事業の趣旨・目的に反することなく、かつ、他の市町村における本商品券事業の執行を妨げない範囲内において、地域の実情に応じて対応することとして差し支えないこと」「内閣総理大臣は、本商品券事業の趣旨・目的に反することなく、かつ、他の市町村における本商品券事業の執行を妨げない範囲内において、本実施要領の運用に関し、地域の実情に応じた特例を認めること又は定めることができること」というふうにきちっと書いてありましたので、野洲市が制度設計をするにあたって幾つか疑問の点がありました。

特に今回は子育て世代と一定の低所得者、かなり厳しい所得の方が対象になっています。特に厳しい所得の方については、その方がそういう状況であるということがわかってしまうということ、いわゆるプライバシーの確保をしたいということと、2万円を用意しないと5,000円の恩恵が受けられないということで、厳しい方が2万円を用意できるんかどうかということで、単純に言ってしまうと5,000円をお配りした方がいいんじゃないかということで制度設計をしました。

もう一つは、今ご指摘のあったように、野洲市でいくと給付額の想定が4,000万円、そこに事務費で4,000万円を超えるというのはわかっていたので、ダイレクトにお配

りをすれば何でもないと。5%が8%のときには誰でも購入できる商品券、プレミアム付商品券でした。ですから、名簿管理が要らなかったわけですが、今回は名簿管理が要るわけでした。これは商品券ではなくて給付事業ですから、だから、あらかじめ子育て世代の方の、だんだん子どもさんの生まれる月が遅れてきていまして、直近まで拾い上げるということなんですけども、対象者リストをつくる。低所得者の方についても対象者リストをつくる。それなら、申請していただいてやるよりはダイレクトに、きちっとプライバシーを守って、場合によっては5,000円の市内商品券を配るという案も含めて国と徹底的に協議をいたしました。その回答が来たのが3月22日、閉会日です。だから、3月議会にかけられません。

これは伏線がありまして、去年の秋に全国市長会の役員会があったときに、総務省の税制局長が出てきましたので、これは税制局の問題ではなくて、これは福祉行政でやられているんですが、税制局長にプレミアム付商品券をやることになっているけどもいろいろ問題があるから、私としては再考されたらどうですかと言ったんですが、走っているから無理ですよということがあって、でも、通知文には、要項にはこう書いてあるので自治体として最大限の努力をしたわけですが、もたもたして3月22日にしか回答が来なかった。でも、実施は今年度末までということですから、速やかに市民の皆さんに国の押し付けでやらないといけないということで専決処分をせざるを得なくなったということでもあります。これは先般の全員協議会でご説明いたしましたけど、あえてまたご質問がありましたのでお答えをいたします。

2点目のご質問ですけども、愚策かどうかというのも答えるのも何か値にしないようなことなので、ただ、いずれにしても国が決めてたことを自治体がこういうふうにやらざるを得ないこととか、あるいは今この場でこういう議論をせざるを得ないということ自体が残念なことだなというふうに思っております。

次に、何人を想定されているというのは部長にご指名いただいておりますので、4点目を私が答えます。

プレミアム付商品券より消費税をストップした方が国民生活にいいのではないかということですけども、これは全然範囲が違います。国が言っていることでは、消費税を増税することによって社会保障を充実するということですし、プレミアム付商品券は消費税増税にあたって負担軽減、激変緩和とあわせて消費の低減を何とか食いとめるという合わせ技です。これまさに二兎追う者は一兎も得ずなんですけども、ですから、地元の商店、できれ

ば地元商工団体を通じてということですが、聞いてるところは、どこも商工団体は歓迎をしていません。断られているところも結構あるみたいです。野洲市も、野洲市商工会もそんなに歓迎すべき事業ではないので、あんまり歓迎はしておられないんですが、お願いをして、最終的には気よく引き受けていただきました。そのときも、職員から聞いていたら、「野洲市長、こんなよう引き受けたな」ということを言われて帰ってきたということですが、最大限抵抗したということをお伝えたら納得して引き受けられたということでもあります。

以上、私にお問いかけいただいているご質問にお答えをいたしました。あとは部長にご指名ですので部長からお答えをいたします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、野並議員のご質問の3点目、内訳の想定人数と購入の想定割合のご質問にお答えをいたします。

まず、購入対象者につきましては、大きくは2つの区分があり、1つは、本年1月1日時点で本市の住民基本台帳に記録されている方で、本年度の住民税非課税者でございます。なお、住民税課税者と生計同一の配偶者や扶養親族、生活保護受給者等は除くこととなっており、これらの方々が約6,500人を想定しております。

もう一つの区分は、平成28年4月2日から本年9月30日までの間に出生した子が属する世帯の世帯主でございます。これから生まれる子どもも対象となる分を含みまして、約1,500人を想定しております。

次に、購入の想定割合のご質問につきましては、商品券を購入するか否かは対象の方々の自由意志によるものでございますので、そのような想定をすること自体が不可能でございます。

なお、本事業に取り組む以上は、対象者全員にご利用いただくことが望ましいというふうに考えていることを申し添えます。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 今回の回答で、3月22日に国からの回答があったということですが、それならば4月、5月の初旬に臨時議会を開くことが私は可能であったのではないかと思います。きちっとやはり議論を議会の中ですることが私は必要であった。専

決処分が進んでおりますのでね。6月1日には子どもさんのおられるところのまず第1段階で世帯主に配るということが全協の説明であったと思うんですけども、もう既にそういう形でスタートをされておるのでしょうか。であるならば、本当に4月または5月の初旬にきちっとやっぱり議会の中で議論をするという、そういうことが私は必要であったのではないかというふうに思います。だから、専決でされたということに対して、これはやはりね、私は議会軽視やというふうに思うんです。国がやることに対して市長は抵抗したというふうにおっしゃいます。そうしたら、そういう問題もあわせて、やはり議会の中できちっと議論をしていく。全協で説明をした。それは説明はしはった。説明は聞きました。けども、全協というのは議会の中で議論をする場所ではありませんのでね、やはりきちっと本会議を開いて議論をするということが私は必要であったというふうに思うんです。ですから、今後においてもこういうふうな形をとらないでほしいという意味を込めて、私、今回あえて専決処分に対する質問をいたしました。

部長も今、購入に関しては自由と。市長が言われたように、低所得者の方に対してはプライバシーの問題があると。そらそうだと思います。買い物にその券を出されるんですから、その方を見て、子どもさんのおられる方なのか、それともかというのは、そら判断を容易にできるような状況も私はあろうかと思うんです。そうすると、本当に低所得者の方が購入されるんやろかというね。消費税導入というところにおいて、何か先にばらまいておくという、ポーズだけですよね。現実が伴っていかないような、そういうような部分です。ですから、私は本当にこれはこんな政策はしてはならないなというふうに思っております。ですから、地域の実情に応じたというふうなことを言われる中で、こういう道しか本当になかったのでしょうか。市長、お尋ねをしたいと思います。

あと、最後の消費税の問題について、この消費税を私は参議院選挙の結果次第で、また7月1日の日銀の短観、ここら辺で本当に国として考えんならんときがあると思います。与野党逆転というふうな形で参議院選挙の結果が出たとするならばね、やはりそれを無視して突っ走るといふようなことは私はないだろうというふうに思って今、参議院選挙に向かって頑張っているんですけどね。という意味においては、本当にこの7月の参議院選挙を待ってでもやってもいいんじゃないかという思いがするんです。

先ほど言いましたように、6月1日からもう既に配っておられるということですけども、けども、これを使えるのは10月からですよ。交換して、来年の3月までに使うという状況になりますのでね、私はもう一カ月遅くすることも可能であったんじゃないかと

いうふうな思いもするんですけども、そこら辺あたりはどうなのでしょうかね。市長の見解と、この消費税そのものは今、社会保障充実のためというふうにおっしゃいましたけども、いつも消費税が導入されたときから、社会保障、社会保障にという説明が国からされています。社会保障、何もよくなっていません。どんどん悪くなっている。野洲の財政でも、一般会計で行っていたのを消費税に入れて付け替えただけですよ。伸びているのではなくて財源を付け替えただけの話で、全く消費税が社会保障に充実をされているというところに使われておりません。年金はどんどん下がるし、介護保険料は上がるし、国保税も上がるし、いろんな意味で社会保障、よくはならず、悪くなっています。今回もまたそういうことを言われていますが、そんなところにこの税金が使われるということの保証は全くありませんということで、最後の部分はもう一度答弁をお願いします。こちらとこちら、お願いします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まず、専決処分したことについてですけども、私、幾らでも議会を開いていただいてやっていただければというふうに思っていますけども、ガチガチのものであると。野並議員が何をこれについて議論されたいのか。これは国の制度なわけですから。満額来ます。ただ私は、4,000万円に4,000万円は国からお金が来るけれども、回り回ればこれは市民の税金ですから、だから本当に貴重に使わないといけないと。野洲市方式だったら、事務費はおそらく1,000万もかからないでできるかなと思いましたからね。8,000万くれるんだったら最大限還元したらいいしとか、いろいろシミュレーションしたわけですけども、ただ、そんなことを言って議案に出すわけにいかないですから、万が一議案に出たとしたら、この最終形しか出ません。

それと、野並議員は政党人ですから、国政政党につながっておられて、これ、国会で決められた制度ですから、もう既に議論がされていると思います。私がひっかかったのは、この要項の中の「地域の実情」って、内閣総理大臣の名前まで挙げてあったので、挑戦したわけですけども、結果的にその経過をお示したら専決処分はご理解いただけるだろうと思いました。こういう、ある意味で意味のないことまで全部議会にかけてほしいとおっしゃるんだったら私は幾らでも、日程調整していただけるのであれば議長にお任せして会議を開いていただくことにはやぶさかではございませんし、今後ないようにとおっしゃるんだったら、今後一切ないようにするというのでお約束をします。ただ、プレミアム付商品券、何回もあつたら逆に野並議員、また怒る種が増えるんじゃないですか。もうこれ以上

上げてもらったら困るん違いますかね。いずれにしても、専決処分についてはそういうことです。

それと、部長が答えるまでもなく、今、県の準備ですとか、商工会はお店のリストアップとか、協力いただけるお店の整理とか要るわけですし、10月だったら7月を見てからとかそんな悠長なことはしてられません。あと、対象者のリストも整備して間違いなくやらないとだめですし、具体的には模造されない金券も、そして、やるのであれば独自のデザインをしたいということで、今、ささやかではありますけども工夫をしておられるので、準備期間を想定すると、今、働き方改革という言葉もあんまり好きではないんですけども、そんな無理をしてまでやる事業ではないので、必要な期限をとってやるとしたら、もう既にやるべき準備は専決処分をした上でやっておかないと間に合わないというふうに考えております。これは部長の部分もあえて役割分担する必要ないのでお答えをいたしました。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高橋謙二君） 先ほど再質問の中で「通知されたんですね」というようなご質問の内容であったかと思うんですが、通知はまだです。1つは非課税の方、ご承知のとおり、住民税は今月に決定いたします。6月決定ということと、それと、子どもの方は3回基準日がありまして、一番最初の方が6月1日ということで、この間やっと1日が終えたばかりですので、通知の方は非課税とあわせまして7月に通知の発送を予定致しておりますので、通知そのものはまだ行っておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 消費税を5%から8%にするとき、市長もおっしゃったように全部の対象でした。何かぎょうさん1人で買い占めはったというのが滋賀県の中でもありましたし、そういうふうな意味では何か悪用された部分もありました。今回、私が先ほど、一番最初に言ったように、経費がね、1人当たり5,250円も、8,000人としたら話です。今、6,500人と1,500人で8,000人ね。そうですね。8,000人とした場合に1人当たり5,250円も経費をかけてね、500円プレゼントするという状況。低所得者の人はそれを買わはるかどうかはわからないというような、そんな形での本当にこれ、国から全部そのお金は来ますけど、全部それは税金ですからね。野洲でこういう状況ですから、全国全てこういう事態ですからね。本当に何やってんねんやとい

う、国に対する怒りを市長にぶつけても仕方ないんですけども、本当にそう意味では、国会でも当然共産党はこんなやり方に対してはだめだということは発言はしておりますけど、しかしながら、本当にこのような形で消費税の増税などすべきでもないというふうに。

しかし、これ、もうプレミアム付商品券は動いていますからね。消費税の増税にストップをかけても、これは途中でとまるとか、なくなるとかいうふうなものではないので、既に全部動き出しているものですので、本当に今こういう状況で、毎回、消費税を上げるたびにこのような形でばらまき、むだな税金を使うという、そういうやり方に対しては反対をしておきたいというふうに思います。地方自治体からも、もっと本当にそういう声を上げていって下さい。市長も言っておられるとは思いますが、ぜひ声を上げていただきたいと思います。

次に、議第56号の専決処分につき承認を求めることについて（野洲市介護保険条例の一部を改正する条例）についてを質問いたします。

今回の専決処分は、10月に消費税増税が行われる予定での改定であります。この改定は、低所得者の第1段階、第2段階、第3段階を引き下げることですが、なぜ専決処分にされたのか、まず市長にそれはお尋ねしたいと思います。

次に、今回の改定にあたり、議案概要資料の新旧対照表において、第1段階が2万6,910円に改定するということですが、そのときの説明で70%の減額というのは、これは間違っていると思います。計算をすれば83.3%の減額ということになります。第1段階は3万2,229円ということで、今回2万6,910円のこの減額になった金額、これはどのように算定されたのか。70%の減額を基準にするならば2万2,604円になります。この減額の根拠、どういう形で出されたのかお尋ねしたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の、同じく専決処分につき承認を求めることについて、これは野洲市介護保険条例の一部を改正する条例についてのご質問にお答えをいたします。

これも全く同じことでして、制度改正ですけども、去る3月29日に公布された介護保険法施行令の改正を受けたものです。改正をされるということはあらかじめわかっておりましたので、情報提供という意味で、ご審議という意味ではないですが、全員協議会でお伝えをしています。これはまさに29日で閉会后ですから。当然、これを臨時議会でもということもありますが、野並議員は国保と介護保険はよくご存知だと思うので言う必要ないと思いますけども、介護保険料、各市町の条例で定めるというふうに法律、これは介護保

陰法第129条第2項で規定はされていますが、実際は裁量はなくて、施行令の基準によらなくてはならないことになっています。

ですから、あえて臨時議会を開いたところで、意見の表明はしていただけるか知りませんが、地方議会として何らかの決定ができる議論はできないので、あえて臨時議会を開いていただかなくて、専決処分という制度があるのでやったわけです。これも今さらご質問、残念なんですけども、ですから、本当に自己決定ができるものについて政策議論して議会で決めるという議会なのか、何か主義主張を述べて記録に残したいための議会なのか、やはりそこは分かれるべきであって、今いろんなことで建前と本当の真実でしゃべられていますけども、市民の皆さんがこれを議題にして議論したら野洲市議会に何らかの議決権があるというふうに思われるかもわかりませんが、もしか本会議を開いてやれば。でも、実質はないわけですね。ほやから、もちろん開会前に制度が変わったり会期中であればあえて専決はしませんけども、もう終わっているのに意味のない議案を出して時間をとって、職員がこういうふうに体制を整えて議論をすることに意味があるのかなのか。今の野並議員の趣旨でしたら、「議論させ」とおっしゃるのに、何を議論するのか。そういうことで考えたら、私はこういう対応の方が適切であって、先ほどの4,000万円に4,250万を使うのと一緒で、実質決定権がないということを素直に認めた上で対応した方が市民の皆さんにも適切であると共にむだな人件費、光熱費を使わなくていいというので、野並議員のご趣旨に沿っているのではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、2問目の減額の根拠についてのお答えをさせていただきます。

減額の根拠につきましては、改正後の介護保険法施行令の規定にのっとったものでございますけれども、具体的に年額保険料で申し上げますと、所得段階の第1段階は保険料基準額の基礎となります第5段階の7万1,760円に政令で定めておられます0.375を乗じた金額として2万6,910円に、第2段階につきましては同じく基準額に0.625を乗じて4万4,850円に、第3段階につきましては同じく基準額に0.725を乗じた5万2,026円に改めたものでございます。

なお、この基準額に乗じた割合につきましては、10月以降の消費税率引上げるものに

よる財源の手当であることから、反映を平成2年度以降の完全実施時における軽減幅の半分の水準において定めたものでございます。

あと、質問中、減額が70%というふうにおっしゃっていましたが、先ほど市長の答弁にございましたけども、3月の時点でお知らせいただいております全協の資料では多分75%という表記をさせていただいたものをお聞きになったときに70というふうにお聞きになられて計算上で合わないというように申されておるとお思いますので、再度資料の方をご確認いただければ、数字についてはそのまま合っておるとお思いますので申し添えます。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 今回もこれ、専決処分ということで、金額的に、私、下がるといふことですから、これはいいことやなと思ひながら、数字を見ていると何でこんな数字に、いったい何が根拠でこの数字が出てきたんだろうという疑問を持ったんです。そういうことの議論をする場所、今聞いて初めて説明としてね、第1段階で、5段階を基準に0.375を掛けたんだと、第2段階は0.625を掛けたんだと、第3段階は0.725を掛けたんだというふうな説明を受けたので初めてわかったという状況ですよ。全協の資料でもそういうふうな説明はなかったんですよ。ここの金額からこの金額になる、この金額からこの金額になるというね、その金額だけの部分で、何を根拠にこの金額になったんだろうかという、そういう疑問が出てきたんです。全協のときにそんだけの、私、疑問は、「ああ、そうか」というふうに思っていたけど、いざ全部の議案を、質疑をどうするかということに勉強をすると、そこに突き当たったというのが現状です。ですから、やはりそういう意味においては、「下がるからいいな」というふうな思いではなく、やはり出た数字というのは、やはり根拠があつて出てきてると思うので、最初にそういう全協で説明がされていたならば疑問は湧かなかつたらうなというふうにするので、あえて質問をさせていただいた。ですからやはり、全協で言ったからというんではなくて、やはりこういう場所でもってでもきちつと明らかにしていく必要もあるだらうなというふうにも思ひます。

市長が言われた決定権がないものを議会の中でやるんかというふうなことですけども、市民の皆さんにとって、これは下がりますからね、喜ばれる内容でしょうけども、けども、決まつたからというふうな形で、どうすることもできないというふうな形であるならば、市民は意見を言うていくところがない。市民の皆さんの声を代弁している議員ですからね。そういう意味においては、やはり市民の皆さんが思つておられることを代弁するというの

が、そら、ここでひっくり返せるようなものでない。だから、最初に野洲としてどうすることもできないというものは知っているがということによっておりますけども、地方議会が、もうどうすることもできないから審議をしなくてもいいというのはやはり間違っていると思います。市民の皆さんは市の中の条例ではどうすることもできない。しかし、国民ですからね。国が決めたことを全て「そうか、そうか、そうか」と言うて地方議会が全部了承機関になってしまうというのも私はどうかと思います。ここで否決することもできないというのを知っていますよ。国の法律の中で決まっていて、野洲だけがやらないとかいうふうなことはできないということは、それはわかっています。でも、だからといって専決処分にしてもいいというものでは、私はないと思います。きちっとやはり議会の中で、こういう議論があったということを出していく必要もありますからね。全てに従うのが、私は専決で従っていくというのではないというふうに思いますので、できるだけ議会を開いていただいて、専決処分というふうな形にならないように議会の中に諮っていただきたいというふうに思います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） いや、ですから、開会前だったらこういう案件も議案にしますよと、会期中だったら出しますよと。ですけども、実質裁量権がないものを臨時議会、日程調整が大変だと思いますから、あえてやりませんと言っただけであって、地方議会を軽視したと、全然それ、論理のすり替えを言っておられると、私は思いますよ。こういうものは一切専決処分にして議案に出さないとは一切言ってません。ただ、今回の3月29日に決められたものを4月早々に本会議を開いてまでやるかと言えば、実質決定権がないものについては専決処分は妥当だと言ったわけで、何か今のだったら一般論で、国の制度で決められたものは条例改正であろうが何であろうが山仲は専決処分でやると主張したみたいなことをおっしゃっているけど、それはね、全く論理のすり替えではあると思います。だから、可能な限り今後、さっきお約束したように専決処分をしないように、皆さん方は365日議員さんのつもりをしていただいているんだったら喜んで本会議の日程を設定していただきますから。私も全然やぶさかじゃないです。断言しております。偏見で物事を判断しないで下さい。

○14番（野並享子君） どっちがや。もういいです。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 申しわけございません。先ほど私の答弁で、完全実

施の時期を「令和2年度以降」というのが正しい表現でございますが、私、「平成」というように申しあげましたので修正してお詫び申しあげます。

○14番（野並享子君） 以上です。

○議長（橋 俊明君） 第15番、東郷正明議員。

東郷議員。

○15番（東郷正明君） 第15番、東郷正明です。

議第61号、野洲市印鑑条例の一部を改正する条例について質疑をします。

この条例は、9月30日で自動交付機のリース契約が契約切れになることから、自動交付機による印鑑証明書の発行を中止しようとするものです。施行は10月1日からとなっていますが、このことによりマイナンバーカードによるコンビニでの交付を進めようとしています。全国でもマイナンバーカードは個人情報の流出のおそれがあるため、その普及率は全国でも12.8%とされていますが、野洲市での現在の普及率は何%であるのかお尋ねします。

昨年の窓口を使つての印鑑証明書の交付の利用者は何人であったのか、自動交付機の印鑑証明書交付の利用者についても何人であったのか、それぞれの利用者数をお尋ねします。

3つ目、今回の自動交付機廃止は自動印鑑証明書の交付だけで済まなく、他の証明書交付への影響もあると思います。窓口の事務量が増えると考えますが、現在の職員でカバーできるのか、答弁を求めます。

4つ目、箕面市では自動交付機とコンビニ交付との経費の比較試算で、発行枚数が少ないとコンビニ交付の方が自動交付機よりも費用がかかると試算されていますが野洲市の場合で自動交付機とコンビニ交付の経費比較試算はどうなるのか、お尋ねします。

国のマイナンバーカードの発行目標は平成30年度で人口の68%でしたが、まだ2割にも達していません。国民は利便性を感じるどころか情報の漏えいや国による個人情報の管理にも不信と危険を感じています。今回も国のマイナンバーカードの普及率を上げるため、自動交付機からコンビニ交付に移すため、地方自治体がシステム改修に多額の支出を使っている、このことをどう思われるのかお尋ねします。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 議員の皆様、おはようございます。

それでは、東郷正明議員の野洲市印鑑条例の一部を改正する条例についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の野洲市におけるマイナンバー普及率についてのご質問でございますけれども、普及率ではなく交付率としてお答えさせていただきます。本年5月末現在のマイナンバーカードの交付率は12.74%でございます。

次に、2点目の印鑑証明書の交付の利用者についてのご質問でございますが、平成30年度における窓口での印鑑証明書の交付件数は8,851件、また、自動交付機での印鑑証明書の交付件数は6,038件でございます。

次に、3点目の自動交付機の廃止で窓口の事務量が増え、現在の職員でカバーできるかというご質問でございますけれども、これにつきましては現在の職員で対応できるものと認識をしております。

次に、4点目の自動交付機とコンビニ交付の経費比較試算についてでございますが、現在の自動交付機1台を更新した場合は、約530万円の更新経費と年間維持費が必要となっております。一方で、コンビニ交付に係る年間経費約894万円が自動交付機の有無に関わらず必要となるのでございまして、市民にとりましては交付時間及び交付場所において格段に利便性の高いコンビニ交付に統一化することが経費削減となると考えております。

次に、5点目の国がマイナンバーカードの普及率を上げるため、自動交付機からコンビニ交付に移すため、地方自治体がシステム改修に多額の支出を行っているのご質問でございますけれども、自動交付機からコンビニ交付に移行するためのシステム改修等の費用は特に発生してございません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 野洲市の交付率は12.74%で、ほぼ全国平均だと思われませぬ。それでも12、3%ということは、これはやっぱり、余り普及されていないという実態であり、また、他の市で今、高齢者の免許返納とかをやられているんですけども、そのときに市がマイナンバーカードを勧めるようなことをやっていると聞いたんですけども、そういうようなことは野洲ではやっておられないのか、お尋ねします。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、ご質問の運転免許を返納されたときに市がマイナンバーカードの申請を勧めているかというご質問でございますけれども、市の方ではマイナンバーカードを勧めることはしてございません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 2つ目で、窓口で8,851、自動機で6,038ということは、これが自動機がなくなると端的にコンビニに行かれるのかどうか、住んでおられる場所とかもいろいろあるんですけども、コンビニも近くにある人となない人といろいろあって、便利になるところもあるんですけども、やっぱり特に高齢者なんかはそこに、もう免許を返納して車も乗れないひとり暮らしだとしたら、本当にこれは不便になるのではないかと、思うんですけども、それと、その辺はいかがでしょうか。

（発言する者あり）

○15番（東郷正明君） すいません。続けて行きます。

3つ目は、現在の職員で対応できると言われましたけども、私はやっぱり窓口が今よりももっとたくさん行かれると思うんですけどね。

4番目も、早くできて市民も便利になるというようなことだったんですけども、やっぱり、そやけど今、実際、カードを使っておられるのは12.74%ですから、圧倒的な人はカードを持っておられないわけですよ。これはやっぱりカードをつくりなさいと言わんばかりのもんやと思うんですけども、それと、地方自治体がシステム改修に支出を使っていないと言われましたね。これは本当に使って、この印鑑、今回のことだけでなく、いろんなマイナンバーカード等を使うことによってお金が発生してくると思います。そうした、それを、受注を受ける企業は、NECとか日立とかNTT、富士通、この4社とそのグループにつながる企業が、ほとんどそこに仕事が行っていると思うんです。そんなところに国のお金が使われているのはちょっとおかしいし、やっぱりそういうお金を使うんだったらもっと福祉や暮らしの方に……。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員、質問は質問で明確に尋ねてください。ほとんど主張でございますので、質問は質問ではっきりと明確にお願いします。

○15番（東郷正明君） はい。使うべきではないかと思えます。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、4点ご質問をいただいたかと思えますが、まず1点目ですけれども、窓口、高齢者の方が免許を返納されましたら、車にも乗れないし、コンビニにも行けないし、困られるのではないかと、証明をとれないのではないかとというようなご質問の趣旨であったかと考えますが、今現在、自動交付機は野洲市役所1台しかご

ありません。コンビニにつきましては市役所よりは家に近いところにあるというような状況で、全国でも使っていただけますし、お買い物ついでに、土・日、お休みですね、出かけられたときにも使っていただけますので、コンビニ交付の方がより利便性が高いと考えるものでございます。

次に、現在の窓口で対応できるのは本当かというような趣旨でございましたけれども、確かに自動交付機を廃止いたしますと、一時的に証明される方が増えるのは確かでございます。しかし、現在自動交付機の交付率というのは減っております、マイナンバーカードでの交付率の方が低いですが徐々に増えているのは確かでございますので、それも一時的なものと考えておまして、今現在の職員で対応できるものと考えているものでございます。

次に、マイナンバーカードが12.74%ということで、低いということで、カードを持っていない人につくれと言わんばかりではないかというようなご質問でございましたけれども、マイナンバーカードでございますが、先日の6月2日に開催いたしましたやすまる広場で写真をお撮りしてマイナンバーカードの申請を受け付けました。1日ではございましたけれども、188人の方に申請をしていただきました。伸びない理由は、東郷議員の方、先ほどいろんな情報漏えいとかそういう危険の懸念があるというふうにもおっしゃってございましたし、そういう方もいらっしゃるかもしれませんが、やはりなかなか気軽に申請できないということもあるかと、こちらの方は認識しておりますので、そういう機会をつくれればやはり申請いただけるということを考えております。市民にとってニーズはあるということを考えております。

続きまして、ちょっと4点目に、なかなか私の方では理解できにくいものでございましたけれども、国が一定の企業に予算が流れているのではないかというようなことは、多分自動交付機のシステムとかそういった扱っている機械がそういった事業所に限られているのかなということをちょっと推測させていただいておりますけれども、この自動交付機のマイナンバーの交付制度は国の制度でございますので、市が予算は費やしておりませんので、そのことに対してお答えはできかねます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 質問回数は終了しました。

第13番、工藤義明議員。

工藤議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤です。皆さん、おはようございます。

私は、議第62号、野洲市税条例等の一部を改正する条例についての質疑をさせていただきます。

総務省が出している地方税法等の一部を改正する法律の概要に、車体課税の大幅見直しの説明に、「消費税率10%への引き上げにあわせ、保有課税を恒久的に引き下げることにより、需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図る。恒久減税による地方税の減収については、エコカー減税等の見直しや国税から地方税への税源移譲により、これに見合った地方財政を確保する。加えて、消費税率引き上げに伴う対応として、環境性能割の税率を1%分軽減する」とあります。

今回の野洲市税条例等の一部を改正する条例内容で次の質問をいたします。

1つ、環境性能割が設けられた理由は何かをお尋ねし、また、税率はどのように決定されるのか。

2点目、市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては軽自動車税の環境性能割を課さないとありますが、その定める要件は何なのかをお聞きします。

3点目、非課税や2%を1%にするという税率軽減の特別措置について、期間は令和元年10月1日から令和2年9月30日までの1年間と限定されているのはなぜか。また、その後の税率はどのようになるのかをお尋ねします。

4点目、本議案の税条例の一部改正は、地方税法の一部改正によるものですが、総務省説明どおり、消費税10%増税を前提として改定されるというものかをお聞きして、この4点をお聞きします。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、工藤議員の議第62号、野洲市税条例等の一部を改正する条例についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目でございますが、環境性能割が設けられた理由でございます。国が定めた制度設計により、従来の自動車取得税を廃止しまして、新たに環境性能割が設けられたものと理解をしております。また、税率につきましては、軽自動車の燃費基準値達成度等に応じて決定され、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間は、非課税または

1%の2段階となっておりますが、軽自動車の取得価格が50万円以下の場合は免税点により課税がされません。

2点目の環境性能割を課さないとする要件でございますが、軽自動車税の環境性能割は市税でございますが、法律に基づき、当分の間、滋賀県が賦課徴収することとされていることから、県において定められております普通車における非課税や減免の規定が適用されますので、県と市でその対象範囲に差異が生じないよう環境性能割を課さないとしたものでございます。

3点目の軽減期間が1年間と限定されていることにつきましては、消費税率が上がる前の駆け込み需要が起きないように、需要平準化対策に係る臨時的軽減であると認識をしております。その後の税率につきましては、本則の税率が適用されることとなります。

4点目の消費税10%を前提として改正されるかにつきましては、ご指摘の部分もあるものと認識をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 4点にわたる回答といたしますか、説明をいただきました。今回のこの自動車に関する部分というのが提案に詳しく、実は書かれております。これを私も、何回か読みました。非常に内容的に理解がしがたい部分、また、総務省なりが発行している内容の文書についてもなかなか市民の人にとってはわかりにくいという部分があります。

そこで、今回の提案というのについては間に合いませんが、この提案が行われるときに、議員の方も確かに不勉強なところはございます。しかし、この条例内容、提案内容を見て、簡単に何か判断ができるかといったら、非常に内容的には難しいというのが率直なこの条例案ではないかということで、ここまで4点にわたる説明がされた中で追加でお聞きしたのは、特に3点目でお答えになりました2%を1%にする、さらには期間が1年間ということで、令和2年9月30日までが1年間、それが過ぎればもとに戻るということになりすけども、これは結果的にはもとへ戻るということは、一旦下がったんですから、下げたお金を納めた人たちからとってみたら、次は値上げという解釈がされるように思います。この点についての捉え方をどう捉えたらいいのかをお聞きします。

また、この消費税10%に伴って今回提案がされているわけですが、先ほど野並議員の方からもありましたように、もしこの消費税が中止になったときには、同じように単

純なことをお聞きしますが、この野洲市税条例の部分というのは、一旦これはその時点で取り消しになるのかどうか、その点をお聞きして終わります。

○議長（橋 俊明君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、工藤議員の再質問ということで、2点お聞きしましたので、それぞれお答えをさせていただきたいと思いますが、1点目につきましては、期間が1年間ということだけで、またその1年が過ぎればもとの税率に戻るんじゃないかと、そういったことで値上げという形につながるんじゃないかというようなことでお尋ねでございました。答弁の中でもお答えをさせていただきましたが、これはいわゆる国の制度設計による結果に基づいて、この1年間というのが限定されているわけございまして、消費税が10月に上がりますということで、それまで車の方を上げる前にたくさんの方が買われるというのも想定されるということで、そういった部分をなるべく販売台数に対する平準化を保つためにとられる臨時的な措置であると、このように考えております。おっしゃるように、この期間が過ぎればもとの税率に、1%プラスされた3段階の税率に戻るというような状況になってございます。

それと、2点目でございますが、消費税が10月から10%になるということで、それが仮に延期されたらこの条例はどうなるのかということをお尋ねになったと思うんですが、現在のこの状況ですね、これは10月に消費税の方を10%にするということでそれぞれの全国的な規模で事務手続も進めておりますので、そういったことは今現在のところ想定はしていないと、このように考えておりますので、ちょっとなかなか難しいご質問で答えにくい部分もあるんですが、現在のところ予定どおりに10月から10%になるという想定で現在事務を進めております。

以上でございます。

○13番（工藤義明君） 議長、もう一つ。

○議長（橋 俊明君） 終了しますとおっしゃいましたが。

工藤議員。

○13番（工藤義明君） すいません。先ほど私、質問の中でちょっと聞きましたように、いろんなところからこの税についての解釈をするための資料が出されています。そこで各資料も非常にわかりにくい部分です。野洲市が出している条例そのものはこのような形で出すというのは理解できるんですが、もう少しこれが発動されるときには、細かいといえますか、簡単にわかるような資料というのは当然今後考えられると思うんですが、その点、

最後、本当の最後でお聞きして終わります。

○議長（橋 俊明君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、工藤議員の再々質問でございます。

最後のご質問ということで頂戴したんですが、非常に税の改正についてはややこしい部分があるというようなご指摘を受けておりますが、税法の改正につきましては、これは毎年国の方で改正が行われまして、それに伴ってそれぞれの市町において対象となる条例の方を改正しているわけでございます。なかなか細かい部分で条例の方にも定めがございますので、これは地方税法に準じて条例の方もでき上がっているわけでございますが、なかなか内容を全て理解しようとするのはなかなか難しい部分があるかと思うんですが、そういった点で毎年改正されるのにあたって、いわゆる概要版ですね、そういったものも以前には、私の記憶なんですが、出したという記憶が今のところございませんので、今回の改正につきましても今現在のところ、そういった概要版について発行するというような予定は現在のところしてございません。

以上でございます。

○13番（工藤義明君） じゃ、終わります。

○議長（橋 俊明君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

（日程第3）

○議長（橋 俊明君） 日程第3、議第50号から議第56号まで及び議第66号（専決処分につき承認を求めることについて(平成30年度野洲市一般会計補正予算(第15号))他7件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第50号から議第56号まで及び議第66号の各議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご異議なしと認めます。よって、議第50号から議第56号まで及び議第66号の各議案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第50号から議第56号まで及び議第66号の各議案につきましては、通告による討論はございません。よって、討論を終結いたします。

これより、議第50号から議第56号まで及び議第66号の各議案について、順次採決

いたします。

お諮りいたします。まず、議第50号、専決処分につき承認を求めることについて（平成30年度野洲市一般会計補正予算（第15号））は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第50号は原案のとおり承認されました。

次に、議第51号、専決処分につき承認を求めることについて（平成30年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計補正予算（第1号））は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第51号は原案のとおり承認されました。

次に、議第52号、専決処分につき承認を求めることについて（野洲市税条例の一部を改正する条例）は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第52号は原案のとおり承認されました。

次に、議第53号、専決処分につき承認を求めることについて（野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第53号は原案のとおり承認されました。

次に、議第54号、専決処分につき承認を求めることについて（平成31年度野洲市一般会計補正予算（第2号））は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（橋 俊明君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第54号は原案のとおり承認されました。

次に、議第55号、専決処分につき承認を求めることについて（平成31年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第1号））は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を

求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第55号は原案のとおり承認されました。

次に、議第56号、専決処分につき承認を求めることについて(野洲市介護保険条例の一部を改正する条例)は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第56号は原案のとおり承認されました。

次に、議第66号、野洲市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについては原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(橋 俊明君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第66号は原案のとおり同意することに決定しました。

(日程第4)

○議長(橋 俊明君) 日程第4、議第57号から議第65号まで(令和元年度野洲市一般会計補正予算(第3号))他8件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第57号から議第65号までの各議案は会議規則第39条第1項の規定により、既に配付済みの議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

暫時休憩をします。

再開を午前10時30分といたします。

(午前10時17分 休憩)

(午前10時30分 再開)

○議長(橋 俊明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(日程第5)

○議長(橋 俊明君) 日程第5、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は一般質問一覧表のとおりであります。

なお、質問にあたっては簡単明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第1号、第1番、東郷克己議員。

東郷議員。

○1番（東郷克己君） おはようございます。第1番、新誠会、東郷克己でございます。

質問の前に一言申し上げます。大津の事故、また川崎市での事件等々、子どもたちが犠牲となる痛ましい事件・事故が続発しております。犠牲になられた方や、またそのご遺族、さらには被害に遭われた方にご冥福、またお悔やみ申し上げますと共に、このような事件・事故が起こらないようにすることは、我々大人の責任と考えております。中でも、行政や我々議会、議員の立場としては責任が大きいと考えておりますので、またこうした事件・事故が野洲市内において起こらないように不断の努力を怠らないようにということを申し上げて質問に移ります。

さて、今回は「将来も輝く野洲市のために」ということをテーマとして、大きく3つの内容でご質問をいたします。

去る5月23日、野洲市総合防災センターにおいて行われました湖南総合調整会議研修会において、「人口減少と少子化対策―その動向と課題―」と題した講演がございました。我々が直面している人口減少という巨大な問題に対し、さまざまな分析が紹介されましたが、最も印象に残りましたのは、どの世代もその世代のおよそ7割ほどの子孫しか残せていないとの指摘でございました。昨今の合計特殊出生率の表現を変えたものと言えますが、人口減少の実態が具体的なイメージで浮かび、改めて危機感を強くいたしました。少子高齢化と人口減少は日本の、そして野洲市の抱える最大の課題であり、避けて通ることのできない道です。今後取り組む施策は全て少子高齢化、そして人口減少を想定に入れ企画立案し、実施しなければなりません。去る5日の本会議において審議・採決されました都市計画税条例（案）に賛成いたしましたのも、今すぐにでも都市基盤整備事業に全力で取り組み、安全で住みやすいまち、住みたいまち、住み続けたいまちを築いていかなければならないという強い思いからでございます。

そこでまず、本市における人口減少への認識について市長に伺います。今のところ野洲市の人口は増加していますが、増加の要因は出生数が死亡数を上回ることによる自然増ではなく、流入人口が流出人口を上回ること、さらには転入されたご家庭での出生によっているのではないかと考えておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 東郷議員の市の人口の動態についてのご質問にお答えをいたしま

す。

直近のデータでありますけど、平成30年版の野洲市統計書の人口データによりますと、いわゆる自然の増、自然動態につきましては、平成25年から30年までの6年間で325人増加をしております。一方、社会動態ですけども、これは同じ期間で137人が増加しておりますして、統計データからは、本市の人口増加は自然増と社会増と、両方が健全な形で組み合わさって人口が増えているという状況が伺われます。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 自然増も325人が、先ほど市長が申し上げられた5年間で増えているということで、少しほっとした部分もございます。一方で、冒頭申し上げましたように、やはり転入された方のご家庭による出生がかなりの数あるというふうにも認識しておりますので、そうしたことにも目を向けて取り組んでいく必要はあろうかと考えております。

2つ目の質問に移ります。

日本全体では既に人口減少局面に入っております。つい先日、6月7日に厚生労働省から人口動態統計が発表されました。これによると昨年の合計特殊出生率は1.42、出生数は一昨年と比べ、2万7,668人の減、総人口は一昨年比で44万4,000人の減でございました。本市の人口もいずれ減少していきます。統計などにもさまざまなデータ、傾向がございますが、野洲市としてはおおむねいつごろ人口減少に転じると予想されますか。お伺いたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まず、人口の予測というのは国レベルでやっています、ご承知のように、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計があります。従来からもこの推計でいきますと、湖南の4市の中で3市は、3市といいますか、草津、栗東、守山は2040年までぐらいは増えていく。でも、野洲市はそれまでに減少に転じるということになっておりまして、平成27年の国勢調査に基づいて、いわゆるこの社人研が平成30年に公表している推計人口によりますと、野洲市は既に人口減少局面に入っていることになっているのですが、先ほど申し上げたように、推計と実態が合っていません。これは国勢調査と、今さっき申し上げたのは住民基本台帳に基づく人口の実態でありますけども、住基調査では人口がまだ増えております。

そもそも近隣市のように人口が増えていかないということを従来からも市民の皆さんが、

「野洲は発展しないまち」「魅力がないから」とかおっしゃっていたんですが、私が常々申し上げていますように、どこに、いわゆるボトルネックがあるのかということからしますと、市街化区域が極端に少ない。本当に少ないんです。野洲の遺伝子は、まちづくりの遺伝子は人口を増やさないで、道もつukらないで、大きな優良企業を抱えて、その税収を分け合おうという、そういうポリシーでやられてきましたから、市街化区域は少ないし、道路も整っていないという状況ですが、順次今、これは改善してきています。

市街化区域の面積、既にお知らせしていますように、守山、栗東市では野洲市の2倍以上です。野洲が大体今12.8%ぐらいです。守山、栗東がそれぞれ26、7%で草津市に至っては約40%ですから3倍ということで、住みたくても住めないという状況で人口が抑制されていたという面がありますが、今、順番に宅地開発が進められるように、現時点では地区計画を利用していますけども、それによって人口が増えてきている、あるいは、ニーズが高まって、今まで開発がしにくかって残っていた市街化区域が開発されているということで人口が増えてきております。

ですから今、野洲市の状況でいいますと、住みたくても住めないという状況だと思っています。ですから、先ほど社会増があると言いましたけども、むしろ社会減がかなりあるのではないかと推測されます。野洲市で生まれて、育って、就職あるいは所帯を持つときに近隣市に移るといような動態がむしろあると思っています。それとあと、市内の事業所も雇用がすごく年々拡大してきていますが、実際、事業所に就労しておられる方の25%ぐらいしか市内に住んでおられません。この中には野洲市に住みたいけども宅地がない等々で住めない方がおられますので、そういう意味では今後適正な土地利用計画によって人口はまだ増えていく可能性があると思っていますし、もう一つの人口抑制の原因が道路事情です。近隣の事業所へ通勤するにしても、車の渋滞ということで、そのまちに住んでしまった方が早いということもありますが、交通事情がよくなれば、生まれ育ったところで住んで近隣のまちにも通勤できるということも出てきますので、この2面から今後人口の見込みは増えてくるのではないかというふうに考えております。これがまた、ひいては自然増にもつながりますので、国の推計では減少局面ですが、現に増えていると。それと、これからも増えていくということが見込まれるというふうに考えております。

それと、また後ほど正式にお伝えをしますけども、速報で今、休憩時間に市の工業団地の入札が今日終わりました、具体的なことはまた正式に申し上げますけども、想定以上の高額で複数の事業者から買収希望がありまして、一番高額なところに決定をいたしました。

こういうことを見ていまして、事業所の立地も含めて市街化区域として活用できる土地が望まれていて、いわゆるポテンシャルがある状況だということが伺えるのではないかなというふうに判断しています。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） かなり踏み込んだご説明をいただきました。基本的に私の問題意識や現状認識と重なっているというふうに感じております。中でも、これまでの野洲市の、あるいは旧町時代の取り組み、ポリシーといったものからの脱却あるいは改善、道路事情の改善といったものは私としても前向きに、果敢に取り組んでいくべきというふうに考えております。またさらに、野洲のポテンシャルを生かすという部分においても同様でございまして、これをどう生かしていくのか、あるいはまた、ちょっと相反するかもしれませんが、開発一辺倒ではなく、豊かな自然といったものも効果的に残しつつ、市全体として均衡ある発展に取り組んでいくことが重要というふうに考えておりますので、引き続きご努力を賜りますことを要望しておきたいと思っております。

次の質問に移ります。

人口減少や少子高齢化の影響というのは非常に大きく、あらゆる分野に及ぶと考えております。現在市が想定している影響について主なものをご説明いただきたいと思っております。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これは一般的に想定されることでして、人口が減少することによって活力はなくなりますし、少子高齢化ということであれば生産年齢人口の減少によって経済的な活力が失われると共に、高齢者等を支える層が薄くなるわけですから、高齢者への影響というもの出てきます。それと、高齢者の比率が増えるということからすると、介護等のサービスが必要な方が増えてきて、その分が若い人たちの負担になってくるということで、先ほど申し上げましたように、社会全体の活力が相対的に失われていくという影響になると思っておりますが、ただ、高齢者が増えられるということは決して悪いことではありませんでして、できるだけ皆さん、長く元気に人生を充実して送りたいと願っておられるわけですから、そういうチャンス、そういう方が増えるということなので、そこへ向けてのサービスと、人口が減少しないということで今もご指摘があったように、住みやすい自然、都市環境、そして子育て環境を整えていくという逆の取り組みによってそれをいかに抑えていくのかということが課題になってくると思っております。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） この人口減少あるいは少子高齢化の影響というのは想像に難しくないわけですが、私の住まいしております自治会におきましてもどんどん高齢の方あるいは高齢の、いわゆる独居老人の方、あるいは高齢のみのご夫婦の世帯等が非常に増えてきているというふうな実態もございます。こうした中で、今後5年先、10年先に自治会の運営やさまざまなコミュニティーの維持について課題を感じているというのも事実でございますので、市全体といたしましてもそうした分野にも目配りをして、市全体としての活力の維持ということに注力をいただきたいというふうに考えております。

次の質問に移ります。

冒頭紹介した研修でも、いわゆるこの地域、湖南地域は、これまでは京阪神地区の郊外住宅地的役割でファミリー層の流入が見込めたが、今後は不確実として、安全なまちづくりや環境整備、地域のつながり対策など、総合的施策の必要性を訴えられました。先ほど市長も、もう既にこの分野のことにも言及をさせていただいておりますが、こうした総合的施策は子育て世代のみならず高齢者まで含めた幅広い世代が住みよいまちを目指す、まさに総合的に必要な施策と考えますが、市長の認識はいかがですか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今後のまちづくり、特に少子高齢化に向けての総合的な施策というお問いかけであります。総合的ということをご否定はしませんが、むしろ課題ごとに丁寧なきちっと対策をしていくという施策が必要かなと思っています。

例えば子育て支援ですと、一般的には保育園の充実と医療費の無料化ぐらいなんですが、それだけではやはりだめでして、野洲の場合、保育園をこども園としてきちっと公的にも整備していますし、民間保育園も用地の提供ですとか独自の補助で支援をしています。そこは絶対譲らないということでやっていますし、あと、学童も、これは今、当たり前になっていますけど、6年生まで待機なしで受け入れているまちというのは多分全国でも数少ない。それも市が責任を持っているまちというのは本当にはないはずなんです。今、当たり前になっていますけども、ここも譲らないということで安心していただけますし、あと、今、子どもたちの課題で、発達障がい、特別支援、ここも野洲で生まれて育った限りはきちっと教育なり成長が保障できるという取り組みをしていますし、虐待とかいじめも可能な限り人を充ててやっていると、こういった個別課題にきちっと答えていくということが、結果的に総合的な活力を生み出してくるのではないかなと思っていますし、あと、生活困

窮者の自立の支援のサービス等も市民に安心して暮らし続けていただけるためのサービスだと思いますし、コミュニティーバスも、最初4路線から始まって5路線、7路線という形で、財政負担は要りますけども、むしろ高齢者あるいは車を持たない方々の移動を保障する取り組みですし、あと、地域医療の市民病院の整備。先般も市長会がありまして、セミナーがありました。国土交通省の幹部の人が講演をしていたんですけども、一次、二次医療はやはりまちの必須要件だと言っていましたけども、まさに今、野洲市が取り組もうとしているのは民間病院が経営が成り立たない中で二次医療がなくなる。それを市民の皆さんのお声、専門家の意見を聞きながら進めているという、これもまちである限りはきちっと二次医療がまちの中で保障されるということでありまして、あとは、雨水幹線をはじめ、治水対策、あと、企業の立地促進。さっき京阪神のベッドタウンとおっしゃいましたけど、今、市内の雇用、先ほど申し上げましたように、年々数百人ずつ増えています。まだ計画をお聞きしているのだけでもかなりの雇用の増の見込みになっていますので、こういったこととか、従来の農業とあわせて施設型の農業を今展開されていて、それへの支援ということで、かなりの農業振興も図られています。それと、公園が少ないということで、今、緑の基本条例をつくって緑の基本計画をつくらうということで、先般も2回目の検討委員会、専門家を入れて開いていただきましたけども、これまでかなり手薄だった緑、公園ということも今後整備していくことによって、順番に重ねていくことによって、結果的に今、東郷議員がご質問になった総合的な施策になってくるのかなというふうに思っています。

今後の課題は市街化区域の拡大、来年、湖南、大津湖南、見直しがありますので、都市計画審議会で公表していますように、約32ヘクタールの市街化区域の拡大を予定していますし、国道8号バイパス、湖南幹線といったことも、あと4年、5年で開通の見込みが示されておりますので、これまでの野洲のイメージと違うまちの展開が、変に一気に大きくなるとか、開発主導という意味じゃなしに、全てのところにわたってのまちづくりが進めていけると思います。

あと残っているのはやはり高齢者の課題なんですけども、高齢者のサービスは介護保険が主になっていますけど、やはり介護保険だけではもたないということもありますし、もう一つは、先ほど言われました自治会がどうしても力がなくなってくる。そのあたりをどこが支援するかといったら、これもやはり市役所の役割ですし、あと、課題になっていきます民生委員さんですが、これも今年また改選なんですけども、従来から自治会長さん、選任に

ご苦労いただいている、そんな話がありますので、これも前から議論しているんですが、民生委員制度は残しますけども、ただ、この制度も変な制度でして、市は一切関与できない。そして、公務員になっています。大臣が委嘱する地方公務員という変な制度でして、これも法律上保障されていない制度ですので、一気に市町の長が委嘱するとか任命するような形であると共に、ボランティア型にして、一方ではそれを補完するといいますが、市が専門職を確保して、手薄のところ、民生委員さんの弱いところを埋めに行くというシステムを今、国に提案しようと思っていまして、できれば手始めに試みたいなと思っと思っています。それによって特に高齢者、障がい者への地域対応、地域対応の福祉職員ですね、そういったようなものも工夫していくことによって自治会の下支え、あるいは民生委員さんの活動がより効果的に展開できるようなことができるかなと思っっていますので、また皆さん方にご相談して新システムを工夫していきたいなというふうに考えております。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 今、本当に凶らずもですけれども、地元の大きな課題になっております自治会の運営、特に民生委員の問題に対しても言及をいただきました。こうした本当に必要でありながら大きな課題になっている部分、多々ございます。課題を個別に挙げ出せば本当に切りがないわけでございますが、やはり市といたしましてもこうした細かいところにまで気を配り、また、我々議員といたしましてもそうした地元の課題等の課題を伝えるべく仕事に取り組んでまいりたいと思っしますので、ぜひとも今後ともよろしく願っしたいと思っします。

大きな2つ目の質問に移ります。

続いて、少子化の大きな要因である結婚と家庭について伺います。

少子化の大きな要因としては未婚化、晩婚化や離婚の増加などがあり、さらに経済事情や働き方、待機児童問題等々多くの要因が絡んでくると考えられております。その一方で、合計特殊出生率が急激に落ち込んだ1970年代以降も完結出生児数、これは夫婦が最終的に生んだ子どもの数というような意味合いで、具体的には結婚してから15年から19年のご夫婦の平均の子どもの数を調査したものであることとでございます。これは2005年の調査まで、2以上を維持し、現在もやや低下したものの1.94と、2に近い数字を維持しています。また、こうした出生数のみならず、婚姻により形成が期待される安定した家庭環境が子の心身の成長や自己肯定感、アイデンティティーの形成に有為であることは3月議会の質問で取り上げた児童虐待に関する議論においても多くの専門家が言及してい

るところであり、多数の市民の方の一般的な認識とも合致するものと考えます。

以下、見解を伺います。

結婚と家庭は人が生まれ育ち、生活する土台と言えるものであり、少子化や核家族化といった昨今の流れを鑑みれば、これまで以上に保護、支援されるべきと考えておりますが、市長の基本的なご認識を伺います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 東郷議員の結婚とか家庭がこれまで以上に保護、支援されるべきではないかということですが、まさにこれまで以上なのかどうかは別として、結婚とか家庭とか、やはり人々の暮らしの一番基本の、物理的な場というよりはソフトウェアも含めて一番重要な場所ですから、当然尊重され、保護されるべきだと思っています。普通ですとこれは社会とか風習とか地域とかによって成り立つものなんですが、先ほどご質問にあってお答えしました子育てとかいろんなことも昔は家庭とか地域で成り立っていたものが、今、市のサービスでやっています。子育ても高齢者サービスも。そういうことからすると、プライバシーとかそこには立ち入れませんが、市としても課題視をして家庭が築かれる、家庭が健全に運営されるといいますか、機能していくという、そのための家庭が形成されるための出会いですとか、そういったことで課題を設定して支援の取り組みが必要ではないかなというふうに考えています。

特に結婚でいいますと、従前から比べると、出会いの機会ですとか場がない。あるいは、それを支援するような役割を担う人もない。そして、今の就労環境を見ていますと、余りにも世代を通じて忙し過ぎるので、万が一場があったとしても時間がないとかいうこともありますから、多面的にこういったことを解消して行って、もっと健全な出会いの場とか家庭が築かれる取り組みが必要かなというふうに考えています。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 次の質問に移ります。

少子化対策としては、これまでエンゼルプランなど、さまざまな施策が取り組まれてまいりました。これらは子育て支援の範疇でほとんど取り組まれてきたと認識しております。一方、国立社人研、先ほど市長も言及されていらっしゃいましたが、この分析では、少子化の要因の第一に結婚の減少を取り上げており、結婚して生まれた後の子育て環境という因子ではなくて、そもそも婚姻の数が減っていることが大きな要因であると訴えております。今後は結婚をサポートする取り組みや結婚しやすい環境づくり、あるいは結婚と出産

に関する段階的教育も必要ではないかというふうに考えております。市長と教育長、それぞれのご見解を伺います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） お答えをいたします。

結婚は何が何でもしないといけないとか、これは本人の自由だと思うんですが、統計上見ますと、ご指摘のように減ってきております。その原因はなぜなのかと言いますと、先ほど申し上げたように出会いの場がないというのも1つですし、あと、やはり経済的な問題、時間の問題、そういったことかなと思っています。それから、先ほどご引用になりました、私どもが開催いたしましたセミナーで講師も言っておられたように、結婚をしないとかしたくないという意思を持っている方が増えているわけではなくて、むしろそういうことは願っているけれども、なかなか要件が整わない。その要件は、申し上げたように、出会いの場、経済的な条件、そして時間ですので、まちとしてできることは場づくり、そして経済的な環境も、一番最初、問いかけていただいたように、野洲だけでできるわけではないんですが、野洲の活力、野洲の経済的な健全さを保つことによって、少なくとも私たちが関与できる範囲ではできるかなと。あともう一つは、働き方の改革ですね。時間がないから出会いがないという、この3つがうまくかみ合わない限りはうまく結婚とか、あるいは子育てに至らないと思いますので、市がやっている今のまちづくりの取り組み、いろんなイベントの場も含めまして、あるいは駅前の整備、市街化区域の拡大によるチャンス、こういったことが今ご指摘の課題解決の一助になるのではないかなと考えています。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 少子化対策、結婚についての東郷議員のご質問にお答えいたします。

野洲市教育委員会では、直接、結婚の支援について取り上げることはしておりませんが、学校を所管する部署として少子化は気になっているところでございます。

今日、学校では、道徳あるいは家庭科、保健体育とか、そういう授業を通じまして結婚や家庭生活、出産、子育てなどについて学んでいます。次の時代を担ってくれる子どもたちが、生まれ育ったこの野洲市に誇りを持って、自分の力でたくましく人生を切り開いてくれる、そういうふうな支援を、今後も学校教育を通じて行っていきたいというふうに思っています。さらには、こうした教育の充実が、住みたいまちにつながり、ひいては少子化対策にもつながっていくのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） それぞれご見解を伺いました。これ、1つ目の人口減少とも深く関わる問題でございますし、また、市長が冒頭からおっしゃっております市の活力というところにも大変絡んでくる問題であります。これをやったらいいというふうな単純な問題ではないというふうにも思いますし、また、強制してということでもございません。さまざまな配慮は必要というふうに考えておりますが、市として、あるいは教育委員会としても、結婚やあるいは子育てということに対しても前向きになるような情報提供、特に教育の中で、押し付けというよりは本当に子どもたちが素直にそうしたものに対して肯定感を持って受け取ってくれるような教育の方向性をお願いしたいというふうに思います。

続いて、3つ目の質問に移らせていただきます。

幼子から高齢の方まで、全ての人がその人格を尊重され、互いに認め合い、時に配慮し、時に協力し、あるいは時に譲り合う、そんな社会を日本は、また我が野洲市は目指していると私は確信をいたしております。しかるに、昨今はそうした理想とは裏腹に、他者を全く顧みない独善の極みというような行動をする者が増えているように感じてなりません。例を挙げれば、最近問題になっているあおり運転やモンスターペアレント、モンスター丸々などがございます。特にインターネットやスマートフォンの普及により、誰でも容易に、そして匿名での発信が可能となり、それによる正誤入り乱れた情報の洪水といった状況下において、これからの人権教育啓発は大きな岐路に立っているとと言えます。

そこで、今後の人権施策、人権教育啓発活動について伺います。

先ほど申し上げました正誤入り乱れた情報の洪水のような状況下においては、これまでのような個別の問題、事象に対する啓発活動と並行して、原点と言うべき思いやる心や察する心といった普遍的な道徳、基本的なマナーの啓発がより重要になっていると考えておりますが、市長、教育長、それぞれご見解を伺います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 東郷議員の人権あるいは人格の尊重において、思いやる心、察する心が大事ではないかというご質問ですけれども、まさにご指摘のとおりであります。ただ、それに加えて、思いやりというのは絶対必要なんですけれども、先ほども言われた尊重するとか制度感覚とか、そういったことも必要ですし、本当に人権が守られるためには、思いやるという人間の素直な本来持っている信条なり心の姿勢が社会の中で現実に動くような

仕組み、これもあわせてやっていかないと、単に個々の人の心の持ちようだけで具体的な社会が健全に機能するわけではないと思いますので、そういった面からも取り組んでいくということと、物理的な環境、これは一番最初のご質問とも関わりますけども、まちのハード、ソフトが健全でないとだめですし、それと、この市議会の場でも常々申し上げますように、全て情報は公開をすると、自分たちのまちの動きは市民が全て知り得ると、そして意思決定に何らかの形で参加できる自己決定権を持っているという、そういったこともあわせて必要な中で本当に思いやる心、察する心が生きてきて、健全ないいまちができるのではないかなと考えております。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 東郷議員の思いやる心等についてのご質問にお答えいたします。

野洲市教育委員会では、「愛と輝きのあるまち・野洲～一人ひとりが大切にされ、おとも子どもも学びあうひとづくり・まちづくり～」というのを教育の基本理念に掲げております。思いやりの心などは、その一番の基盤となるものですので、学校では、道徳科の授業や学校教育全体を通して、こうした道徳性を図るよう、養うよう計画的に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 市の取り組み、特に教育委員会で取り組んでいらっしゃる小学校、中学校の児童生徒に人権あるいは道徳に関する作文を書いてもらい発表するというふうな機会に何度か私も参加をさせていただきました。大変すばらしい作文を書いてくる子もいて感動を覚えるときも数々ございました。一方で、ちょっとこれ、通告ではないんですけども、吹田においていじめの認識が甘かった、放置されたというふうな問題もございました。こうした子どもたちへの啓発と並行してといいますか、ある意味それよりもさらに重要と言えるのが教員の方あるいは教育委員会の職員の方の人権感覚の啓発ではなかろうかというふうに思います。ちょっとその点についてご見解を伺えますでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 今回の事件につきましては、続々と報道されておりました、本当に痛ましい、なぜこのように放置されていたんかなというふうな思いがしてなりません。本市におきまして、昨年度、いじめの重大事案が発生しまして、専門委員会から答申を受けて、その対応、教職員のいじめ発見の力を上げるということが大変重要であるという

答申を受けておりますので、アンテナを高く掲げるためにということで、4月当初、全員研修会で研修をいたしましたし、また、各学校単位でも今回の事件を教材としまして校内の研修もやっております。そうやっていじめを発見する力をつくるということ、さらにアップするということが1つ方策であるというふうに思っておりますし、それは個人ではなしに、学校という組織全体ですね、組織対応としてしっかりと捉えるということをしていこうということで、今年度取り組んでおります。そういう形でいじめについては対応していくべく、この4月からスタートしております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 何事においてもそうかと思いますが、子どもは親が言っている言葉ではなく、親の後ろ姿から学ぶというふうなことが昔から言われております。そのとおりだと思いますし、それはやはり、先生、教師と子どもたちの関係においても同様かというふうにも思いますので、引き続きそのようなご努力をお願いしたいというふうに思います。

さて、2つ目の質問に移ります。

公平・公正を旨とし、公費を費やして事業を進める行政の取り組みでは、さまざまな配慮が必要とされます。その1つとして、最新の研究を引用する際には、その研究成果の評価が確立されたものであるかどうかなどに関し、慎重な姿勢が求められます。

懸念される最近の具体例を挙げますと、先日、新聞折り込みで配布された「すてきなまち」、この冊子でございます、の1ページに、LGBTに関する全国調査、電通ダイバーシティ・ラボというところの2018年の調査の記事でございます。この機関の調査は同種の調査結果の中でも最も高い数値が出ており、該当者8.9%という比率が掲載されています。

念のために申し上げますが、この数値が高いということを取り上げ問題視していません。今回調べた中では1%台の調査もあり、ネット上ではそれぞれの数値の妥当性や調査法等々が議論されておりました。この内容を見た私の率直な感想を述べますと、「人を何だと思っているんだ」というふうに感じました。つまり、その数値は単なる数字ではなくて、その当事者の方々が背後にいらっしゃるわけで、それをもてあそんでいるように私は感じられました。

確かにこうした数値はクラスに何人いるといった指摘をすると、多くの人にとってイメ

ーじしやすく、配慮が必要との啓発には有効かもしれません。しかし、振れ幅の大きいこうした数字に頼る啓発というのは、先ほど申し上げたように、本質を見失う危険があります。問題は数ではなくて当事者の方々の人権であり、言われなき差別に苦しんでいる人が存在されるなら、その数の問題ではなく、しっかり対応すべきですし、また、そうした意味での人権啓発にも取り組むべきと考えております。

これは一例に過ぎませんが、こうした最新の調査結果や研究成果にはこのようなばらつきが大きかったり、評価が定まっていない、あるいは議論の対象になっているといったことも多く、特に人権のように繊細な配慮が必要な分野ではなおさら慎重であるべきです。大切なことは、この人権の質問の1つ目で申し上げたとおり、基本的な道徳心の涵養であり、そうした他者への思いやりや自分との違いを認める、受け入れるといった心を育むことではないかと考えております。市長の見解を伺います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今、冊子を例にしてお問い合わせをいただきました。まさにご指摘のとおりだと……。

（「マイクが入ってない」の声あり）

○市長（山仲善彰君） 東郷議員から、今、冊子をもとにして人権を守る取り組みにおいてもきちっとしたデータとか確立された見解に基づいてやるべきではないかということですが、まさにそのとおりだと思っています。

それと、パーセントがどうかとかいうことを問題にしておられないとおっしゃいましたけども、まさに私、いつも言っていますように、お一人を救えない、お一人を伸ばせない制度は制度でないと言っていますから、数が多いか少ないかは別として、今ここに上げられているような問題で困っておられたら、それは比率が多いかどうかは二次的なことだと思っています。

ただ、この冊子につきましては、従来、これ、野洲町、野洲市、ただ、15号ということからすると、市になってから改訂されているわけですが、協議会が主体で市の職員も協力してやっているということで、私、責任逃れて言っているわけじゃなしに、全く関与していませんので、今年のこれが配られたときにも、見たときに、ここに私の挨拶が載っていますので、職員にこの挨拶は、私、いつ書いたか、私、いつ決裁したのかなと言って確認したら、結果的に発行されるまで、一切、私、これを見ていなくて、私も一市民として目にしたということですので、今後、検閲とかじゃなしに、ここに「野洲市」と

書いて市長名を入れるのであれば、もう少しきちっとした手続が要りますし、ご質問があるので確認をしましたら、通常これ、発行人とか発行責任者がいるべきなんですけども、誰もそれが見つからないという状態でありまして、悪いという意味じゃなしに、従来からの野洲のまちの場合、人権問題、丁寧にやってきました。原点は、いわゆる同和対策なんですけども、本当に今の時点でこういうやり方でいいのかどうかというのと、ここに取り上げられている話題につきましても、従来ですと同和対策ということでは国の特別措置法がありまして、いわゆる公式見解がありましたので、それを基本にして情報提供をしたらよかったですけども、新しい社会課題、新しい社会事象については、ご指摘のようにさまざまな調査機関のデータもありますし、見解もありますので、チェックするとかいうことじゃなしに、もう少し慎重に発行物なり情報提供をしていかななくてはいけないのではないかというふうに今回のご質問を受けて一層思っているところであります。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 基本的に、私が課題視している内容をご認識いただいてのご答弁であったというふうに考えております。先ほども申し上げましたけれども、このような取り上げられている内容といいますのは、当事者の方にとっては大変切実な思いも多々あるかと思えます。この冊子自体は、拝見しておりますと大変真面目におつくりになったのではないかというふうに思いますが、結果としてやはりその取り上げ方によって誤解を与える部分があったと思えますし、また、市長がおっしゃったように、冒頭に市長のお名前、挨拶文が入っておれば、誰しも市長がこれに積極的に関与されているというふうな認識を持たれることもございますので、市長の答弁もございましたけれども、重々そうした点において注意をお願いしたいと思います。

また、1人を救えない制度は制度としてだめだという非常に力強いお言葉もいただきました。野洲市はこれまで人権につきましてはとりわけ重視して取り組んでいただいていたというふうにも認識しておりますので、そうしたまさに基礎、基本をしっかりと堅持して今後も取り組んでいただきますことをお願いしておきます。

最後に、同様の質問ですけれども、特に人格やアイデンティティーの形成の途上にある子どもたちへの教育・啓発活動にあたっては、先ほど来申し上げているような基礎、基本の道徳心の涵養ということが何より重要と考えております。教育長の見解を伺います。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 東郷議員の道徳心の涵養についてのご質問にお答えいたします。

学校教育では、先ほどもお答えしましたけども、道徳科の授業を含めて、全ての教育活動を通して子どもたちの道徳性を養うようにしております。

その中で、人権教育・啓発という面からいいますと、心の面からいいますと、多様性を認め合い、一人ひとりの自尊感情を高めていく、そういうことが一番重要であるというふうに考えています。

また、さまざまな人権問題の解決に向けて、自分はどう向き合っていくのか、自分との関わりでいろんな問題を考えていくことが一番重要ではないかなというふうに考えております。

さらに、そうした心の問題だけではなく、行動面、人権というのは心と、それから行動という部分も大事になってきますので、例えば、児童会や生徒会、そういう活動の、自主活動というふうにいるんですけども、そういう自主活動の中で自分たちの思いを実現したり、社会をよりよくしたりする体験活動といいますか、そういうふうな活動を学校教育の中に組み込んでいくことも大切だというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 今、ご答弁をお聞きしながらぱっと浮かびましたのが、子どもたち自身が個の、個人の「個」の確立、自分で考える、自分の考えをしっかりとめて他者に伝える、こうしたことも道徳でありながら、他の、例えば国語とかそういう論理的な思考とも関連してくると思います。こうした点に関しての教育について最後にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 文部科学省が新しい学習指導要領、平成30年度ですか、来年度ですね、令和2年度から小学校で新学習指導要領がスタートしますし、その1年後、中学校から。そこでの一番の大きな狙いは、自分との関わりで物事を考えるという、そういうことが言われております。ひところよく言われたのがアクティブラーニングというふうな言い方ですが、今は主体的・対話的で深い考えという形に変わってきましたけども、まず自分でしっかりと物事を考える。その上でそのことを仲間と共有して、伝え合って論議をしていってさらに深めるという、そういうことが全ての授業で行うようにというふうな方向に変わっていきます。ですから、全て、小学校、中学校でもそういうことを先行実施といいますか、先に取り入れて授業の中で少しずつそういう時間をつくって授業を進めて

おりますので、自分でまず考えるということは、今議員がおっしゃられたように非常に大事なかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 東郷議員。

○1番（東郷克己君） 市長、また、教育長、それぞれ人権について、また質問しましたそれぞれのテーマについてお答えをいただきました。これら全て、何度か申し上げましたが、これをやればいいというふうな回答のない、ある面、正解のないテーマというふうにも考えてございます。ふだんの取り組み、また継続した取り組みが必要かと思っておりますので、私も今後も継続して問題意識、課題意識を持って取り組んでまいります。それぞれのお立場で今後も継続して取り組みをお願いして質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（橋 俊明君） 次に、通告第2号、第8番、矢野隆行議員。

矢野議員。

○8番（矢野隆行君） それでは、第8番、矢野隆行でございます。

この6月定例会におきまして、大きく3問について質問したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

まず、1番目でございますけども、国土強靱化地域計画の策定に向けました取り組みについてお伺いさせていただきたいと思っております。

毎年、台風、大雨災害は全国各地に大規模な災害をもたらしておるのが現実でございます。災害発生時には災害対策基本法に基づきまして予防、応急、復旧、復興というあらゆる局面に応じまして、国と地方公共団体の権限と責任が明確化、これはされております。地域防災計画におきましては、防災体制の確立、防災事業の促進、災害復旧の迅速適切化等を定めておりまして、さらに多様な災害発生に備えまして地域防災マニュアルや避難所運営マニュアル等を整備することになっておるわけでございます。

これは熊本地震や夏の台風災害におきましては一部自治体の避難所運営に自治体職員が関わったことによりまして、災害対応に支障を来すというケースも見られたようでございます。東日本大震災の教訓を機に平成25年12月に公布、施行されました、いわゆる国土強靱化基本方法におきましては、その第4条におきまして、地方公共団体の責務を明記すると共に、その第13条におきまして、都道府県が、また、市町村におきましては国土強靱化地域計画を定めることができると明記されております。この国土強靱化地域計画に

つきましては、今後どのような災害等が起こっても被災の大きさ、それ自体を小さくすることが期待できると共に、計画作成後には国土強靱化に係る各種の事業がより効果的かつスムーズに進捗することが期待できるために、国としてもこれは平成27年1月に国土強靱化地域計画に基づきまして実施される取り組みに対しまして各関係省庁の支援について今決定しておるところでございます。

しかし、この国土強靱化地域計画の策定状況につきましては、これは今年の3月でございますけれども、都道府県におきましては計画策定済みが46都道府県、計画策定中が1都道府県であるようでございます。さらに、市町村におきましては、この計画策定済みというのは91市町村、予定も含む計画策定中というのは95市町村にとどまっているのが、これ、現実でありまして、いまだ多くの市町村がこの国土強靱化地域計画を策定できていないのが現状でございます。

この国土強靱化地域計画の策定につきましては、今後も発生するであろう大規模自然災害から、いわゆる市民の生命、財産を守ることが最大の目的でございます。そのために事前の備えを効率的かつ効果的に行うという観点から早急に制定、公表すべきであると私は考えております。

そこで、本市におきましていつごろを目処にこの国土強靱化地域計画を作成しておられようとするのか、また、その内容等について何点か質問させていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、1番目でございますけれども、策定の必要性、地域計画の策定は法律上、これ、義務規定となっておりますけれども、地域の強靱化を総合的・計画的に実施することは地方公共団体の責務として定められておりますけれども、この点の見解を伺いたしたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） それでは、矢野議員の国土強靱化についてのご質問にお答えをさせていただきます。

国土強靱化地域計画につきましては……。

（「マイクが入っていない」の声あり）

○8番（矢野隆行君） 部長、待って、ちょっと。マイクが全然ですわ。暫時休憩。

○議長（橋 俊明君） ちょっと待って。

○8番（矢野隆行君） さっきもおかしかったね。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩いたします。

（午前 11 時 32 分 休憩）

（午前 11 時 33 分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○政策調整部長（竹中 宏君） それでは、矢野議員の国土強靱化に対するご質問にお答えをさせていただきます。

国土強靱化地域計画につきましては、現時点において策定はしてございません。本市においては、国土強靱化の理念でございます、4つございますけれども、1つが人命の保護、2つ目が社会の重要な機能の維持、3つ目が国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、4つ目が迅速な復旧復興と同様の方針を、総合計画あるいは地域防災計画などの中で定めてございます。

こうしたことから、地域の強靱化を総合的・計画的に実施することは、当然、地方公共団体の責務であるというふうに認識をしているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） どういうんか、認識されているというのは確認させていただきました。

それで、2番目ですけども、こういった内容を少し細かく確認したいと思います。

いわゆる地域が直面する大規模自然災害のリスクを踏まえまして、地方公共団体が地域の強靱化を総合的かつ計画的に推進することは、住民の、先ほどおっしゃったように、生命と財産を守るのみならず、これは経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりに通じると考えておるわけございまして、地域の経済成長にも資するものであり、こういった点を極めて重要と考えておりますけれども、こういった点についての見解を伺います。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 矢野議員がおっしゃるとおり、地域の強靱化を総合的・計画的に実施することは、生命・財産を保護すると共に、安全・安心なまちづくり、ひいては安定した経済成長につながるものと認識をしているところでございます。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） そのとおりだということで受けたわけでございますけれども、これを少し広げまして、地域強靱化、実効性のあるためには、国における取り組みならず、地

方公共団体が、いわゆる民間事業も含めまして関係者が総合力を上げまして、これを野洲の住みやすいまちづくりの一環として取り組むことが不可欠と考えておりますけれども、こういった点の見解を伺います。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 国土強靱化基本法の基本的な考え方を実効あるものとするためには、国、おっしゃいました地方公共団体、そして民間事業者などの関係者が連携をしながら進めていくということが不可欠でございます。

本市におきましても野洲市地域防災計画に基づきまして市町村間の相互応援協定、あるいは事業所等との災害応援協定を締結しているところでございまして、平時から防災協力体制の構築に取り組んでいるというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 事業者との連携もしっかり取り組んでいていただくのは、これは前からお聞きしていることでありまして、次、4番目でありますけれども、この基本法におきましては、地方公共団体の国土強靱化に関する責務として、基本法第4条におきまして地方公共団体は第2条の基本理念にのっとりまして国土強靱化に関する国との適切な役割分担を踏まえまして、その地方公共団体の地域状況に応じた施策を総合的かつ計画的に制作し、及び実施する責務を有するとされておりまして、地域計画の策定はこの責務を果たす有効な手段でございますけれども、こういった点の見解を伺わせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 地域計画の策定につきましては、地域の強靱化を総合的・計画的に実施する有効な手段の1つであるというふうに認識をしております。本市の総合計画あるいは地域防災計画などの既存計画と地域計画の位置付けが現時点において不明確であること、また、国が国土強靱化年次計画（素案）を公表したところでございますので、現時点におきましては、今後、国から示されるガイドラインを検証する状況であるというふうに認識をしております。

なお、現在、取り組んでおります雨水幹線事業あるいは国道8号バイパス整備事業につきましては、強靱化の理念にも合致しており、地域の強靱化を計画的に推進しているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 肅々と単年では雨水幹線等々、取り組んでいただいているのは理解しているところでもございます。

5番目でありますけれども、これは国土交通省所管の社会資本総合整備事業や防災・安全交付金、さらにまた農林水産省所管の農山村の地域整備交付金、消防庁所管の消防防災施設整備費補助金、緊急消防援助隊設備整備費補助金など、いわゆるこれは32関係府省庁所管の交付金、補助金などにおいて、これが、支援が講じられると共に、この交付金の判断によりまして、一定程度考慮されるようになっておりますけれども、こういった点についての何か見解がございましたら考慮されているのかお伺いさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 国土強靱化地域計画に基づきまして実施される取り組みに対しまして、議員がおっしゃったように関係府省庁の支援として、消防防災施設整備費補助金あるいは学校施設の環境改善交付金などの補助金・交付金によりまして支援を講じるというふうにされているところでございます。

支援の内容につきましては、その補助金・交付金の交付の判断において、一定程度配慮するというものでございます。その一定程度という配慮がどういったことか、具体的に今のところ示されておられませんので、その辺は今のところわからないというような状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 一定程度というか、具体的に数字が出ないというのが現実だと思いますけど、こういったのがあると認識しながら進めていっていただきたいと思います。

次に、市民部長ですけれども、6番目、災害発生時でございますけれども、災害対策基本法に基づきまして、これは予防、応急、復旧、復興というあらゆる局面におきまして、国と地方、先ほど述べたように権限と責務がこれ、明確化されておまして、いわゆる地域防災計画におきましては、防災体制の確立、防災事業の促進、災害復旧の迅速適切化を定めておるわけでございます、さらに多様な災害発生に備えまして地域防災マニュアルや避難所運営のマニュアルを整備することとなっておりますが、この現状をちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、6点目のご質問の地域防災マニュアルや避難所運営マニュアル等の整備についてのご質問についてお答えをいたします。

地域防災マニュアルにつきましては、野洲市地域防災計画に記載というものはございませんけれども、昨年度に策定いたしました業務継続計画、これを受けまして、今年度は災害時の業務手順を定めた現行の災害時初動マニュアル、これの見直しを行います。

また、同じく業務継続計画を受けて人員が不足する業務の支援計画となります災害時支援計画に着手したいと考えているところでございます。

当該計画に記載している、また、避難所運営マニュアル、これについてお答えいたしますと、避難所運営マニュアルは平成30年3月に作成をしております、避難所開設時や訓練に活用することとしてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 避難所運営マニュアルは実際訓練もされているのはよく承知しているところでございます。業務のPDCですかね、これも一緒、並行してやっていただいているところでございます。

7番目ですけれども、これは内閣府の避難所運営等の基本方針によりますと、被災者のニーズの把握や他の地方公共団体等の応援及びボランティア等の応援団体の派遣、これを調整等する、いわゆる避難所支援班を組織しとあるわけでございまして、本市の避難所支援班はどのように組織されていまして、災害時はどのような動きをされるのか、こういった点が、現状わかる範囲内でいいですから、教えていただきたいと思っております。

○議長（橋 俊明君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、7点目のご質問の本市の避難所支援班の組織や災害時の動きについてお答えいたします。

本市におきましてはご質問の避難所支援班につきましては、福祉班というものが担当することとなっております。

組織についてでございますけれども、健康福祉部の社会福祉課、こども課、子育て家庭支援課。失礼いたしました。子育て家庭支援課、家庭児童相談室、障がい者自立支援課、地域生活支援室、そして高齢福祉課、地域包括支援センターで組織をしております。

災害時の動きにつきましては、福祉班は指定避難所の設置運営、そして要配慮者、これは高齢者や障がい者等でございますが、要配慮者の援護と支援、ボランティアの受け入れ

と配置及び関係団体との連絡調整、そして指定避難所開設状況の本部への報告、福祉関連の被害状況の把握や関係機関との連絡調整といった役割がございまして、このような業務を実施することとなっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 福祉班を立ててやるということは、現実、どれだけの方がそこに集まっていたかというのはまたそのときどきで変わると思いますので、それをちょっとまた検討していただきたいと思います。

次に、8番目でございますけれども、これは市町村におきまして、地域計画を策定する場合には、都道府県の策定した地域計画を参考にいたしまして、いわゆる調和を図っていくとより効果的であるというのようになっております。この基本法におきましては、地域計画の調和規定が設けられておりませんが、しかしながら、地域計画の調和が図られればその取り組みもより効果的に推進させることが、これ、期待されるわけでございます。

そういった点から基本法第6条の趣旨を踏まえまして、都道府県と市町村が十分に対話、相談を重ねまして、各々の役割分担を踏まえまして十分な連携を図り関係する地域計画相互の調和が確保されることを、これ、望まれることでもございます。

特にこれから制作を行う市町村の本市でございますけど、当該地域の都道府県が、既にこれは、滋賀県はやっておりますので、そういった地域計画を参考にしまして調和を図ることが、これ、効率よく合理的ではないかとも思うわけでございます。さらには、滋賀県では市町村で1市だけだったと思いますけれども、隣接する市町村の地域計画相互の調和の確保も同様でございます。

この基本法の第6条におきましても国、地方公共団体、事業者、その他の関係者が第2条の理念の実現を図るために相互に連携を図りながら協力すると努めなければならないとなっておりますけれども、こういった点、何か見解があればお願いしたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 策定する場合がありますけれども、県や近隣市町村との調整というのは重要なことだというふうに認識をしております。

それと、実行する場合においても、いずれにしても近隣市、関係市町との連携というのを強力に図っていかねばならないというふうに認識をしているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 前向きなことにはなるとは思いますけど、そういった点も考慮しながら進めていただきたいと思うわけでございます。

これ、9番目ですけれども、いわゆる防災人材の育成が進んだ、防災士が増加した、自主防災組織の連携が進んだ、防災メールの登録者が増加したなどなど、企業の、先ほどありましたけど、BCP策定促進、さらにはBCPの認定企業が増えた、BCPを作成する企業が増えた等々、企業のBCPの、これ、策定研修を実施したなど、民間事業との連携促進、民間事業者との災害時応援協定の締結件数が増えた、計画策定に際しましては設置した会議体、参画した民間事業が策定後に他の事業者との連携窓口として協力してくるようになった、継続性のある合同防災訓練を行うようになった、さらにはこの計画地域の策定進捗を管理することによりまして、庁内の意識の共有や推進力の出現などによりまして、各種の施策事業のスムーズな進捗が期待できるという、こういったものがありますけれども、こういった点につきまして何か見解があればお伺いさせていただきたいと思っております。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 計画を策定いたしまして進捗管理をするというのは重要なことだと認識をしております。最初に、冒頭、お答えをいたしました、本市においては地域計画については策定をしておりますが、現時点において総合計画ロードマップあるいは公共施設等マネジメント推進会議におきまして各事業の進捗管理について庁内の意識の共有や推進力の創出に、そういったことにつながっているというふうに認識をしているところでございます。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） お互い連携しながらやっていっていただきたいという思いで今質問させていただきました。

これ、最後でありますけれども、10番目ですね。これ、法定計画である地域計画を作成しまして、事業の優先順位を対外的に明らかにすることによりまして国土強靱化に係る各種の施策、これ、事業ですね、より効果的、スムーズに進捗することが、期待できるわけでございます。さらには、地域計画の策定の際には部局横断的に脆弱性評価や対応方針の方策の検討に取り組むために、策定後は各部局、強靱化という共通の目標を意識しながら所管施策（事業）を実施できるようになるというわけでございます。さらには、これは部局間の相互理解や庁内の情報共有が進みましてスムーズに推進できるようになるのでは

ないかと考えるわけでございます。

この強靱化の推進により地域の防災対応力が高まることによりまして、いわゆる住民や民間事業の地域に対する安心・安全、そういった気持の高まりも期待できるため、この強靱化を地域で成長させるという発想も重要であると考えておりますけれども、こういった点についての見解を伺わせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 本市におきましては、雨水幹線事業、そして国道8号バイパス整備事業だけでなく、ハザードマップあるいはインターネット、メール配信、広報車といった多様な手段を通じまして情報提供体制の確保、そしてハード対策とソフト対策の両面から災害に強いまちづくりを実践的に進めているというところではございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 次ですけれども、11番目でございますけれども、これは地域振興や若者定住、先ほども質問がありましたけれども、など、掲げまして、強靱化の取り組みと地域活性化の取り組みをあわせて推進する市町村もあるわけでございます。この強靱化の取り組みによりまして、地域が災害に強くなることが地域住民や地域に展開する民間事業にとっても有益となるわけでございます。地域計画を作成した暁には地域の内外へのアピールしていくことも地域の成長に、これはつながると思っておりますけれども、見解を伺います。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 本市につきましては、市街化区域の面積が非常に狭いということで、先ほど市長の答弁もございました。そういったことで、それにも関わらず人口が伸び、企業立地、あるいは設備投資が行われているというところで、本市における強靱化の推進については既に今、一定の評価をいただいているところでございます。そういった認識をしてございます。そういったことを進めること、着実に進めていくことが最も重要であるというふうに認識をしているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 前向きにずっと、政策部長、答えていただいているのはいいと思います。

12番目でありますけれども、これは大規模自然災害のさまざまな変化によりまして地域の対応力の増進も、これ、もたらすわけでございまして、地域の、これは持続的な成長を促すものであり、地域の強靱化を進めることによりまして地域の活性化に寄与するものでありまして、いわゆる事態が発生しても機能不全に陥らない経済社会システムの確保が災害等からの住民生命また財産を守り、産業競争力、経済成長力を守ることのみならず、国、地方公共団体、民間事業者、それぞれに情報変化の対応力や生産性、効率性の向上をもたらすものとするわけでございまして、この中長期的な持続可能な地域の成長をこれは後押しするものだと考えますけれども、そういった点、何か見解があればお伺いさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 国、地方公共団体あるいは民間事業者がそれぞれの災害等への対応力を増進し、ひいては持続的な地域の成長を促すものと認識をしているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 先ほど市長からも答弁があったように、三上の工業団地が完売できるという報告も受けておりまして、野洲市自身は、どっちかというところと安心なまちという認識があると思いますけれども、そういった点でもう一度確認させていただきますけど、13番目でありますけれども、こういった観点から、地域のさらに強靱化をすることによりまして地域の活性化に、これ、結びつくものと考えておるわけでございまして、この点を十分意識して地方創生と連携して取り組むべきであるとするわけでございまして、こういった点から地域の強靱化に向けた取り組みが、これ、本当に肝要ではないかと考えるわけでございまして、もう一度見解を伺わせてもらいます。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 今実行しています雨水幹線整備事業あるいは国道8号バイパス整備事業でございますけど、そういった情報提供体制の確保、そして、ハード対策とソフト対策を進めることが、結果的に地域の活性化に結びつくものであるというふうにございまして、考えておるところでございます。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 並行して、雨水幹線、国8を進めていただいているのは本当にい

いことだと考えております。

14番目でございますけど、これは総務部長になるのかな。老朽化対策の、これはインフラ長寿命化基本計画によりまして、インフラ老朽化対策の推進によりまして、関係省庁連絡会議におきまして地方公共団体はインフラ長寿命化計画を策定し、施設の現状と課題、中長期的維持管理、さらには更新コストの見通し、取り組み方向性を、これ、取りまとめることになっております。個別施設も策定することにはなっておりますけども、地方公共団体が策定する、いわゆる公共施設等総合計画は、この行動計画に該当するのでございまして、これは現状進めてもらっておると思いますけど、こういった点、現状をお伺いさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 公共施設等総合管理計画につきましては、平成29年3月に既に策定をしております。これに基づきまして各施設の中長期的な更新あるいは統廃合、長寿命化などのあり方を定めた野洲市公共施設のあり方を本年3月に策定したところでございます。

この方針に基づきまして、個々の施設の適正な維持管理を行っていくため、個別施設計画の策定につきましては、令和2年度までに完了する予定で事業を進めているところでございます。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 粛々と進めていただいていることはいいことだと思っております。

最後でございますけれども、15番目でありますけれども、国土強靱化、これはいわゆる大規模な自然災害を対象にした取り組みであるため、地域計画の策定に係る脆弱性の評価におきましては、これはインフラ施設等の老朽化に関する点検・評価を改めて行うことは、必ずしも前提とは、これ、しておらないわけでございます。地域計画及びインフラ長寿命化の行動計画の策定及び推進するにあたりましては、これは相互に連携し、調整等を持ちながら進めることが、これ、効果的、効率的、合理的となっておるわけでございます。その際でありますけれども、これ、既存の公共施設や公的不動産の集約、用途転換など、公的ストックを有効活用し取り組むことにもなっておりますけれども、こういった点、何か見解があれば伺わせてもらいます。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 公的ストックということでのご質問でございます。野洲

市公共施設のあり方に基づきまして個別施設計画を除きまして、土木インフラを含めた公共施設等を適正に管理する計画をおおむね策定し、公共サービスを安定かつ持続的に提供できるよう事業を推進していることから、ご質問の公共施設等の長寿命化や有効活用につきましては既に取り組んでいるというところでございますので、答弁とさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員の一般質問の途中ではございますが、

矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 以上、1番目の質問はここで終わりたいと思いますけども、よろしいですか。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員の一般質問の途中ではございますが、暫時休憩をします。再開を午後1時といたします。

（午後0時00分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

矢野議員。

○8番（矢野隆行君） それでは、大きく2番目に入りたいと思います。

住み続けたいまちづくりにつきまして、地域包括ケアシステムの実現に向けて質問させていただきます。

この地域包括ケアシステムの構築の重要な局面として、先行研究では以下の5つが挙げられておるわけでございます。すなわち、1つ目としては分野横断的な視野に立った地域アセスメントサービス整備、2つ目はサービスシステム提供レベルにおける総合的な相談・支援調整体制の強化、3番目は臨床実践における多分野の専門職連携、4番目は互助支援の活性化、専門的ケアとの組み合わせの最適化、5番目、包括ケアの評価とフィードバックである日本は、諸外国に例を見ないスピードで少子高齢化が今、進行しているのが現状でございます。今後この認知症高齢者や単身高齢者世帯の増加に伴いまして、医療や介護サービス以外にも在宅生活を継続するための日常的な生活支援、いわゆる配食・買い物応援、見守り等が必要とする方の増加が増えるのが見込まれておる状況でございます。

ちょっと中を飛ばさせてもらって、それ以外にも市町村におきましては、策定すべき計画には、これは保健福祉領域だけでも障がい福祉計画、さらに子ども子育て支援計画、健康増進計画と複数あるわけございまして、この複数分野に共通するニーズがあれば、ニ

ーズに対応するサービスの機能に着目し、領域横断的にサービスの合理化を図ること考えるわけでございます。

以上、中を抜きまして、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が、これは近々の課題であるわけでございます。

そこで、次の点を伺わせてもらいます。

1つ目でありますけれども、高齢者の社会参加をより一層推進することを通じまして、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍するなど、高齢者が社会的役割を持つことで生きがいや介護予防にもつながる取り組みが重要であるわけでございまして、この少子高齢化に対しての見解を伺わせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、矢野議員の「住み続けたい街づくり、地域包括ケアシステムの実現へ向けて」の質問の、高齢者の社会参加の一層の推進に着目して少子高齢化社会についての見解を問うということについてお答えさせていただきます。

本市の総人口につきましては微増はしておりますけれども、ここ数年の出生数は横ばいから減数傾向にございます。高齢化率は一貫して増加しており、今後、高齢者人口は、ますます増加し、特に後期高齢者人口が急増すると予測しております。また、年齢構成につきましては、生産年齢人口がより減少していく傾向が続くと予想しております。

少子高齢化の急速な進行に伴いまして、地域社会ではさまざまな課題が浮かび上がってきます。このような状況のもとで、議員がおっしゃった高齢者の社会参加をより一層推進することを通じまして、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍するなど、高齢者が社会的役割を持つことで、生きがいや介護予防にもつなげる取り組みが重要であるということは、まさにそのとおりと認識しております。

本市では、高齢化率が4人に1人をもう既に超えておりまして、多くの高齢者は身体的にも社会的にも経済的にも多様であり、以前のように高齢者だから施策あるいは事業の受け手とは限られないのが実際の姿だと認識しております。一昨年からは、元気な高齢者がやる気高められ、実際の活躍の場を持つことができるように、高齢者のボランティア支援のプログラムを検討しており、市民あるいは関係機関を交えて取り組んでいる最中でございます。

健康で社会の役割を担う高齢者が増えることは、介護予防としてそれぞれの高齢者のQOLの向上に寄与するのはもちろんでございますし、社会や経済にも活気を与え、実態的には生産年齢層が増えるのと同じ効果が社会にもたらされるものと考えております。

一方で、やがて介護や支援が必要になっても、医療、介護、住まい、生活の支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムが地域資源として充実していることが、公的セーフティネット施策と共に重要であると考えております。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） ますます高齢者の居場所づくり、これに邁進していただきたい、こんな思いでございます。

2つ目でございますけど、市内のひとり暮らしの高齢者の状況はどのように把握されているのか、こういった点をお伺いさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまの市内のひとり暮らしの高齢者の状況の把握についてでございますけども、総数的な概要を申し上げますと、平成27年度の国勢調査では、野洲市の高齢者単身世帯数は1,218世帯、全世帯数が1万8,129世帯でございますので6.7%でございます。平成17年度の数値が596世帯でしたので、10年間で約2倍となっているところでございます。経年傾向からいたしますと、現在はもっと増加していることも想定できますけども、住民登録、住民基本台帳では世帯や居住実態とは異なっていることもございますので、来年実施の国勢調査の結果まで直近値としては不明でございます。

次に、ひとり暮らし高齢者の生活等状況の把握についてではございます、高齢者本人、家族、地域の方などから相談を受けた場合には自宅を訪問しまして、状況をお聞きして必要なサービス、制度につないでおります。また、その方の状況に応じて、地域包括支援センターの職員が電話あるいは訪問などにより定期的に状況の把握に努めているところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 今、政策監、3番、4番も一緒に答えていただきましたので、これを割愛させていただきます。

5番目でありますけれども、地域包括ケアシステムの構築についてのさらなる見解を伺わせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 地域包括ケアシステムの構築についてでございます。

介護や支援が必要になっても、医療、介護、住まい、生活の支援が一体的に提供される、いわゆる地域包括ケアシステムが地域資源として充実していることは、公的なセーフティネット施策の堅持と共に重要であると考えております。

本市には、これまで公的に整備が進められてきた社会資源と、それぞれの地域でつくり上げてこられました多くの支え合いの仕組みが既にごございました。地域包括支援システムはもともとからある程度の水準、レベルで維持されていると認識しております。

現在及び今後について特に重要で現在進めておるのは3点申し上げますと、まず1点目といたしましては、新しい野洲市民病院や介護施設の充実と共に、それらの機関とスタッフの多職種の連携を強化して、医療・介護という社会資源のネットワークを充実させることであり、対応の検討や多職種連携の研修事業を継続的に進めております。

また、2点目といたしましては、地域や市民グループ有志による支え合いの仕組み、つまり、生活支援体制を充実させ、または新たに立ち上げたり発掘することが重要であり、百歳体操やサロン等の居場所づくりを社会福祉協議会と連携をして促しているところでございます。

なお、生活支援体制、ひいては地域包括ケアシステムというものは、必ずしも大がかりな仕組みというよりも、組織を要したりするものではございません。例えば、今年度から実施をすることになりましたゴミ出し支援は、ある地域で既に実践されていた取り組みを規定化して全市に横展開したことでございます。これで何人かの困りごとが解消すれば、これも、いわゆる生活支援体制、地域包括ケアシステムの充実がしたということが言えると考えております。市としては、現場の声を傾聴しつつ、適宜必要な支援または促進をして積み上げていきたいと考えております。

最後、3点目といたしましては、認知症施策の充実でございます。認知症は要介護認定申請の理由として最も多く、高齢者虐待の要因ともなっております。認知症の理解を深めるための啓発として、認知症サポーター養成講座、認知症の早期発見・早期対応を行う認知症初期集中支援事業、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れについて示しました認知症ケアパスの周知、認知症の人の介護者への支援の場としてカフェなどを実施し

ており、今後も継続して実施していきます。また、認知症の方の見守りを含む地域の見守りネットワークを市民生活相談課を中心に現在検討して構築を考えているところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） いろんなグループとの連携が大事だと思いますのでよろしくお願い致します。

6番目、ボランティア活動を今も進めていただいているということなので割愛させていただき、7番目、民生委員とか自治会長との連携はどういうふうになっているのかお伺いさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、7点目の、民生委員、自治会長との連携についてでございますけれども、地域に期待される役割の大きなものが、「気にかける」「見守る」、そして「つなげる」と、こういう言葉で見守りからつなぎの中心となることが地域の民生委員であると認識しております。

実際、日ごろから地域の見守り活動の中心的存在として、民生委員活動の中で気づいたことを常時、情報提供いただいております。また、問題解決に向けた支援方法の検討の際、地域の情報について情報共有し、地域ケア会議などに参加いただき連携に努めております。

なお、市では現在、支援が必要な高齢者に係る市の保有情報につきまして、これは高齢者に係る保有情報でございますけれども、必要な部分を民生委員に開示できるよう制度の方の設計を現在進めているところで、今年度、そのような形で提供できるように制度の方をまとめ上げたいと、そのように考えております。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） お互いに連携しながらつくっていただきたいと思います。

さらにですけれども、地域の警察、さらには消防署、新聞配達員等々の連携も横のつながりが必要だと思いますけれども、この辺のところをちょっとお伺いさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、地域の警察、あるいは消防署との連携に

ついてでございますが、まず、警察とは、徘徊高齢者等事前登録制度に登録している人の情報を共有しておりまして、実際に行方不明が発生した際に迅速に対応できるように連携を図っております。また、警察、消防署共に行方不明高齢者対応マニュアルを共有し、行方不明者の搜索活動の際に連携を図っております。

問いのあります新聞配達員との連携についてでございますけども、今年度、認知症高齢者等の行方不明が発生したときの対応強化策として、事前登録制度の拡大を進めることを検討しておりまして、発生後速やかに福祉関係者、あるいは配達関係の事業者、市民等への情報を配信して協力を呼びかける高齢者SOSネットワークの構築を現在検討しているところでございます。これは、市民生活相談課で既に事業者等との協定が進めておられます見守りネットワークに行方不明高齢者の発見協力を追加し、独自の機関や事業者等を別に加えて立ち上げようとするものですが、次の段階では、危機管理課で現在所管しております危機情報等のメール配信との連携も模索して、多方面での対策を考えていきたいと、そのように考えている状況でございます。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 次の段階として、企業ともという連携でつなげられるような状態なので、それは割愛させていただきます。

10番、11番ですけれども、先ほど紹介がありましたけれども、医療機関との連携ですね、この辺のところがどんなふうになっているのかお伺いさせていただきます。10番、11番ですね。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、10番、11番もということ、事前通告ということですか。

○8番（矢野隆行君） そうですね。一緒に。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、地域医療機関との連携でございますけれども、安心・安全な医療提供の実現及び入院治療から在宅療養に至るまでの切れ目のない一貫したサービスを提供できるように地域の医療機関・病院・介護保険事業所・行政等の関係者が、市の望ましい地域の医療のあり方を検討し、体制整備を図ることを目的に地域医療あり方検討会を実施しております。その中で、認知症の方の支援、訪問看護と訪問介護の連携など、在宅医療の課題に関して医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリテー

ション専門医などの多職種での検討を行い、円滑な在宅医療・看護・介護連携の推進に努めているところでございます。

次の質問でございますけれども、在宅医療の確保と総合病院、開業医との連携につきましては、現在、地域の在宅医療を担う在宅療養支援診療所というのは市内に3カ所ございます。訪問診療・往診を実施している医療機関は19カ所ございます。今後、高齢者人口の増加に伴いまして、在宅医療を行う医療機関の確保は重要であると考えております。開業医が外来診療をしながら在宅医療を実施するためには、病状急変等の対応など後方支援を担う病院が必要であり、市立病院は在宅医療の後方支援機能を果たすものと考えております。市の方では、地域の医療機関や介護サービス事業者などの情報を掲載したリストの作成や訪問看護と訪問介護の連携を図る検討会・研修会及び医療・介護多職種交流会の開催等を行いまして、医療・介護連携の推進に努めているところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） お互いの連携を深くしながら進めていただきたいと思うものでございます。

次ですけれども、これは実際、現場ですけれども、地域の介護施設との連携、さらには介護支援専門員の確保をどのように今されているのか、こういった現状をお伺いさせてもらいます。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 地域の介護施設の連携についてでございますが、地域密着型サービス事業所は、サービス内容などを明らかにして、地域に開かれたサービスの質を確保することを目的として、介護老人福祉施設やグループホームなどは2カ月に1回以上、また、地域密着型通所介護事業所や認知症対応型通所介護などは6カ月に1回以上、運営推進会議という会議を開催することが義務付けされております。

この会議では、利用者、あるいは家族、地域住民の代表者である事業所が所在する自治会の役員、民生委員、老人会の代表、あるいは識見者、そして市役所の高齢福祉課の職員も参加して、介護施設の現状を情報共有し、地域との連携を図っております。

また、次に、介護支援専門員の確保についてでございますけれども、現在、市内には18の居宅介護支援事業所がございます。毎月の居宅介護サービス計画作成状況を確認しておりまして、介護支援専門員が不足しているという状況でないというように認識しており

ます。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） それでは14番目ですけれども、今、社会的問題になっているのが、要するに80歳の親を50歳の方が面倒見ているという、こういった点についての認識の見解を伺いさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 8050問題についての認識と見解ということでございますけれども、統計的、数値的には把握の方はできていないという状況です。しかしながら、市が関与いたします困難介護ケース、高齢者への虐待のケース、特に経済的な虐待と認定されるケースには、いわゆる8050問題が介在しているのが散見されることから、社会的に非常に重要で深刻な問題が当市にもあるというように認識しております。

対策といたしましては、大局的な見地からでは、学校教育や地域づくり、あるいは雇用制度の安定化などの取り組みが市のみならず、むしろ国レベルでも適正化される必要があると考えておりますが、実際の市町村高齢者福祉等の現場では、個々のケースに応じて、例えば親の方へは必要な介護の措置、成年後見制度に基づく資産の保全支援などを行いながら、子の方へは、心身の療養に係る指導支援、または子の経済的自立に向けた就労支援、障害年金等の公的な受給のための支援、生活保護等の支援につなげるなどしております。

本市におきましては、2016年10月から施行しております野洲市くらし支えあい条例の中で、生活困窮者の定義を、国の生活困窮者自立支援法の経済的困窮者よりも、より広く捉えまして、地域社会からの孤立者もこれに含め、総合的な支援を行うことを定めております。これらを施策の根拠といたしまして、親、そして子の方も自立し、生活の健全化が両方で実現できるよう、関係課が連携して取り組んでいるところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 15番ですけれども、今、社会的に報道されております買い物難民についての本市の現状と認識についてお伺いさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、買い物難民についての認識ということですので、社会的に報道されている買い物難民につきましては、高齢化や単身世帯の増

加、地元小売業の廃業、既存商店街の衰退などにより、食料品や生活必需品の買い物に困る人々など、高齢者等を中心に深刻な問題になっているということを認識しております。地域の高齢者の相談や地域ケア会議におきまして、買い物や通院の交通手段がないという困りごとがあることをその会議の中でも把握しております。

その対応につきましては、現在、高齢者の方が利用される施設やサービスについての情報を掲載した「野洲市内の地域資源のしおり」を作成しております、在宅サービスや家事サービスを行っている事業所などの情報提供しております。

また、行政と社会福祉協議会が協働で、生活支援体制整備事業を活用した地域づくりを進める中で、地域での現状を把握しつつ、地域の方々と地域での支え合いの仕組みづくりについて取り組んでいる状況でございます。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 最後、16番ですけれども、国への提言といたしまして、次のようなポイントがございます。施策推進への基本法制定を目指す。さらに、本人同士が集うミーティングの普及、認知症サポーターの活躍の場を拡大、若年性認知症の人への支援拡充、政府への推進体制の強化というのが今ポイントとして国に上げたいと思うんですけど、こういった点の見解をお伺いさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、ただいまの質問の国への提言のポイントについての見解ということで、認知症施策につきましては、早期の段階から適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援など、総合的かつ継続的な支援体制を確立していくことを目的とした基本法の制定は重要なことと考えております。

認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進していくための取り組みといたしましては、認知症の本人同士が集うミーティングの普及については、本人と本人の家族が参加いただける、先ほども申しましたけども、カフェおこしやすを健康福祉センター1階で毎月第1火曜日に開催しております、本人同士の交流できる場としても推進しているところでございます。

認知症サポーターの活躍の場としましては、地域での見守り・声かけ、話し相手、ボランティア活動など、認知症カフェへのつなぎとしての本人や家族の同行や参加などが考え

られ、今後、認知症サポーター養成講座を実施していく中で、活躍の場として周知していく必要があると考えております。

あと、若年性認知症の人への支援拡充についてでございますけれども、企業における若年性認知症の人への理解を深めるため、7月に毎年実施しております企業内人権啓発推進月間におきましては、若年性認知症についてのパンフレットや認知症のサポーター養成講座の案内チラシを各企業の方に配布させていただいております。今後、企業への啓発としての認知症サポーター養成講座の実施に向けて、積極的に引き続きアプローチをしていくと考えております。

今後、市といたしまして、地域、企業、学校などさまざまな場所において認知症についての理解を深めていくことで、認知症の方が安心して暮らせるまちづくりを目指していきたいと考えております。

また、認知症に関する推進体制の強化でございますけれども、国への要望していくことは必要であると、そのように認識しております。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） この件、我々公明党といたしまして、まだまだ国へ申し入れしたいという思いでございます。

次、大きな3番目に移りたいと思います。

未来の野洲市をつくる子どもたちへ新学習指導要領の2020年度からについて質問させていただきます。

我が国の国際化が日々日々進展する中、これからの時代を担う子どもたちが外国の人々に対して恐れや偏見など持たずに、同じ人間として分かち合える、ときには議論や励ましを送り、そのような関係を結び合えばすばらしいことだと思います。しかし、我が国は島国であり、一般的に言って、日常的に外国人と接する機会はまだまだ多いとは言えないのが現状でございます。特に本市のような地方都市におきましては、その傾向が顕著で、そのような中、30年以上前から総務省、外務省、文部科学省と一般財団法人自治体国際化協会が協力によって続けられてきたプロジェクトにJETプログラムがございます。

ちょっと中、説明は割愛させていただきまして、ご存知のように小学校におきましては新学習指導要領の全面実施が2020年4月に控えておりまして、2019年度までは3、4年生、外国語活動、5、6年生といたしましては教科書、外国語が先行施行されてお

ます。

こういった中で、次の点をちょっと質問させていただきます。

一番目でございますけれども、現在本市におきまして、このALTの任用の状況は民間外国人英語教師を導入している等の状況について伺わせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 矢野議員の「未来の野洲市を創る子どもたちへ、新学習指導要領の2020年度から」のご質問のうち、1つ目のALTの任用状況についてのご質問にお答えいたします。

現在、本市におけるALTの任用はしておりません。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 今後ちょっと考えていただきたい、こんな思いでございます。

2つ目ですけれども、本市の小中学校においてもこの2020年度から新学習指導要領の全面実施を見据えた、また、各学校での生き生きとした国際教育展開を期待する意味からもして、このJETプログラム、ALTのさらなる任用を検討し、英語教育の充実を図るべきとは考えますけど、見解をお伺いさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 現在、本市では、全ての小学校に英語教育支援員という方を配置して、子どもたちが楽しく学ぶ中でコミュニケーション能力を身に付けていけるよう、英語教育に取り組んでいるところでございます。

また、小中学校とも、昨年夏に導入しました大型モニターと、それからデジタル教科書ですね、これを使った授業があります。専門的な部分に関しましても充分学習できるようになっております。

こうした条件整備をしていますので、現在、JETプログラムによるALTの任用については考えておりません。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 今後どういった形になるか知りませんが、こういったのがあるということは認識していただきたいと思います。

3番目でありますけれども、学校で学んだことが子どもたちの生きる力となって、明日

に、そしてその先の人生につながってほしいという思いでございます。これからの社会がどんどん変化していく予想困難な時代になっても、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、それぞれに思い描く幸せを実現してほしいと考えておりますけれども、この点についての見解を伺わせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 3つ目の、社会が変化してもそれぞれに思い描く幸せを子どもたちが実現してほしいということについての見解についてお答えをいたします。

これは矢野議員がお話のとおり、私もそういうふうに認識をしております。近年、グローバル化や人工知能の活用による技術革新が大きく進んでおります。

子どもたちがそのような変化の激しい社会の中で、たくましく生きていけるように育成することは、学校教育の重大な任務であると考えております。

そして、2020年度から新しい学習指導要領は、こうした社会に対応すべく改訂されております。私たち教育に携わる者全てが、総力を上げてその実現に向けて邁進したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 教育長と同じ考えだと私も思っております。

4番目でございますけれども、「明るい未来を、共に創っていきたい」「これまで大切にされてきた、子供たちに『生きる力』を育む」という目標はこれから変わることはございません。一方で、社会の変化を見据えまして新たな学びの進化等を目指しつつありますけれども、こういった点を、ちょっと見解をお伺いさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 子どもたちが変化の激しい予測困難な未来社会において、自ら課題を見つけ、自ら学び・考え、判断して行動すること、そういう力を育むこと、これが学校教育に求められている、新学習指導要領が求めている新たな学びであるというふうに捉えております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） そういった中でございますけれども、5番目に、新しいこの学習指導要領の中で、内容といたしまして、「多くの方々と共有しながら、子供たちの学びを社

会全体で応援していきたいと考え」とありますけれども、こういった点、見解をお伺いさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 学校では、家庭や地域と連携を一層密にしながら教育活動に取り組むことが重要だと考えております。

野洲市のその代表的な例が学校応援団でございます。ここでは、例えば本の読み聞かせとかそろばん指導、昔遊びとか米づくりの支援、さらには郷土学習や人権学習のゲストティーチャーとして、地域の皆さんにさまざまな場面で子どもたちの教育を支援していただいております。

また、各地域のコミュニティセンターでは、地域の皆さんによります地域子ども教室というのを開催していただいております。ここでは、料理教室や陶芸体験、お茶やお花、あるいは体育活動など、学校ではできないさまざまな音楽や運動、文化活動など、子どもたちの学びや体験活動をさまざまな形で応援していただいております。

こうした取り組みをさらに進めることが、社会全体で子どもたちの学びを応援していることであるというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 社会全体で、皆さん共々に応援していきたい、こんな思いでございます。

6番目でありますけれども、新しい時代を生きる子どもたちに必要な力を3つの柱として整備されておりますけれども、その中に、『何のために学ぶのか』という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科でこの3つの柱に基づく子供たちの学びを後押しします」とありますけれども、この点についての見解をお伺いさせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 全ての教科で3つの柱に基づく学びを後押しすることについての私の考えをお話ししたいと思います。

新学習指導要領の中では、今お話がありました子どもたちに育みたい力として、文部科学省は3つの柱を挙げています。

1つ目は、学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力や人間性」とい

うことです。それから、2つ目が、実際の社会や生活で生きて働くための「知識及び技能」、それから3つ目が、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力」と、こういう3つの力です。

私は、この3つをバランスよく育成していくためにも、全ての教科で子ども自身が、「勉強が楽しい」「もっと学びたい」というふうに思えるような授業になるように学校現場で工夫を重ねることが大切であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） そういった中におきまして、7番目ですけれども、これが主体的・対話的で深い学び、要するにアクティブラーニングのような視点から「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」を重視した授業の改善とありますけど、こういった点の見解を伺わせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 「主体的・対話的で深い学び」という、アクティブラーニングと前はいったんですけれども、今はこういう日本語の言葉に変えられました。

今、そしてこれからの社会は、先ほどからお話ししていますように、非常に変化の激しい社会となります。これまでのように、講義形式の受け身で学んだ知識だけでは対応できないことがどんどん増えてくるというふうに考えています。

自分の考えをまずしっかりと持って、それを人に伝え、他者の考えを聞きながら、また新たな学びへと広げ、さらに深めていくという、こういう力が必要だというふうに考えています。

そのためには、授業で、まず子どもの「学びたい」という思いを大切にすることが一番であるというふうに思っております。そして、はじめは自分で考え、それを友達と対話して考えを交流します。その交流の中で、さらにいろんなことに気づいていき、それをまた自分の学びにプラスしていくと、そういうふうな学習によって、子ども自身の学ぶ力をしっかりと高めることがこれからの変化の激しい社会で一番大事だというふうに捉えております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 縷々、今、教育長がお話しになった中でありますけれども、最後

で、9番目といたしまして、最終ですけれども、総合的に新学習指導要領2020というのが施行されるわけでございますけれども、これに取り組んでいかれる見解を総合的にちょっと教えていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 2020年度は小学校から、それからその次の年が中学校というふうに新学習指導要領が実施をされます。これにつきましては、野洲市教育研究所というのがありますが、そこを中心に教職員の研修を進めているところでございます。主に勤務の関係がありますので、夏休みにいろんな講座を計画しています。それまでの教科研修はもとより、新しく教科化されました道徳でありますとか、それから、プログラミング教育とか、新しい講座も開設して、それに対応するような研修というふうに設定をしております。

また、県教育委員会が主催する新学習指導要領の説明会というのがあるんですけども、そこにも各学校の代表者が参加して、それを学校に持ち帰って校内で全ての教員に広めるという、そういう研修も行っていきます。そして、授業研究会や校内研修会、こういうのを各市単位あるいは学校単位で行う中で、新学習指導要領の浸透を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 質問は終わりますけれども、要するに、未来の野洲市をつくる子どもたちが本当に明るい学びができるように努力していただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上で、6月の定例会の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（橋 俊明君） 次に、通告第3号、第16番、北村五十鈴議員。

北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 第16番、北村五十鈴です。

本日は大きく2つお伺いいたします。

まず1つ目になります。

野洲市民病院整備事業に関連する事柄についてお伺いいたします。

現在、本市では、7月1日から現野洲病院の施設を利用して、市立の病院開院準備を進めています。しかしながら、課題もあり、住民訴訟、現野洲病院における業績の悪化、医

師不足等の不安材料の判明や、また、病院整備事業と共に進めると当初市が計画発表していた駅前構想、商業施設、交流施設、市民広場等もここに至って計画さえ提案されていません。また、駅前の治水対策も開院までにと駅前住民には約束されていましたが、こちらでも進んでいません。このような課題や問題をこのままにして成り行き発進は危険であると考えます。

そこで、改めて確認の意味も込めて幾つかの項目を全て市長にお伺いいたします。

1、まず、住民訴訟についてお伺いいたします。

市が住民訴訟により事業継続に対する影響を検証された結果、3つの選択肢があったことを議会にも報告がありました。その選択肢は、①、事業継続、②、裁判結果判明まで事業休止、③、事業中止の3つでした。市はその中から1の事業継続を選択していますが、その理由をお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 北村議員の野洲市民病院整備事業に関連するご質問にお答えをします。

訴訟を受けて事業継続を選んだ理由ですけれども、まず、訴訟が突然提起をされまして、その時点で、ご指摘の3つ選択肢を想定し、検討いたしました。

訴訟が提起されたという厳しい現実を鑑みますと、今後の裁判への対応、国からの交付金の採択、起債同意の動向、開院手続等を考慮いたしますと、新規事業を行わず、裁判決着まで市民病院整備事業を休止するという選択肢にも一定の妥当性はあるものと、内部での検討では一旦判断をいたしました。

しかし、専門家である弁護士等の意見を踏まえたり、検討を重ねますと、特に弁護士からは、この種の裁判は時間がかかるという指摘も、見解も示されまして、そうなると事業再開の目処が立たなくなる、結果として、事実上の事業中止になってしまい、市内に中核医療を確保することができなくなるという市民にとって最悪の結果に至りました。

中核医療がなくなるというのはどういうことかと言いますと、新病院ができなくなるということではありません。野洲病院がたちまちなくなるということの判断に至るわけです。ご理解いただいているかどうかですけれども。新病院整備事業を進める進めないでなしに、その判断をしたら、即明日から野洲病院が消えてなくなるということなわけで、そういう判断ができるかどうか。

それと、一方では、訴訟の提起はあっても野洲市民病院整備事業には違法性、不当性は

一切ないと考えておりました、多くの市民や医師会等からも熱い期待を寄せられていますので、訴訟に伴う負の影響は存在するものの、この選択肢が妥当であるという判断をいたしました。これについては、医師会、野洲病院関係者、その他多くの方からも強い賛同、ご指示をいただいて、最終的な判断をしたということでもあります。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） すいません。今、市長の答弁の中で、「市民病院が消える」というお言葉を使われたと思うんですけども。

○市長（山仲善彰君） ちょっと休憩して。

○16番（北村五十鈴君） 「野洲病院が消える」。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後1時45分 休憩）

（午後1時45分 再開）

○16番（北村五十鈴君） 「野洲病院が消える」という言葉を使われているんですけども、どうして野洲病院が消えるのか、教えて下さい。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 何回でも説明がないとおわかりにならないんですかね、このパズルは。3月29日、また後でもご質問がありますけども、ここに野洲医師会の実質会長、今回から守山野洲医師会の会長になられた衛藤先生、そして野洲病院の渡邊理事長、岡田病院長が来られまして、「新病院の展望があるから医師がとどまって、看護師さんが働いて、医療技師が存在するのであって、病院の目処が立たないということになれば、今働いている方もやめられますよ、意欲がなくなりますよ」とおっしゃったので、この選択肢の中の、すぐに目処が立って一旦休止だったらいいんですけども、展望がなくなるのと同じことになったら、野洲市民病院というプロジェクトは見通しがなくなると共に、それがなくなったら今の野洲病院での頑張りもなくなるから、そういう判断はできないということをおっしゃったわけで、この仕組みがご理解いただければ、野洲市民病院の問題の根幹がご理解できない上でご質問しておられるんだと思います。ここで3月29日にそういうお話が、私は何も操作もしていないのに証言されたわけですよ。だからそのことを言ったわけです。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 理解しているつもりなんですけれども、野洲病院は消えない

と思います。

それで、先ほど、①、②、③の選択肢があったんですけれども、その4番目の選択肢と
いうのはなかったのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ご質問の意味がわかりません。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） ①、②、③以外に考えられたことがなかったのかなということ
をお聞きしたかったんですけれども、例えばですけども、4つ目の選択肢として、事業
を精査して、見直して継続するというような選択はなかったのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 意味がわかりません。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 市長は意味はわかっておられると思うんですけれども、1の
事業を継続する、今のまま継続する、2番目の裁判が終わるまで休止する、事業自体を中
止するの3つだったと思うんですけれども、裁判の中で争われている大きな論点としては、
事業の見直しという部分が言われていると思うんですけれども、その4つ目に事業は続け
るとしても、事業の中身をもう少し精査するなり見直しをして続けるということがなかつ
たのか、あったのかということ、そういうことも出なかったのかということ、結構です。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 出ていません。北村議員、何か気軽に精査したらいいとおっしゃ
るんですけども、今、実施設計をやっていて、起債の同意手続をやっていて、開設の手続
をやっていて、それこそ裁判が長引く以上に時間がかかります。今、私はそういう発想は
なかったんですけども、精査という。今、事業の重みとか事業の進捗の熟度とか、そこが理
解できたら精査というその言葉が何を意味しているのか、反問しても意味がないから反問
しませんけども、その精査の中身を、あるいは手続を北村議員がどういうふうにご理解し
ておっしゃっているのか。あえてご親切に付け足しておきますけども、だから今、北村議
員のおっしゃった選択肢というのとはなかったです。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） この住民訴訟ですけども、もちろんすぐに裁判ということ
はなく、前座があって、まずは住民監査請求から始まると思うんですけれども、その住民

監査請求のときに、その時点でその住民とのコミュニケーションを十分とられたとお考えですか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 住民とは誰を指しておられるのかちょっとわかりません。監査請求をされた方なのか、訴訟を起こされた原告の方なのか、あるいは一般の市民の方なのか。もうちょっとそこを特定しておかないと答えられないと思いますけどね。これ、反問じゃないですよ。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） すいません。そのときの監査請求を起こされた方ということにしたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 監査請求を起こされた方は、何回でもお話ししている方ですけどね。ご存知ですね、どなたか。何回でも、この場所でもお話ししましたし、他の場所でもお話ししましたし、何回もお手紙をいただいたので、返しました方もいます。余りしつこいという悪いんですけども、そういうことだったから、できたらお出会いしてお話をしたいと言ったんですけども、拒絶をされました。いずれにしても、ある方に見てみたら、8年ほどこの部屋でお話ししている方ですし、それ以上の方もいますし、ということですね。なぜそんなことを聞かれるのかよくわからないんですけども、北村議員はその方とよく話しておられるらしいのかどうかですけどね。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） コミュニケーションがもう少しあればよかったなと私は考えたのでお伝えしました。

続いて、2、行きます。

今続いた住民訴訟の弁護士費用についてお伺いしたいと思います。

市は、これまで約500万の弁護士費用を予算計上、既に実行しておられますが、私は原告側から弁護士費用は約80万であったとお聞きしました。普通、裁判は原告側、被告側、どちらも裁判費用としてはほぼ同額だと聞いていますが、今回の場合、約6倍という差があることがわかりました。この高額な市の弁護士費用は全額市民の税金です。また、その詳細も結局詳しくは何っておりません。

そこで、改めて計上された約500万の積算の中身はどうなっていたのか、市民にもわ

かるように詳細な見積もり内容及び根拠をお伺いたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これは先のご質問でお答えしていますが、詳細な内容というのは今、一々私が細かくお答えするような内容ではないと思います。もう既に内訳を示しています、前議会で。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） すいません。質問を書かせていただいたので、もう一度そのところはお願いします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 同じ議会で何回も同じことをやるのは時間のむだですから、必要だったらもう一回資料をお渡しします。むしろ、前お示ししたので、ここはどうかというお問い合わせをしていただければお答えできますが、こちらが弁護士からいただいている資料は全て公開して、先の議会で多分部長がお答えをしていると思います。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） でしたら、またその見積もりの中身を見せていただきたいと思います。

この約500万という額なんですけれども、全額税金です。この裁判は野洲市、山仲市長個人が被告になっていますが、市長は「何も問題はない」と言い続けておられますし、何も問題ない厳しい裁判でないのなら、弁護士も一般入札にして少しでも節約できたのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） おもしろいご質問ですね。訴状内容には問題ないですけども、いっぱいあることないことを書いてあるわけですよ。それと、ほとんどこちらが提供している資料がどんどん加わってくる。でも、法廷で専門家が争いの代理人としてやる場合は、中身はない裁判でも、裁判には手続と中身と両方ありますから、そこは専門家に委ねないといけませんし、専門家の基準である経費は当然支払わないといけません。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） どちらにしても、この6倍という違う弁護士費用は高過ぎると思いますが、この6倍という差を市長はいかがお考えですか。見解をお願いします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 図らずも先ほど「原告側に聞いた」とおっしゃったので、北村議員が原告と接触しておられることがわかりましたけども、私は原告とは、先ほどもお問いかけがあつて言いましたように、病院問題は何回も説明したし議論しました。話し合いをしようと言ったら逃げていかれました。後はね、最後は。ですけども、裁判費用のことは話したことがないので、今、北村議員がおっしゃった金額がそのとおりなのか、そこに何か条件がついているのかわからないので比較してお答えはできません。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 私も情報は得ていますし、見積もりもいただいているので、この6倍という違い過ぎるところの見解をお聞きしているだけです。それだけ実際違っていたということだと思うんですけども、その差をどうお考えでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） いや、私が差があるかどうかはわからないから答えられないと言っているんですよ。市の資料は示していますね。そしたら、向こうの資料を私に見していただけますか。そうしてから、どういう関係で、いわゆるFRINGE・ベネフィットというものもあるんですよ。あるいは、応援という、趣旨に賛同して応援とか。だから、業務関係、人間関係、そういうことを含めて料金を見ないとわからないですね。建設工事とか、あるいは車とかだったら積算があります、通常の。でも、訴訟の弁護士の費用というのは質の問題と、どういう戦略をとるかによって多分違ってくると思いますから、だから私はその何倍とかおっしゃっているそちらの金額の実態をまず知らない。万が一知ったところで、その金額だけではだめで、今申し上げた関連条件を示していただかないと何とも申し上げられないということになります。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 次、行きます。

市民病院の医師と職員に関してお伺いたします。

当初、新病院建設予定地を駅前立地がいいとした市の大きな説明理由は医師や看護師、スタッフに有利であると聞いていました。しかし、今ではそれは厳しい計画だったということは結果が出ています。そこで、主に医師確保の最新状況と、なぜ計画どおりの医師確保ができなかったのか、そして、このことによる市民病院の経営、すなわち医業収支への影響をお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 何か長年やっていただいているわりには論理が合っていないんですけども、厳しい結果が出ているというか、いつ厳しい結果が出ているのか、もうちょっと言っていたかかないと。時点の問題があるんですね。反問したくないので、本当にもうちょっと厳密にご質問いただかないと答えられません。それか、もうちょっと臆測でここはしゃべりましょうか。

まず、結果は出ていません。私たちが公表しているのは、駅前に新病院ができた段階で、どういう診療科があって何人の医師、看護師、医療職、こういうことを公表しています。でも、まだ駅前に病院はできていませんから、結果は出ていませんから、お答えができないうと、そういうことです。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 質問にも書かせていただいていますので、医師確保の最新の状況と、計画どおりの医師が確保できなかったその理由をお伺いします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まず、計画は、令和でいきますと、今年、元年ですから、2年、3年の、3年度に野洲駅前に病院ができ上がって、そこで医師、看護師等の体制を公表して、そこに向かっていきます。ですから、まだ令和3年に至っていないので結果は申し上げられません。まだ先のことまで結果は出ていませんから。答えられない質問に答えろとおっしゃっていることになると思いますけど。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 何度もすいません。文書にしていますので、最新の状況はわかると思いますので、最新の状況、どうなっているのかということをお知らせ下さい。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） だから、最新というのは、まだ7月1日から市立病院にしようとしているわけですね。市立病院のときの医師の数というのは目標は設定していませんよね。診療科も本来の駅前病院の診療科じゃなしに、とりあえずは野洲病院の厳しい状況の中で、その医療サービスを、最低、現状を下回らないレベルで引き継ごうということでやっているわけですから。医師だけだったら前から言っていますように、現状では、新聞は間違っ書いていましたけども、今、野洲病院が雇っておられる医師は17人ですね。17人。7月1日からその中で移行の、移る移行の意向を示しておられる方でこちらが内定している方は、2人抜いて15人ですね。野洲市は4月1日から医師を4人採用して今、手助け

に派遣をしていますから、そこに4人を足すので19人になります。ということですが。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） ありがとうございます。

次に、収支計画についてお伺いいたします。

これまで私たち議員が市から何度も受けた病院事業計画説明の中で、大きな判断指針が収支計画でした。市長は何度もおっしゃっておられます。「市民が欲しいと言うから」「議会が賛成したから」。その賛成・反対材料の最たるものが私たちは収支シミュレーションでした。その収支計画が二転三転しています。しかし、市は事業の状況について、最新の情報を適切に公開しているだけと、何だか到底理解できない理由を答弁しておられますが、民間ならあり得ないことです。収支計画は経営を伴う事業にとっては、大きく変わること自体あり得ないことで、大きく変わった時点で事業は中止、もしくはそもそも事業計画の変更が求められます。しかし、市は事業計画の変更はせず、それどころか建設費用は膨らむばかりです。結局市民に負担を強いる対応として、7億円の貸付金を全額出資金にしたり、新型の医療機器購入を先送りするなど、開院ありきにも見える対応策は市民の不安を生んでいると思います。

そこで、具体的にお伺いいたします。

7億円もの多額の資金に市税を投入しなければならなくなった理由と、その妥当性をお伺いいたします。また、新型の医療機器の導入を先送りすることによる医業収支に与える影響を収支シミュレーションに反映する必要はないのでしょうか。その上、課題を市民と共有することなく、いつも「大丈夫、何も問題ない、想定内」と市民に発信されていますが、市長、いったい何をもって新病院経営が大丈夫と決めておられるのか、改めてお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これ、一問一答ですよ。

○議長（橋 俊明君） はい。

○市長（山仲善彰君） 何か3、4問一緒になってだんご状態。じゃ、問いかけ1問だけでよろしいか。

○議長（橋 俊明君） はい。

○市長（山仲善彰君） 1問として答えてよろしいか。

○議長（橋 俊明君） はい。

市長。

○市長（山仲善彰君） 「大丈夫」と言ったことはないですよ。責任を持ってやりますということです。「大丈夫」と約束をしたことはないです。事業というのは厳しいものであるけれども、市民の医療を守るために市民病院をきちっと整備して医療継続を行いますと云っただけで、「大丈夫」というような大ざっぱなことは言っていません。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 間違いなく「大丈夫」と言われていたと思います。

○市長（山仲善彰君） 休憩して下さい。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

○市長（山仲善彰君） 反問します。

（午後2時04分 休憩）

（午後2時05分 再開）

○議長（橋 俊明君） 市長より反問の申し出がございましたので、反問がされました。北村議員は、それに答弁を願います。

北村議員。

○16番（北村五十鈴君） その言葉自体を私も聞いておりますが、その聞いた根拠というか、聞いたのは、市長は「大丈夫」という言葉を書いておられたり、言われたり、記者会見の中で使われたり、現実、していると思いますし、私が、市長が全協かどこかの場で使われていた言葉も覚えていますので、市長がどういう意味をもってして「大丈夫」という言葉を使われたかは、聞いている者からしたら察するところもありますので、市長が違う意味で使われていたかもしれませんが、「大丈夫」と、「問題ない」と、「想定内である」ということは使われたと思います。

○市長（山仲善彰君） もっと厳密に、そんな、病院が大丈夫と言ったという断言をされたけど、どこかで聞いたとか記者会見で。記者会見の場におられませんね。大事なことです。もっときちっと、いつ、どういうことに対して「大丈夫」と言ったかを言っていたきたい。ここまで来ている話ですよ。気楽に見直しの第4番目を検討したかとおっしゃっているけども、何が「大丈夫」と。もっと私の場合は、何に関して条件を付けて、これはこれですと言っていると思います。それ以上進みません。何を大丈夫と言ったか。でない、1つぐらい記録でこのときにこう言っているというふうに言っていた方がすかつとするでしょ。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） そのことに関してはお答えできません。

次に、現野洲病院との継承のための協定書についてお伺いたします。

○市長（山仲善彰君） 答弁もれになる。

○議長（橋 俊明君） きちっと答えて下さい。

○16番（北村五十鈴君） いえ、答えられません。

○市長（山仲善彰君） お答えできませんって、そんな簡単に言うんやったら私もお答えできませんって、職員も皆そうしますよ。こういう議会の場で。お答えできませんって。

○16番（北村五十鈴君） 反問ですよ。反問ですよ。

○市長（山仲善彰君） 反問ですよ。

○16番（北村五十鈴君） その反問はお答えできません。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後2時07分 休憩）

（午後2時08分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

反問はこれで終了します。

引き続き、北村議員、質問、質疑を続けて下さい。

○16番（北村五十鈴君） 次に、現野洲病院との継承のための協定書についてお伺いたします。

紳士協定とはいえ、民間の野洲病院を市が引き継ぐ約束手形が協定書ではなかったでしょう。中でも経営を立て直して負債を減らす、それが最低条件であったはず。しかし、その約束は守られていないのが現状です。

そこで、現実をお聞きいたします。

実際野洲市が引き継ぐ現野洲病院の負債の合計は幾らになるのでしょうか。また、いつとき業績はよかったと思いますが、その2年ほどの実績を見込んで地域医療確保のためとはいえ、協定書の内容が守られていない現実は明白だと思います。これ以上民間の病院を助けることが本当に正しいのか、市民に理解は得られているとお考えなのかお伺いたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ご質問にお答えしますが、一問一答ではなしに、3つ、4つ、い

つも絡んでいるのでね、何にお答えしたらいいのかと、ずっと悩むんですけども、まず、民間病院の救済ではないです。これは最初から言っていますように。地域の中核医療を守るためということでもあります。それと、民間野洲病院の経営はずっと厳しかった。新病院の展望ができてからは滋賀医大から病院長に来ていただいて、ある時期はよくなりましたけども、病院関係者の言を引用いたしますと、議会で否決されたり、賛成されたりしたことの影響等もあって当初よりは業績は悪くなってきたと。ということはありませんけども、考慮すべき点はありますが、想定よりは、今日までの包括的承継の想定よりは悪くなってます。

もう一つは、民間病院からの債務をどれだけ引き継ぐのかとおっしゃいましたけども、これは民間からの債務は自治体は引き継ぎませんよね。過去には手違いでやっていたことはありますけども、引き継ぎません。だから、ないです。というのがお答えです。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 協定書の中に書かれていたこともそのとおり実行されていて、引き継ぐ負債がないということなのか、実際、ゼロと、今市長、言い切られたと思うんですけども、負債も引き継ぐという約束にはなっていた現実もあると思いますので、結局引き継ぐことも事実ですし、引き継ぐ負債もなかったということによろしいですか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これ、先般ご説明しましたから、ここであんまり細かいこと、資料も示してできませんけども、基本的には債権、債務は引き継ぐんですが、今申し上げたように、いわゆる金銭的債務は、これは引き継ぎませんし、引き継ぎません。ただ、病院業務を引き継ぐので、医療過誤訴訟とか潜在的な医療訴訟のリスクは、これは引き継ぎますということです。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） ということは、病院事業を引き継ぐための負債の合計は幾らになるのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ですから、病院事業を引き継ぐための負債の合計というものは存在しません。引き継ぎません、借金は。ですから、これも今まで説明していますように、野洲市の土地に今、病院が建っています。土地に抵当権がついているので、まだ多分に借金があると思いますが、それは全部消していただいて引き取りますから、だから、い

わゆる経済的・金銭的債務は引き取りません。だから、ないと。引き取れませんし、引き取りません。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） ということは、ゼロとおっしゃられたのでゼロとお聞きしとけばいいということですね。ゼロなんですね。

○市長（山仲善彰君） そう言われても答えられへん。委員会じゃあるまいし。

○16番（北村五十鈴君） ゼロとお聞きしました。

次に行きます。

経営陣についてお伺いいたします。

病院事業は公共事業と違い、経営という行政が最も苦手な仕事がこの先、長く続きます。だからこそ、経営の専門家を管理者、事務局長に据えるのが妥当であり、私たち議会にもそう説明されていました。それが今になって、どちらも素人、実動は病院経営抱負な以前からの事務方の次長や課長がいるからと聞いていますが、それで経営が安泰なら、そもそも民間の病院のままでよかったわけで、また、市役所の職員を病院事業に配置することも慣れない職務を強いる経営手段が正しいのか、そもそもこの問題山積みの病院事業をこのまま推し進めていいのか、経営陣についての見通しをお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 経営、経営とか、さっき何か民間ではあり得ないとかおっしゃったんですけどね、民間でもだめな企業はだめですし、先般も東京で講演を聞いてきたら、日本の企業は全然だめだという論調が世界的に行き渡っているらしいですね。かなり本当にそれなりの人たちが。私もそれはあり得ることだと思っています。今のグローバル化した中で日本の制度に守られてやっていると。自治体も全く一緒でして、私も言っていますし、昔からも言われているように、自治体経営ですから、現に保育園とか幼稚園とかを経営していますし、水道もそうです。だから、同じことであって、経営を経験した人間が病院を経営したらいいわけですし、あとは治療とか看護とかといったことは当然、専門職の働きによりますから、だから同じことだと思っていますけど。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 現実、市長は副市長も置かれておられない忙しい中で、今回、あわせて1,000人にも及ぶ職員の管理をすることが現実可能なのでしょうか。総務省の公立病院改革プランの中にも自立性を重視すること、管理者は市の権限から切り離す方

が望ましいと指導もしています。この観点からも野洲市は逆行していないでしょうか。これでは公営企業法全適の本来の目的も違うと思いますが、見解はいかがでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） いつまでもやろうと言っているわけではなくて、これ、多分全国の自治体で民間病院をこういう形で受け継いでやろうというケースはそんなないと思います。だから、この間は、まずは病院管理者は私でやろうとしているわけで、いつまでも市長が病院管理者であるという想定はしていません。物事というのはいろんな状況の中で柔軟にやっていかないとだめで、民間事業者でも1回会長になった人がまた代表権を持ってやっている場合もありますし、大企業でも。民間、民間がお好きであったから言うんですけども、その状況の中でやったらいいので、しゃくし定規に決めてやるというものであれば、それこそ事業感覚がないんじゃないですかね。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 民間が好きだとは言っておりませんので、私は行政も立派な企業だと思います。

次に、駅前の治水対策についてお伺いたします。

駅前の治水対策はそこに暮らす住民にとっては病院事業よりもせっぱ詰まった課題であり、それでも市は当初、駅前構想の一丁目一番地、病院事業と治水事業は同時進行として、開院までに治水工事は完了すると説明されておられました。だから、地元の住民の病院事業に対する理解も得られていたと考えます。一向に進まない治水対策のまま市民病院開院を迎えても住民の心配、反感は増すばかりで、それにいつ来るかわからない水害時、もしものときは医療機関が機能しないばかりか災害のときの緊急事態にも対応できないのではないのでしょうか。病院建設工事より治水対策工事の方が先ではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 病院と治水対策のご質問ですけども、まず私、今、北村議員がおっしゃったように、冒頭でもおっしゃったし、今もおっしゃったけど、駅前の治水対策は開院までに約束していたとおっしゃっているんですけども、何を約束したのか。何を約束した、どこまでを約束したのか、何を約束したのか。もともと駅前の治水対策の経緯はご存知ですよ。駅前の治水の要は妓王井川です。妓王井川一級河川。私、市長になつてすぐに、病院とか関係ないときに妓王井川の治水が危ないから滋賀県に行ったら、何回もこ

れも説明していますよ。野洲市長がやると言ったから県は手を付けないということだったので、一級河川の管理と整備に無責任な知事はおかしいんじゃないかというのでもう一回切り返して妓王井川の改修。妓王井川を改修しようと思ったら、当然全体が要りますから、まず雨水幹線と童子川もあわせてやって、合わせ技で駅前の治水安全度を高めようということを取り組みました。これは病院とは関係なしにやっているわけですね。

だから、図らずも今おっしゃったように、先に治水対策をやっているわけですよ。でも、残念ながらその前の10年ほどは放置されていたんですよ。積極的放置。駅前の治水対策は。私が行ったときにも駅前の方は無関心でしたよ。病院反対が出てきたから駅前の治水対策を絡めてこられますけども、私が市長になったときは誰も駅前の治水対策、要望には来ておられません。むしろ私の方から地域に行って、30ミリ降ったら滋賀銀行の前の妓王井川の橋は冠水します。あそこの高層まで行かないけども、マンションの駐車場にある車が浮くかもわからないから、本当に連絡に行ってもらったぐらいが一番敏感だったわけですよ。

ここに来て病院問題が出てきたから、当然、一段の安全度ということで、先般お示したように、妓王井川の低水路がかなり進みましたし、あと、クリアランスが足りない駅前停車場線のボックスカルバート化によって河積容量を上げるようになっていきますし、あわせて妓王井川が、妓王井川じゃないです、童子川が延伸してきて、童子川の現場、見に行ってくださいましたか。

○16番（北村五十鈴君） はい。

○市長（山仲善彰君） すごい川幅でしょ。

○16番（北村五十鈴君） 行きました。

○市長（山仲善彰君） あんなこと、今まで野洲市ではやっていないんですよ。野洲川はやりましたけども、一級河川の童子川、用地を確保して橋までかけ替えて、あれは何のためにやっているかといったら、まずは雨水幹線を流入さすためですけども、あとまだ、大井川だとか、市内の河川を受けるためにあれだけの幅が要る。雨水幹線の幅の何倍もの川をやっているわけですね。でも、治水は100年と言われているわけで、わざわざ遅らされていた川の全てを病院ができるまでにやると、そんなこと、約束、私、やっていません。何か北村議員のお話を聞いていたら、「完璧にやると約束したのに先病院やってるやないか」と。病院が先か治水が先かって、これは先ほどどなたかの質問と一緒に、違う話なんですよ。どちらも必要なんだから。だから、「治水対策ができていないから病院とめよ」と

いう論調に聞こえましたけども、それは余りにも乱暴だし、全く市民目線がない、無責任です。残念になってくる。今、7月から開院しようと思って内定の人たちは張り切っているわけですよ。職員も素人職員じゃなしに、皆、何とかきちっとエキスパートであったり、エキスパートになろうとして病院を整備して、開院を待つてと思っているわけですのに、先に治水対策からやないとあかんって、何かちょっとあつけにとられますけども、大事なことなので丁寧にお答えをいたしました。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 私は治水対策が先だと考えます。駅前の方からもまた質問事項が部局に出ていると思いますので、また答えてあげていただきたいと思います。

次に、建築費についてお伺いいたします。

当初から建築費の高騰を危惧する声はありました。しかし、市にそんな声は届かず、ここに来てその現実を時代の流れのせいにしておられますが、当初のあり方検討委員会で提示された野洲市が市民病院を持つのなら、野洲市の体力から見て建築費は57億円でした。それが何度も変更され、今では85億円と、当初の計画より30億円弱増えています。よく新病院賛成派の方は、「もう随分時間をかけて検討してきた。後戻りするのではなく、もう決まったのだから、皆でいい病院にしていこう」という意見を聞きます。そのとおりでと思います。約、この10年をかけて経費だけでも2億円は超えた事業計画。何が問題なのかと私たちが思っているのは、それは決定した予算や計画を守ることができていない点です。心配する市民は増える一方で、「それでも有識者や市民代表と時間をかけて決定したのだから」と幾ら豪語されても、それこそ今となっては時間は十分かけていただきましたが、現実当初の約束どおりにはいきませんでした。そして、委ねられた議会も賛成議員は追認するだけです。これでは議会の責任は免れないと考えますし、また、市民の議会に対する不評、不信は大きくなるばかりです。

そこで、具体的にお聞きいたします。

新病院の整備に係る交付税参入は、平米当たり36万円であり、これを超える事業費の負担は新病院が医業収支から負担し、負担し切れない場合は最悪、一般会計から補填する結果となります。これ以上の建築費の増加は一般会計からの補填、いわゆる繰り入れ、すなわち市民の増税等による負担の可能性が高いと思いますが、そこで、新病院整備事業が交付税参入の平米あたり36万円を上回ることが絶対にならないのか、上回った場合は一度立ちどまるのか、また、入札が不調に終わったらどう考えているのか、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 本当に1問、1問、何かやっていただく方が的確に答えられるんですけど、これやったら分割か一括質問と一緒にですよ。要するに、不調に終わったらどうするんかというのが最後のご質問でしたから、私も1つ1つだったら全部答えますけど、不調に終わったら、不調に終わるということもあるので、通常の入札手続にのっとってまた手続をしていきます。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 先日行われました参考人招致についてお伺いたします。

4月29日に開催されました病院特別委員会において、参考人が3名招致されていましたが、議会の招致でなかったことはもはや判明しています。議会開催の委員会に市が参考人を招致する場合は一定の手続が必要であると思いますが、この不思議な矛盾について思うとき、市の議会軽視、議会介入、議会の私物化が鮮明になったと感じます。このてんまつ、手続上の間違いを説明していただきたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 私は会議の持ち方については一切関与していませんから、これは議会の手続でなされたものと考えています。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） それは、どちらも、執行部側も議会側も関与していないというふうに聞こえるんですけども、議会の委員会条例29条には詳しく書いておりますし、先日の参考人の招致に関しては、事前に議長からご本人、皆さん宛てに通知も出ていなかったとお聞きしていますし、また、参考人が答えるところを市長が代弁されていた現実もありましたし、どうもこの不思議に思う参考人招致なんですけれども、市長は何もご存知なく、執行部も招致したわけではないということによろしいですか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これ、病院の問題なのか手続の問題なのか。そして、むしろ議会運営の問題なので、私が立ち入ることもないし、権限もないし、立ち入るものでもないと思うんですけども、まずは適正な情報を共有化したいということで医師会の幹部、そして病院の幹部の話を私たちと議員さんと市民で共有する場を持ってほしいと、ここまでは私、言いました。あとの会議の持ち方とかそういったことについては当然私の権限は外れますから、私に聞かれるよりは、むしろ自ら問いかけられて、自らの中で整理されたい

いわけであって、本当に異なる質問ですね。ほとんど何かずっと聞いていても、残念ながら的が外れた、あえて外しながら打っておられるのかもわかりませんが、そういうやり方でやっておられるんか知らんけども、私にこれ以上聞かれてもお答えできません。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 真っすぐに聞いているつもりですし、まずはこの質問は議会の方にもさせていただきましたので、議会がしっかりした条例に沿って、委員会条例に沿って行われてはいなかったということもわかっているのです、そういう執行部側が、今市長がおっしゃったような意味合いで参考人を呼ばれるのを議会に委ねられたのか、でも、その以後のことは知らないといっておっしゃったので、どちらも知らないのに参考人は来ていただいていたということになると思います。

最後にお伺いいたします。

病院整備事業、地域医療そのものに私も反対していませんし、市民も議員もしていないと思います。心配しているのは計画の難しさ、財政の厳しさ、事業に時間がかかりすぎていることだと思います。専門性がそれでなくても高い病院経営に市が参入することはもともと厳しい上に、これだけ新たな問題が出てくると、ますます厳しい現状は受け入れないといけないと思います。市民が懸念されていた野洲市から病院がなくなるという心配は7月1日からは一定確保されます。しかし、新病院に関しては開院26年後に資金ショートするという見通し、いわゆるそのまま放置すれば破産するという事実が明らかになった今、慎重を期すため、将来に禍根、いわゆる今後の市を担う若い世代に負の遺産を残さないために、もう一度立ちどまり新病院建設に関して精査、改善してはどうか、見解をお伺いいたします。また、このように最終的に市民の負担を強いることとなり、極めてリスクの高い政策を長年強引に進めてこられた一切の責任は山仲市長にあると考えますが、その覚悟をお聞きいたします。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後2時29分 休憩）

（午後2時32分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 覚悟のほどはということですから、まさにさっき触れられたように、市とあわせて私も含めて訴えられているわけですから、それに対応しているというこ

とは、自ずから覚悟のお答えになっていると思います。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 次、2番目、お伺いたします。

ハラスメント規制法を受けての対応についてです。

職場のハラスメント対策の強化を柱としたハラスメント規制法が5月29日、可決、成立いたしました。施行は順次進められますが、今回一番大きく飛躍した点は、はっきり「行ってはならない」と明記されたことであり、そのことは重大に受けとめなければならないと思います。中でもパワハラ要件を3つ挙げています。(1)、優越的な関係を背景に行ってはならない。(2)、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により行ってはならない。(3)、就業環境を害して行ってはならない。そして、防止するための取り組みを事業主に義務化しています。今では社会問題となっているパワハラですが、防止の法制化は初めてであり、セクハラやマタニティーハラスメントと異なり、これまでは企業の自主的な対応に委ねられていたため、今回の規制法で随分前進したと言えると思います。ハラスメントは人の尊厳を傷つける人権侵害であり、職場の環境が悪化するだけではなく、被害者が休職や退職を余儀なくされ、自殺に追い込まれるケースも後を絶ちません。

そこで、今回の法規制を受けて、本市の現状、方向性を全てにおいて市長にお伺いたします。

1、本市のこれまでのハラスメントの認識、取り組みをお伺いたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 北村議員の本市のハラスメントの認識、取り組みについてのご質問にお答えします。

まずは、職員が健全に働くと共に、職場環境が健全であることと、職員の人権尊重といった面からハラスメントの防止は不可欠であると考えています。

職員からのハラスメントなどに関する相談につきましては、市では人事課に相談体制を整えていますし、総務部次長を従来からハラスメントを含めてコンプライアンスの担当として配置をしております。

また、市長への手紙、これは匿名でも対応していますから、職員からもらっている場合もありますから、市民だけじゃなしに、使えるメディアとして使っておりますし、あと、文書とか提案といったことで匿名で職員からの情報が寄せられる場合もあります。

加えて、野洲市職員の職務に対する提言等の記録等に関する規程を整備して、市議会議

員の皆様を含めた一定の公職にある方からの提言にも対応する制度も整えております。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） ハラスメントの被害は、企業、行政、教育現場、家庭とそれぞれに相談件数は増えており、悲しい事件も幾つも起きています。特にハラスメントの中でも顕著に表れる職場でのパワハラは線引きが難しく、泣き寝入りも多いとお聞きします。また、パワハラだと決めるのも難しい事例もあると思いますが、把握できている範囲で、本市の実例としてパワハラが推定される長期休暇・休職等の数、その後の対応、復職状況をお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ご指摘に該当することはありません。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 今のお答えはよく教育現場で、「うちの学校にはいじめはない」と言われるのと同じような気がしたんですけれども、どこの企業にも、どこの市役所にもそれは存在すると思いますし、野洲市はゼロであったというのはどうも納得いかないんですけれども、野洲市はゼロだったのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） だから、現在、休職・休暇の原因がパワーハラスメントになっていて、今、限定では内部のハラスメントでとおっしゃったので、それはないと私は確認しましたから、「ありません」と言ったわけなんですけれども。過去にあったかどうかまでは調べていません。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 文書にはそのように書かせていただいているんですけれども、その後の対応とか復職状況とか書いていますので、これまでにきちっと推測される範囲でそういうことがどれぐらいあったのか、またその方がその後どういう、その方に対する、職員に対するどんな対応がとられて、その方がどんな状況で復職されたのか、そういうことをお聞きしているんですけれども。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 少なくとも私が市長になった中では内部のパワーハラスメントで休暇・休職はないと認識をしています。ただ、心的要因で休暇に至ったりとか、そういう方は一定数いますから、それは専門機関に対応してもらったり、あるいは人事課が周辺の

な対応をするとか、かなり丁寧に対応しているということを認識しております。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） ということは、市長はご存知なかっただけで、それが以前にあったかなかったかははっきり答弁はいただけないということによろしいでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 私、個人で答えてるんじゃないですよ。これ、答弁協議して答弁ができ上がっているわけですから、だから、人事課、総務部と協議した中で、北村議員のご質問になっていることに関してはないという答えであります。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 過去一度もなかったというのは私が聞いたのとは大分違うと思うんですけども、それは市長はそう答弁されたと、野洲市にはなかったということで認識しておきます。

それでは、3、先日、野洲市に建物の調査・研究に来られた団体がありました。来庁希望の2週間ほど前に県会議員を通して私に、執行部に説明を求めてほしいという打診があり、すぐに担当部局に内容を説明し、予約がとれました。それが予約の4日前になり、それも偶然から、その予約依頼が担当者でとまっていて、上司には報告されていないことが判明いたしました。すると、担当課から、約束していた担当者が長期休職に入ったから予約をキャンセルしてほしいという連絡が入りました。正直、びっくりしました。内容も尋常ではなく、代理人は立てられない、予約していた部屋の使用も困る、資料もつけれない。しかし、こちらとしても市のその対応は、それは納得できないと部長との押し問答の末、さすがにこの迫った時期のキャンセルは先方にも失礼と、先方の団体には担当者の体調が悪くなったと謝罪した上で、部長も資料だけは用意して下さり、県会議員と私で対応させていただきました。

いったい問題はどこにあったのでしょうか。もちろん、報告義務がなされていなかった、どうして部下の責任を上司がフォローしてあげないのか、野洲市としての約束は何と考えておられたのか、反省点は幾つもあったと思いますが、しかし、一番の問題は精神的に病み、長期休職に入った職員の体と心をここまで追い込んだ職場の環境はどうだったのでしょうか。誰に遠慮が要るのか。報告したら責められるのか。これはパワハラには当たらないのでしょうか。組織としての機能もどうなのでしょう。早く元気で復職していただくためにも、過度な職務ではなかったのか。1人で抱え、きつとつらく忙しく、楽しくない

日々が長く続いていたのではないのでしょうか。市長はこの案件をどう受けておられるのか、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野洲市、さっき言いましたようにコンプライアンスを保っていますし、秘密は一切なしで、ただ、個人情報と企業情報は秘匿しますと言っています。

これ、本会議でご質問いただいていたので、当然、答弁協議しましたから、一定の情報は集約をしています。ただ、どこまで何を言っているのか。秘密という意味じゃなしに、むしろ、できるだけ誠実にお答えをしたいので、北村議員とこの案件との関わりをできるだけ丁寧に、もうちょっと言っていて、いい議論をしたいと思っています。これ、私、聞いて、唖然としました。あえて自らご質問になっているわけですから、もう少し情報を言っていた方が、私からは出せない部分があるので、北村議員が質問で出されたら、私はそれは安心して出せますから。もうちょっと概要を言って下さい。問題の本質と概要を。ここで通告されたんですから。覚悟の上で、それこそ覚悟の上でやっておられると思いますから。どうぞもうちょっと言って下さい。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 何も隠していませんし、係長、次長、部長に聞いていただいたら、それが全てですし、ここに書いていることが私が知っている全てですので、何も市長、私、隠しもしていませんし、丁寧にそのまま質問しています。

○市長（山仲善彰君） 反問します。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後2時42分 休憩）

（午後2時44分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、市長より反問の申し出がありましたので、反問を許可します。

なお、反問は、質問議員1人につき2回までとなっております。

市長、反問の内容を再度お願いします。

○市長（山仲善彰君） これはよくご質問されたなど、私、思ったんですけども、全然隠し立てもしませんし、できるだけ透明感を保って当事者にいい方向にしたいと思っています。ですから今、北村議員がおっしゃったこと、差し支えない範囲で、具体的な日時とか内容も含めて、北村議員がこれにどう関与されて、今ご質問になった概要をどういう経緯

でお知りになったのかとか、そのあたり。それと、これがパワハラに関連で質問されることになったその本質の部分とか、もうちょっと丁寧に言っていたかかないと、変に誤解を受けますし、これ、公開ですから、何か野洲市がとんでもないことをやっているみたいに思われますけども、私が聞いている範囲では、そういうことではないと思っていますし、もう少し北村議員の関与を明確に言っていたきたいと思います。そしたらこちらも正面切ってもっとお答えできると思います。

○議長（橋 俊明君） ただいまの反問に対する発言を求めます。

北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 本当にここに書いているとおりでして、4日、6月の。ごめんなさい。何日だったかな。5月の中ごろに県会議員の駒井千代さんからお電話をいただきまして、「自分の大学のゼミの先生が全国のマンション学会の会長をしておられて、築年数のたったマンションの研究を今後のためにやって日本中を回っているのだけれども、野洲市も今問題になっているマンションのことでどういう経緯でこんな問題が起こったのかをそのマンション学会の7名の方が野洲に経緯を聞きたいと言っておられるので、その経緯を市の担当の方に説明願えませんか。その日にちは3日か4日に滋賀県に行きますので、どちらでも結構ですので、そちらで決めていただいたらいいし、時間も場所も野洲市さんの方で決めて下さい」と言われたので、私は部長に電話をすぐかけたんですけども、部長は出張で、次長も席を外しておられて、「何の用事ですか」と言われたから、実はこうこうでとそのままを話したら、担当課にかわりますということで、担当課にかわられた方が「部長に話せなかったんですけど」と言ったら、「僕から話しますので、どういうことですか」と言われて、これをまた、同じことを話したら、担当は僕なので、僕が対応させていただきますし、一度預らせていただいて、また明日と言わはったかな、明後日か、返事をしますと言われて、返事があって、その3、4のうちの4日の朝の10時半。「部屋はどうしましょう」と言ったら、「もう部屋はこちらで押さえます」「資料はどうしましょう」と言ったら、「つくっておきます」と言われて、もうその場で終わりました、話は。

そこから2週間ほどたって、ある偶然に、同じ部局の方に、「今度お世話になるんですよ」みたいな話をしたら、「え、それって上に行ってたかな」みたいなところから偶然にわかって、長期休職に入ったからそのことは上には行ってなかった、報告はされていなかったから知らなかったという説明が、電話がありました。だから、ここに書いているように、その担当者が長期休職に入ったので予約をキャンセルしてほしいとあったのが4日前で、新

幹線なり宿泊施設ももうとられていたので、「それなら誰かかわりに」とお願いしたんですけども、「いや、それはできない。部屋も使ってもらったら困る。資料も用意できない」ということで、部長は重々意味はわかるんですけどというところから、先方にも、もう時期が迫っているから、こちらで対応していただけるなら資料は用意しますとってつくっていただいたんです。だから、ここに書いているのがそのものですし、それを駒井議員に言って、駒井議員も来ていただいて、そのいただいた資料をそのままそのマンション学会の方にお渡しした。質問事項を事前に聞いておく方がいいだろうと思って質問事項を4つ聞いて、それも部局の方に聞きに行って、答えを教えていただいて、その答えをマンション学会の方にお伝えしたという小一時間ほどの面接でした。

○市長（山仲善彰君） 休憩していただいていますか。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

（午後2時49分 休憩）

（午後2時50分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 今お話しさせていただいたのは、休職に入られた職員さんと電話で予約をさせていただきました。その折に、何か必要書類が要るのかお聞きしましたが、要らないということで、文書的には何も出しておりません。

○市長（山仲善彰君） ありがとうございます。

○議長（橋 俊明君） 反問はこれで終了します。

引き続き、北村議員、質問を続けて下さい。

北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 4つ目です。

職場ではパワハラの実例に過度な要求が挙げられると思いますが、そんなとき、追い詰められた本人は、例えば企業や市民なら行政に相談できる選択肢があると思いますが、その行政、市役所の職員は、そんなときは実際どんな救急先、相談先があるのか、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 先ほど申し上げました、野洲市の場合は組織が小さいですから、人事課という中で対応していますが、大きな組織だったらその中に2つの機能、あるいは

3つの機能を持っています。いわゆる人事配置とか体制のための課と職員の福利厚生を含めた職員の健康とか、職員の今の精神的な問題とか。野洲市の場合は人事課の中に両方持っていますから、一番の対応するのは人事課になります。産業医等のつながりもそこですし、カウンセラー等のつながりもそこでやっています。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） ということは、今までから、人事課で対応していただいていたという中から、先ほど市長がおっしゃって、答弁いただいたように、その中の相談の中ではパワハラというものはなかったということになるということによろしいですか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） はい、そのとおりです。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 最後、お願いします。

まちづくりは市民、行政、議会、皆が元気で協働して、自分たちのまちを守り、育てていくものだと考えますが、そのためにもハラスメントはどんな立場の人も行ってはならないとする法律を全ての企業、市役所も、法規則ができた以上、これからは今まで以上に厳しく守らなければいけないと思いますが、最後にこの規制法に対して今後の本市の方向性をお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まず、制度は大事なんですけども、やはり運用するのは人間ですから、これ、他の福祉とか人権でも差別解消法ができたり虐待防止法ができていますけども、全然現実が改善されない。それと一緒に組織運営というのはいかに、いわゆる風通しをよくして人間関係が健全になるかという、そこが一番大事だと思っています。

今回、私はある段階にこれを聞きまして、そして今回質問が出てきました。ちょっと幾つかまだわからないところがあります。議員からの、先ほど申し上げました野洲市職員の職務に対する提言等の記録等に関する規程に、これ、該当するんですけども、私が聞いている範囲では、この規定に基づく報告書をまだ見ていないんですけども、ですから、ハラスメントというのは原因者は全然意識しない。無邪気なんですけども、受ける方はまさにハラスメントになるわけですし、議員から電話があった。簡単に断れない。報告書もできなかった。そのあたりがどうだったのか。

学会から別に郵送で文書が来ていればまた共有化できたんでしょうけども、今、課題が

空家対策特別措置法のマンションだとおっしゃいました。あれは1月30日の公開での警察、消防、そして専門家を入れた会議でもう既に勧告がしてあって、月末には期限が切れるので代執行も含めてというのをもう公表していたんですけども、2月17日に何か全国的に報道されまして、翌日、全マスコミ、ほとんどマスコミから取材がありました。1月17日は日曜日です、私は新聞をとっていないので、夜、全部ネットで全ての新聞をもう一回見るんですけど、そしたら出ていたので、朝、市役所へ、月曜日に来て、職員に、『この新聞記事は異常だから』と注意をしておいて」と言っておりました。そして、その日、大津まで出張したり、いろいろ動いていましたけども、帰りに担当課とか、あるいは市役所から電話があって、テレビ局、東京、大阪、地元、取材させてほしい、大変だというので、5時には帰れるから、一切個別対応すると職員が大変になるからまとめてやろうと。私が帰るのは、5時15分までには絶対帰るから、5時には帰るから、5時15分という時間を切って予告した上でマスコミに通知を流したんです。そしたら、帰ってきたら……。

○16番（北村五十鈴君） 市長、その話は質問とは関係ないので。

○市長（山仲善彰君） いやいや、違うんです。関係あります。関係あります。続々だったんです。

○16番（北村五十鈴君） 議長、関係ない……。

○市長（山仲善彰君） あの記事は、あの記事は変な記事です。

○16番（北村五十鈴君） そのことは全然、今回は関係ない。

○市長（山仲善彰君） アスベスト。違うんです。そのときに、誰が対応するのか。テレビカメラ、控えていたので。課長、やりますか。部長、やりますか。いや、皆困ると。私もそんなミスがあったら困るから普通やらないんですけど、私が矢面でやると。これ以降は、この問題は全て市長を通すというふうにしようということでやって、当日も10台ぐらいのカメラと、あとまだ新聞もありました。夜も電話で家に取材がありました。翌日もありました。その後も何度もテレビ取材がありました。その後も、この間もまだ2社ほど新聞。全て私を通すというルールになっていたんです。全て。対外的には、一次的には。そして、職員は同席するか、まず私が全部入り口を対応してから担当課に行くとかになっていたんですが、多分、多分ですね、私の日程をとっていないわけなので、本当に軽微なことも全部私がやるというルールになっていたんです、これに関しては。

だから、今ご質問を受けてわかりました。もう受けたわけですけども、気の毒に。議員

さんからだったからでしょう。県会議員、市会議員と言われたら。でも、一言、「これはまず市長が一番最初に対応しますから」と言わないといけなかったんでしょけど、残念ながら言えなかった。職員が悪いわけじゃなしに。今もお聞きして、これは本当に庁内ルールで1月17日以降は私はやりたくないけども、誰かが失言したら大変なことになるといふことで、これはここにいる職員、皆知っています。私が責任を持って一次対応するというルールになっていた案件、たまたま。ということも今のお話を聞いていると遠因かなと思いますけども、これ以上はもう一回、今日の貴重な北村議員の情報も踏まえて、当事者優位できちっと対応をしてまいりたいと考えております。

○議長（橋 俊明君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 最後に言っておきますけれども、そのときに別に駒井議員がどうか、私がどうか、そんな強制もしてませんし、そのとき、市長が今おっしゃっていただいた、そんな感じのマンション学会でもないの、そのところは重々誤解のないように、今の答弁は私にはちょっと心外でしたので、よろしくをお願いします。

○市長（山仲善彰君） 反問してよろしいか。

○議長（橋 俊明君） 反問、2回までです。

○市長（山仲善彰君） 2回やりましたか。

○議長（橋 俊明君） 暫時休憩します。

再開を午後3時10分とします。15分とします。

（午後3時00分 休憩）

（午後3時15分 再開）

○議長（橋 俊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第4号、第10番、稲垣誠亮議員。

稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） それでは、一般質問を始めさせていただきます。

1件目は学童保育所の児童の受け入れについてお伺いいたします。

本件は指導員の就労環境向上を趣旨とするものでありますのでよろしくお願いいたしません。

1点目ですが、指導員の児童に対する配置基準についてお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、稲垣議員の学童保育所の児童の受け入れ

についてのご質問の1点目、指導員の児童に対する配置基準についてお答えいたします。

本市では、野洲市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条第1項に「放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない」と規定しております。この放課後児童支援員、いわゆる指導員の数は、児童数が30人以下の場合は2人以上、31人以上40人以下の場合は3人以上、41人以上では4人以上配置するよう基準を設けております。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 実際の配置についてなんですが、こちらは延長保育を含めて指導員の過重労働になっているような不安要素というのは今のところ報告としては上がってきていますでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） いわゆる配置が基準どおりにできているかというお尋ねだと思うんですが、6時以降の延長につきましても社会福祉協議会の方から配置についてはできておるといふふうに報告を受けております。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） あと、過重労働の報告とかも特には上がっていませんか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 過重労働としての報告は受けておりません。

お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） ということであれば、指導員の採用の、一応、定数の確保はできているということであると思うんですが、現在、嘱託、アルバイトを含めて、指導員の離職率について伺いたいんですけど、離職率の定義についても難しいところではあるとは思っているんですが、嘱託ということをお考えますと、1年以内に離職される方というのは一定数いるような現状というのはあるか、もしわかるようでしたらお願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 申しわけございません。離職率につきましては、数字の方、把握しておりません。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。離職率が進むと、新しく入ってきた人も仕事に慣れるまでには時間がかかるため、他の指導員に負担がかかることがあると思うんですが、こういった離職を低下させる方策というのは現在検討されていらっしゃるのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 先ほど申し上げました離職率については把握しておりませんという回答をしたんですけども、離職率という観点ではなくて、いわゆる指導員の確保ということで、保育園も同じでございますけれども、学童保育所における指導員につきましても、その確保というのが非常に困難な部分もございますので、職場環境、働きやすさの環境とか、いわゆる保育における負荷等がかからないような職場環境での、各々学童ごとにいろんな工夫をしていただいていると思っております。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

次に行きます。

障がいのある児童の各学童保育所の入所数についてお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 障がいのある児童の各学童保育所の入所数についてでございますけれども、障害者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳の有無に関わらず、支援を必要とする児童の在籍数は、令和元年5月1日現在でございますけれども、北野学区こどもの家では29名、祇王学区こどもの家では17名、篠原こどもの家では11名、中主学区こどもの家で25名、三上学区こどもの家で4名、野洲学区こどもの家で30名となっております、合計数といたしましては116名の在籍数となっております。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

先ほど、障がいのある児童を見る指導員さんの研修等の実施状況について、もしあるようでしたらお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、ご質問の指導員の研修についての実施状況ということで、放課後児童健全育成事業受託事業者であります野洲市の社会福祉協議会に確認しましたところ、平成30年度の実績でございますけれども、「発達障害児への支援について」、あるいは「野洲市発達支援センターの巡回訪問報告会」、あるいは「発達障がいの方への理解」等々、「特別支援教育の過去・現在・未来」、あるいは「子どもの身体の育ちとそれを支える遊びや運動」など、さまざまなテーマにおきまして、専門の講師を招きまして、回数でいきますと30年度実績で23回研修の方を実施しているというように報告を受けております。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 116人の児童を受け入れているということで、大変手厚い対応を本市はされているなどは考えてはいるんですが、5番に移りますが、この対象児童の障害の程度に応じて指導員の加配が行われると思うんですが、こちらの基準についてお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、障害の程度に応じて指導員の配置が行われる加配の基準についてお答えします。

野洲市こどもの家特別支援児童、もとい、野洲市こどもの家特別支援児指導員配置検討委員会で、児童の状況、生活の状況等を総合的に勘案いたしまして、1対1の支援から見守りの支援までの段階別の支援、特別支援児に対する指導員の配置を決定しております。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） こちらは一般の、通常の小学校の加配基準に準ずるようなところというのは考え方としてあるんでしょうか。お願いします。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいま、小学校の方との準ずるというお話の質問でございますけれども、小学校以上になりますと特別支援学級と、学級もございますし、検討しておる、加配をする検討会自体も別のものでございますので、そこでのいわゆる判断の調書等ですね、そういうもの、ちょっと申しわけございませんけど、所管が違うので知り得ていない分もございますので、そこについてはお答えの方はできません。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。本件、質問を締めくくるにあたりまして、指導員さんの受け入れる体制については、すごく手厚い、本市は対応をされていると思うんですが、指導員さんの労働環境について、やはり向上させていくことが支援員を集めることにもつながっていくと思いますので、これ、指定管理者制度とはなっているんですが、年間に1度、2度でも構わないので、また市の職員さんが学童の方に視察というんでしょうか、巡回するようなことが今はないのかな。ないと思うんですが、そういったこともちよっとしていただきたいと思っているんですが、答弁を求めます。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまの学童保育所施設の方の視察というか、現地確認といいますか、そういうような問いであったと思うんですが、学童保育所につきましては、毎年市長自ら、私も当然行っておりますし、学童の所管しております関係課の職員が全ての学童、市内全園を回りまして、現場の指導員さん、あるいは子どもの様子を見に行く機会を設けております。

以上、答えとします。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） じゃ、それは子どもがいるような夕方とか放課後の時間帯に行っていらっしゃるということで理解していいですか。

○議長（橋 俊明君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） はい。その行く時間帯につきましては、児童がいる、いわゆる保育の行われている時間帯に行っております。

以上、お答えとします。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。今後も水準の高い学童保育所の運営をよろしくお願いいたします。

それでは、2件目の質問に移ります。

現・民間野洲病院についてお伺いいたします。

②、③、④については病院関連の質問にはなるんですが、野洲市の中核的病院としての役割に鑑みて、市民ニーズ、医療需要の動向を踏まえ、総合病院の医療提供体制を維持、

発展させることは極めて本市にとって重要な課題であり、病院整備計画の不安定要素を本件以下、伺うことがあるかもしれませんが、吉川政策監と共に力を合わせていい病院をしようと思っただけのことです。よろしくお願いいたします。

それでは、お伺いいたします。

現・民間野洲病院についてお伺いいたします。現・民間野洲病院の臨床研修医の受入実績、制度についてお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） それでは、稲垣議員の、現・民間野洲病院について、臨床研修医の受入実績、制度についてお答えいたします。

臨床研修医の制度は医師法の第16条の2の規定に基づくものでございまして、御上会野洲病院は、臨床研修病院の指定を受けています。

その受入実績ですけれども、平成25年度から平成27年度において6名の受け入れをされていたというふうに聞いております。

以上、答弁といたします。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） もし、これ、わかればいいんですけど、この6名の受け入れの経緯なんかについては何か聞いていらっしゃるでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 健康、もとい、政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 受け入れの経緯、詳しいところは存じておりません。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） じゃ、またそれについてはお伺いいたします。

あと、28年度から30年度に関してはどうだったのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 今ご質問の期間については受け入れはなかったというふうに聞いております。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

次に、伺います。

各種学会の専門医、認定医研修施設としての認定についてお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 各種学会の専門医等の認定でございますが、御上会野洲病院における各種学会の専門医、認定研修施設としての認定について確認をいたしましたところ、御上会野洲病院は日本周産期・新生児医学会、日本外科学会、日本泌尿器科学会、日本大腸肛門病学会などが認定されているということでございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 実際に、では、先ほどの研修医の受入実績と同様、こちら、専門医とか認定医の研修として、実績というのは、通告にはなかったんですけど、施設の認定としてはあると思うんですが、実績としてあるのかどうか、そこ、もしわかればお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 研修医の受け入れの科ですね、そこまではちょっと把握しておりません。ただ、滋賀医科大学……。

○10番（稲垣誠亮君） あ、専門医です。

○政策調整部政策監（吉川武克君） え、専門医。

○10番（稲垣誠亮君） 今聞いたのは専門医と認定医の実績についてです。2番目です。1番目の、さっき、質問ではないので。

○政策調整部政策監（吉川武克君） はい。実績などについてはちょっと把握しておりません。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。7月に市立化するので、また詳しくお伺いしたいと思います。

こちら、やはり、医師確保については、あ、すいません。次行きます。3番目、行きます。

平成30年度3月期の決算の評価についてお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 平成30年度3月期決算ということでございますが、御上会野洲病院の平成30年度3月期の決算について、御上会から得た情報によりますと、約500万円の経常損失が計上されているということでございます。

その評価については、私がそれを評価する立場にはないというふうに考えております。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） もし手元に資料をお持ちだったらお伺いしたいんですけど、医療収益については幾らの計上があったか、もしお伺いできればと思ったんですが、お願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） ただいま手元には資料は持ってございません。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。これ、決算書の配付については、全議員には今後行っていただける予定はありますか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 御上会野洲病院の決算書でございますけれども、御上会が発行されているものでございますので、しかるべき手続を経た上でご提示できるというふうに考えております。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） しかるべき手続というのはどういったこと。情報公開請求とか、そういうことでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 市がつくったものはすぐに、速やかにお示しできますけれども、御上会が作成されたものですので、御上会の了解も要るわけですから、そういう意味での手続というふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 以前、病院委員会で見込み数値の方を配付していただきましたけど、それは多分、市がかわりにコピーというか、そのまま写して、手作業で写してそれを配付されたと思うんですが、そのような形でもいいと思うんですが、配付状況、配付の予定というのは特にあるんでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） これまでではなくて、7月には市が継承するわけですので、そういう意味ではいろんなものを継承する、その中にも、そういう決算書も含めて継承していくわけですので、そういう時期を見計らって提示できるものだというふうに認識しております。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） すいません。掘り下げて申しわけないんですけど、それは6月中ということで理解していいですか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 市民病院が開設するのは7月1日でございますので、それ以降になるかなというふうに思っています。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） これ、民間企業だとよく、民間法人だという指摘もよくあるんですが、これ、長期貸付金の債権放棄の問題とかがありますので、あとは本来、現・民間野洲病院が負担すべき医師確保費用を市が負担するということもありますので、そういったことを判断しようと思うと、やはり決算書の写しは避けては通れないと思うので、そのあたりもちょっと一度検討していただけないか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） はい。ご指摘の趣旨は理解しておりますので、できるだけそういう流れにしていきたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 1点忘れていたんですけど、これ、譲渡に際して、基本協定の段階で、収支を改善して債務を軽減するように努めると基本協定でありますので、それを正しく履行されているか判断しようと思ったら、決算書を見る以外に方法はないと思うんですね。なので、そのあたりも同時にお考えいただきたいと思うんですが、答弁を求めます。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 確かにそのところは大事だと私自身も思っていますので、議員の皆さんにもできるだけ早い時期にお示しできるようにしたいとは考えておりますが、ただ、さっきも言いましたけれども、こちらの都合だけというわけにはいきませんので、その辺はさっき言いましたけれども、きちっと手順を踏んでというふうには思っています。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。あとは、事業継承に関わる譲渡契約については

既に契約済みでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 締結しております。日付ですね。

○10番（稲垣誠亮君） はい。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 市長の提案説明の中でもあったと思いますけど、繰り返して言いますと。

○10番（稲垣誠亮君） 一応、記録に残したいので。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 繰り返して言いますと、令和元年の5月29日付ということでございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。では、先ほどもちょっとお伺いしたんですが、この基本協定書の第1条で、収支を改善し、債務を軽減するよう努めることとありますので、この協定がきちんと履行されたと考えてよろしいでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 努力されたと思います。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。この事業継承に関して、清算法人の。あ、すいません。失礼いたしました。次、お伺いいたします。

事業継承についてですが、市へ譲渡される資産、清算法人に引き継がれる資産について、各項目、理由をお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 市及び清算法人へ引き継がれる資産のご質問でございます。

まず、市が引き継ぐ資産としては、7月以降、市立病院事業に必要な資産となります。また、清算法人が引き継ぐ資産は、6月末まで御上会野洲病院が行った病院事業に係る資産になります。

具体的に言いますと、例えば建物や医療機器などの固定資産、あるいは医薬材料等の流動資産、さらに医療訴訟といった負の負債も含めまして、病院事業に係る資産を市が引き継ぎ、6月までの医療事業に係る現金や未収金等の流動資産、また、市の貸付金の残債に

についても清算法人が引き継がれるということになります。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） すいません。じゃ、後で聞きます。

次、行きます。

再質問なんです、この清算法人の残余財産の帰属先というのはどちらになるんでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 野洲市というふうに聞いております。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。この野洲病院さんの定款の39条を見ますと、「国もしくは滋賀県野洲市に帰属する」とありますが、これは野洲市に帰属すると今言われましたけど、これは国との協議とかがあった上でそのような発言があったんでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 協議は終えておりまして、市というふうに限定しております。というふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では、次、行きます。

事業継承についてですが、譲渡財産中における固定資産ですが、譲渡金額が簿価とするとの報告を受けています。時価ではなく簿価の理由についてお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 固定資産の譲渡金額が簿価になっている理由でございますが、御上会野洲病院からの事業譲渡は、市への無償譲渡でございますので、固定資産について経費をかけてまで資産を評価せず、簿価で譲渡を受けても問題はないというふうに考えているところでございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では、次、行きます。

地域医療振興資金貸付金及び病院の金融機関借入金、これは主に滋賀銀行の借入金のことになると思いますが、この病院の債務返済について、通告日現在の方向性についてお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 地域医療振興資金貸付金の債務返済のことと思いますが、まず、民間金融機関からの借入金は、御上会野洲病院が返済をされます。

また、市の地域医療振興資金貸付金の残債でございますけれども、これについては、清算法人が継承され、清算の終了時、終了するときに市がこれを最終的には債権放棄をするというのを想定した上で進めているところでございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。こちらの、すいません、では、すいません、あと、地域医療振興資金貸付金のことを伺いましたけど、野洲市からの長期借入金、こちらはどうなっていますかね。すいません。私、野洲市からの長期借入金について、固定負債ですね。こちらは5月21日の特別委員会で固定負債、野洲市からの長期借入金については、譲渡財産の中に入るというふうに案で聞いていたんですが、それが変更になったということですかね。そちらの整理をちょっとお願いしたいんですが。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 負債については今申し上げたとおりでございます、市が貸し付けたものについては清算法人が引き継がれた上で、最終終了時にということになります。民間金融機関から借り入れられているものについては御上会野洲病院が責任を持って返済されるということでございます。金額的な負債については、流れはそういうことでございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。事前の5月21日の特別委員会の資料では、譲渡財産の中に固定負債が入っていたんですが、こちらの計画が変更になったということで理解してよろしいですか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） ちょっと今手元に資料がないのですが、趣旨は今申し上げたとおりのことが書いているということになるんです。いや、変更はしておりませんので、趣旨は変わっておりません。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） いや、すみません、私の理解が悪いかもしれないんですけど、清算法人への移行ではなくて、譲渡財産の中に固定負債、長期借入金、野洲市からの貸し付けに限ると書いてあったので、今の部長の答弁を聞きますと、ちょっと整理ができなかったんですが、もう一度こちらの資料を踏まえた上でちょっと、通告を出していますので、答弁をお願いできたらと思います。

○議長（橋 俊明君） いけますか。ちょっと時間要りますか。

○政策調整部政策監（吉川武克君） ちょっと手元に資料がないので。

○議長（橋 俊明君） じゃ、後ほどという形で、申しわけないです。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員、質問を続けて下さい。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では、次、行きます。

これは、では、今のお話を聞きますと、平等に市からの長期貸付金と、滋賀銀行からのこちら借入金に対して平等に返済するのではなくて、銀行返済を優先させたということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 民間金融機関を優先させるということですが、土地に根抵当権が張っていたりしますので、それを解消する、今までの協議の中でまずは民間金融機関の債務を解消した上で譲渡を受けなければなりませんので、どっちが先ということではないんですけども、順番からいくと民間金融機関の方を返済されてということになります。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○10番（稲垣誠亮君） いや、いや、別に今ので十分理解できたので大丈夫です。

○市長（山仲善彰君） 答弁が間違っているから。

○10番（稲垣誠亮君） えっ。

○市長（山仲善彰君） 答弁が間違っているから答えとかんと。

○10番（稲垣誠亮君） ああ、そうですか。

○市長（山仲善彰君） 僕に通告してくれたらいいのに。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 僕は何回も説明していますように、野洲病院の基本的な債務は昭和60年からの3年間の9億円と、そしてあと、平成10年の「饅頭の側」をやり替えた21億円。この21億円の内訳は滋賀銀行が18億円、そしてから福祉医療機構が3億円で、いずれもここで議決して、損失補償という形になっていますけども、実際は損失補償はなっていません。滋賀銀行は損失補償になっていると思っているので、当然、滞れば野洲市に請求が来るので、野洲市がお金を渡して返済をしていますから、優先したというよりは、計画返済が滞らない形になっているので民間の方は先に返済ができています。残債があった場合の、まずはそこを整理するという事。それと別途に一時借入で、短期で野洲市の土地に張ってあった根抵当権を使って借り入れられています。

ですから、長期に関しては、まず野洲の方を劣にして、そして民間の方に、まさにご指摘のとおり、優先です。そして、短期はどういう清算をするかといったら、今の財産でいえば、2カ月の医療収入が2カ月遅れで入ってくるので、その中で回収できるというふうに金融機関は読んでいるので、いわゆる円満清算ができるという絵になっています。それを見越して今回可能な限り支援をすると、医師の派遣の経費もこちらでもつとかという制度設計をしているということです。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 最終的に野洲市からの貸付金が劣後になるのはいいとは思いますが、これ、やはり、一旦現在の民間野洲病院の有する流動資産で平等に返済させた上で、銀行の未返済額については滋賀銀行から理事に対して求償させることが本市にとっては債権放棄額の減少にもつながるとは思うので、そのような対応策については検討はされていますかね。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 裁判になってどうなるかわかりませんが、私が言ったように、野洲市が損失補償をしているという形になっていますから、均等に来ますから、理事が払えなければ野洲市に来るわけだから、同じことなわけですよ、もうここに至ったら。だから、先に民間資金の借り入れを優先してやる方が合理的です。だから、そのとき、平成10年に旧の野洲町でそういうスキームにしてあるので、それを前提にして清算手続に入りますということです。これは当初からそういうことを皆さん方に説明していますから。あえて今ここに至って理事とか常務理事に請求するということはしません。これについても先般、特別委員会で、私、皆さん方に申し上げたつもりです。ビジネスでやっているわけ

で、そんなシミュレーションでやっているわけ違って、ここ、あと1カ月を切っている状況ですし、これ、今、じたばたやっているん違って、この方針は従前からやっています。平成23年のときに、万が一病院が壊れたら、当時ほとんどまだ残っていました、債務が。9億円の5億、6億残っていました。これも損切りをせざるを得ないというぐらいの覚悟でやっているわけなので、ここまで来た中で、もう一度常務理事にとか理事にとかいうような議論をする余裕はないと思っています。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） いや、もちろん市長のおっしゃっていることはわかりまして、平成28年度、益川先生のところの協議でも、今、返済スキームについては、事業譲渡スキームについては法的な、リーガルな部分から検証されていますのでわかるんですが、これ、やはり銀行融資については、恐らく2人の理事の方が連帯保証しているはずなので、要は求償権が存在するはずなんですね。なので、僕は普通にできるだけ市民が、市が債権放棄する額を少なくする方策があるわけですから、銀行返済を全額先に返済させてしまうと、これ、2人の理事に対しての利益供与に準ずるものになるのではないかと、そういった見方もできると思うんですが、そこ、答弁を求めます。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これも申し上げたと思いますけども、平成10年、11年に21億円が借りられているわけです。細かい経緯はつまびらかにしませんけども、構造的に言えば、当時は旧野洲町、旧中主町の町長も理事でした。議会の議員の4人、5人か、理事でありました。その中で債務が負われている。そして、当該金融機関も競争をしていなくて、本当に高い金利で借りています。だから、構造的に見れば、まちが責任を持つ、意思決定に首長、町議会議員が入っている。だから、滋賀銀行から高利で競争なくして借りたお金なわけです。でも、そのときにいた方ではない方が今、理事長になったり常務理事になっているわけです。その方たちに私財をなげうってというのが妥当なのかどうか、そこは、それをやるんだったら道義的責任はまだ現在健在でおられる元理事にも及ぶのではないかとこの検討をした上で、そういうようなことをしないで野洲市としてこれまでの野洲病院の機能を評価して、こういうスキームでやりましょう、どうですかということはこの間特別委員会で申し上げたわけなので、改めて同じ考えですと。もちろん異論はあると思います。異論はあると思いますけども、現時点では私たちはそういう判断で進めようとしているということです。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 異論はありますけど、次に行きたいと思えますけど、元理事に賠償責任というのは、僕、基本的にあり得ないと思っております、それよりもやっぱり2人の理事さんですかね、に関しては、自分の責任、意思で連帯保証の印鑑を押されたわけですから、そこに情を持ち込むというのは僕はちょっとナンセンスなのかなというふうには思うんですが、過去の経緯は、この点に関しては関係ないと思うんです。実際、債務を保証するということは認識された上で印鑑を押されたと思うので、そこを放棄するというのはちょっと僕は妥当性がないのかなというふうには思うんですが、次の3番目の質問に行かせていただきます。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 議長、すいません。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 先ほど、5月21日の特別委員会の資料の中の譲渡の項目の中の固定負債のことでございますが、ちょっと資料には「要検討」ということでございまして、ここのところはペンディング状態といたしますか、市が譲渡を受けるときに受けるのか、それとも清算法人に渡すのかというようなところは検討していたというところの「要検討」ということでございまして、結果からいえば清算法人に、御上会野洲病院の負債ですので、清算法人にとりあえず継承していただいて、最終的には結了時という、そういう流れになるわけでございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。前後の文脈が合わなかったので聞かせていただきました。

すいません、では、この滋賀銀行さんへの返済はいつ付で行われるんでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 詳しい日はわかりませんが、7月以降になるということをお聞きしております。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 6月中には、じゃ、行わないんですね。事業譲渡前には返済は行わないんですね。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 御上会さんのことでございますので、詳細はちよっ

とこちらの方では聞いておりません。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では、次に行きます。

独立行政法人野洲市民病院についてお伺いいたします。

市立野洲病院が経過し、独立行政法人野洲市民病院開院後、事業の運営の公正、透明さが損なわれることのないようお願いしたいと思います。憂慮するのは病院運営に関する議会の関与・チェックが形骸化し、後退することです。高度に維持されるべきであると思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） それでは、稲垣議員の独立行政法人野洲市民病院についての1点目でございます。議会の関与・チェックについてのご質問でございます。

地方独立行政法人につきましては、法律に基づく法人でございますので、議会の関与やチェックについても、制度に基づいて対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） この行政法人の代表は議会へは出席すると考えてよろしいのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 議会への出席は想定しておりません。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） それは要求すれば求められる性質のものなのでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） それは議会運営のことでございますので、こちらの方で判断すべきものではないというふうに考えております。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

次、行きます。

市民が絶えず評価し、現状を理解していただけるよう、経営状況や課題解決について積極的な情報開示に努めるべきであると考えますが、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 積極的な情報開示ということでございますけれども、議員ご指摘のとおりだというふうに考えておきまして、地方独立行政法人法の第3条第2項に、「法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を住民に明らかにするよう努めなければならない」というふうにございまして、地方独立行政法人から法に基づいた情報提供がされるものというふうに認識しております。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 当たり前のことを聞くんですが、健全性の維持のため、高度な監査をきちんとお願いしたいと思っているんですが、その点、お伺いします。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 議員ご指摘のとおりだというふうに思いますし、きちっとそういうところは法令を遵守しながら進めていきたいということでございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。この独立行政法人野洲市民病院なんですが、これ、ちょっと通告は出していない点で、答えていただけたらということでもよろしいんですが、これ、独立行政法人野洲市民病院については駅前の立地を生かす運営ということで、他駅から患者が来るとのことなんですが、こちらは、ということであれば、立地以外にも、一般的には特殊な病気とかに特化していたり高額な医療機器を備えているということも1つの売上を見込む要因としてあると思うんですが、このような点については大丈夫でしょうか。もし答えられる範囲でお願いいたします。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 独立行政法人化はこれからの話でございますし、まずは7月1日からの市立野洲病院の開院に向けてというところでございますし、独立行政法人を提案する時点で改めてそういう議論をするべきだというふうに考えております。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では、次、4番目に行きます。

市立野洲病院についてお伺いいたします。

病院事務部長は病院経営の要であり、こちらは政策調整部政策監が就任とのことなんで

すが、正確性、スピードはもとより、適切な診療報酬の請求と管理、一層の経費の削減、病床管理を含めた行政とは異なる医療施設の高度な運用管理能力が求められます。お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） それでは、稲垣議員の市立野洲病院についての質問にお答えいたします。

病院事務部長は病院経営の要ということですが、病院経営の要は、大きくは管理者であるというふうに思います。現場の要は病院長でございますし、それを支えていく役目として事務部長がいるものと考えております。仕事は組織で進めていきますので、医師やメディカルスタッフなど、それぞれの役割と責任に応じて、その務めをしっかりと果たすことが大事だというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） そこは事務部長、僕は、「そのとおりだ」と、「そのとおりです」とお答えいただきたかったんですが、といいますのが、総務省様式でも病院がうまく健全化するためにはやはり優秀な事務部長が欠かせないということもありますので、やはり今私が申し上げたことについては事務部長は当然、そら、管理者が兼ね備えているというのはいいと思うんですけど、病院事務部長としても兼ね備えている必要が僕はあるとは思いますが、そこはご理解いただけないでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 事務部長の役割と、それから病院長の役割、あるいは管理者の役割、それぞれあるわけでございまして、事務部長だけがというわけではないというふうに私は思っております。ただ、ご指摘のように、事務部長も要の一役でございますので、そういう意味では議員がご指摘されているようなところはあろうかと思いますが、これから野洲市が病院を、市立野洲病院を運営していくわけですから、これからそういう人材を育てていかなければならないと、こういうふうに考えております。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 私、何も収支計画、事前の事業計画に沿って政策監と一緒に健全化のためにやっていきたいという趣旨で質問していますので、よろしくお願ひします。

では、再質問をちょっとお伺いしたいんですが、こちらの今お伺いした診療報酬につい

てですが、こちらは2年に1度見直し、改定が行われます。患者に正確、言葉を言いかえれば効率よく医療費請求を行うためには、改定のたびの変更事項など、確認とか対応は欠かせません。

病院事務部長におかれましては、院内体制を整備して、入院医療や外来医療、在宅医療、検査、投薬、リハビリ、処置と、幅広く主要な変更点を理解する必要は、私は他病院の事務部長を見る限り、本市の病院整備の計画、病院運営に関しても同様にあると思いますが、こちらは共通見解でよろしいでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 確かに、2年に1回診療報酬は見直しされます。制度や法律も毎年のように変わっていくわけですがけれども、そういったチェックをしていかなければなりませんし、今の現野洲病院のスタッフも新しい市立野洲病院の方に来ていただくわけですので、そういったところの情報を、職員が今まで持って蓄積された情報の共有化などをしながらしっかり進めていくことが大事だというふうに考えております。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） いや、僕はこの市立野洲病院、あとは独法につながっていきませんが、成功の鍵はやはり、事務部長の役割、事務部長が果たす役割というのはすごく非常に大きなものだと思っているので、そちらの方はよろしくお願いします。

次、2番に移ります。

安定した収入を確保し、適正な費用のもと、市立野洲病院の令和1年度の決算は初年度9カ月であります。事前の収支計画を下回らないよう病院事務部長予定者には取り組んでいただきたいですが、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） それは私も同じ思いでございまして、事業収支計画を下回らないように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） こちら、例えば大きく下回るようなことがありますと、運営形態について、来年度は市長選挙もありまして、例えば指定管理者制度による病院運営が公約とされるようなことがあります。医療政策の不安定要素にもなりかねませんので、収支計画の履行については、収支計画は確実に履行いただきたいと思っております。よろしくお伺いいたします。

では、次に行きます。

当初、開院5年間における年度ごとの経常利益率をお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） それでは、3点目の開院5年間における経常利益率でございますが、現在公表しております収支計画におきまして経常利益率を求めますと、令和元年度は0%、令和2年度はマイナス3.3%、3年度はマイナス28.7%、4年度はマイナス3.2%、5年度はマイナス1.7%となります。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

次、行きます。

地方公営企業法では、経費区分については独立採算制の原則により、公営企業として経済性の追求と公共の福祉増進を目的とする公共性を優先するという、いわゆる不採算性部門をあわせ持つておる事業であります。本来、受益者負担に馴染まない経費及び性格上、能率的な経営を行ってもなお不足する経費について、一般会計が負担すべきものと理解していますが、本市病院事業においても共通認識でいいでしょうか。お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） では、4点目のご質問でございます。一般会計が負担すべきかということでございますが、ご質問の公営企業に関する経費の一般会計の負担に関する考え方でございます。それはご指摘のとおりでございます。地方公営企業法第17条の2におきまして、「その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」などについて、一般会計から負担する、一般会計などから負担するものとされているものでございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

次、行きます。

自治体病院の職員は、収入増加やコスト意識等の経営改善に対する取り組みに欠ける一側面があると思います。民間病院に事務職員を継続派遣し、経営努力を修得することを事業計画に組み入れることを提案したいと思いますが、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） それでは、5点目でございます。民間病院に事務職員を継続派遣ということでございますが、ご提案でございますが、まず、議員のご質問にお答えさせていただく前に、自治体病院の職員が経営改善に対する取り組みに欠ける側面があるかのご指摘については、それが正しいかどうかというのはちょっと若干疑問のあるところでございます。疑問といいますか、それはわかりません。自治体病院の中には赤字経営の病院もあれば黒字で運営されている病院もあるということでございます。このことは、民間病院であっても同様のことでございます。

民間病院への派遣ということに関してお答えしますと、今回、本市が採用いたしました病院事務職員については、全ての方が前職は民間病院に勤務されている方でございます。民間病院に研修派遣するというよりは、官民間わず、優れた病院経営をされているところを参考に、本市の病院経営に反映していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 側面、全国的な自治体病院の流れに沿って質問させていただきました。

あと、先ほど部長、政策監の答弁の中で、民間病院出身者が占めているということだったんですが、こちらは恐らく、僕は野洲病院からの移籍された方というか、そういう方で占められているという意味だと理解したんですが、それは間違いないでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 事務職員で採用いたしましたのは32名でございます。そのうち29名が現野洲病院の職員でございます。野洲病院以外から3名ということになります。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） いや、これ、32名中29人が野洲病院ということで、これ、端的に言うと、破綻病院の事務職員がそのままスライドして移ってきたと、表現を言いかえることもできると思うので、やはり僕は、例えば全国、日本の10大病院グループの中で、やはり事務職員を派遣して勉強していただくといったことは、僕はすごく本市のこれ

から市立野洲病院を成功させる上でいいことだと思うんですが、それにはご理解はいただけないでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 採用したのは、今申し上げたとおりですけども、事務職員に運営、経営、経営は経営の方の責任があるわけですから、そこはこれからね、事務職員のスキルはこれから上げていく必要がありますし、これまでのスキルもそうですし、これからのスキルも上げていただけるようにしていかないとはいけませんし、研修とかそういうなんも含めましてね。それと、経営とかいうのについてはまた切り離して考えないといけないというふうに思いますし、過去の全国での病院の経営改善されたところも職員が、じゃ、全部入れ替わっているのかといたらそういうもんでもないというふうに私は考えておりますので、そこは経営の方針とかそういうことがまずは大事なんだろうというふうに認識しております。

○市長（山仲善彰君） 追加します。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○10番（稲垣誠亮君） いや、別にないのでいいです。

○市長（山仲善彰君） ちょっと放置できない発言ですから。野洲病院、経営が厳しくなって引き継ぐというか、市民病院を建てざるを得ないけども、これ、経営と職員の働き、能力は全く別です。破綻病院の職員が来るからどうのこうのと、これはこの場所できちつと整理をしないとだめです。

○10番（稲垣誠亮君） いや、実質的にそうだと思いますよ。

○市長（山仲善彰君） その偏見は絶対許せない偏見。まさに差別、予断と偏見の発言なので。

○10番（稲垣誠亮君） いや、結果で判断できることだと僕は思います。

○市長（山仲善彰君） ここは、私、訂正は求めませんが、その発言は容認できないということははっきり言うておきます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） いや、それは会計士が決算書の数字を見れば自ずと評価がされることだと思うので。

○市長（山仲善彰君） 職員に関して。

○10番（稲垣誠亮君） いや、それはやはり、その責任が僕にはあったと思います。

部長、政策監、これ、やはり職員さんはやっぱり今までのやり方とか、あとは今までの民間の体質というのがやはり身に付いていっていると思うので、やはりこれ、内部だけの研修でこれから変えていく、その役割はやはり、部長が担う役割というのは僕はすごく大きいものだとは思っているんですけど、それはやはりすごく大変なことではあるとは思いますが、一度、すぐにして下さいとはお願いしませんし、全員を研修でお願いしようと言っていない。1人でも2人でも構いませんので、そういった事業計画に組み入れることを検討していただけたらと思います。

では、次の質問に移ります。

私は、この質問に関してなんですが、本当に市立野洲病院が今までの体制、収益体制、事務執行体制から脱却して成功するために、そういう前提でこの質問は行っていますので、先ほど市長がおっしゃられた愚弄しているような、何かそういうふうなことを僕、ご指摘いただきましたけど、そのような本意は決してございませんので否定させていただきます。

では、次の質問に行きます。

市立野洲病院開院以後の一般会計繰入額について、全国平均から見てどのようになっていますでしょうか。市民が理解しやすいよう、総務省地方公営企業年鑑から同規模の病院と比較してお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 6点目のご質問でございます。開院5年間における一般会計からの繰入額の件でございますが、一般会計からの繰入額につきまして、全国平均との比較、また、総務省の地方公営企業年鑑による比較ということでございますけれども、その比較は無理だというふうに考えております。病院はそれぞれの地域性や周辺環境、また施設改修や設備の更新時期、あるいは規模などが異なりますし、当然ながら、5年先の一般会計の繰入額も容易に比較できるものではないというふうに考えておりまして、どの数値を採用しても比較は困難であるというものでございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、次に行きます。

病院事務部長予定者におかれましては、岡田病院長予定者をはじめ各医療従事者を尊重しながら、さりげない心配りや気配りのもと、各部門の情報共有と連携を柔軟に行っていただきたいと思います。お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 部門間の情報共有と連携を柔軟に行っていただきたいとのことですが、これは病院事業に限ったことではないというふうに思っております。市役所においても多様な職種の職員が連携、協力しながら仕事をしているということからも、病院においても同じことが言えるというふうに思っています。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 政策監はその能力に足る方だと思っておりますのでよろしく願います。

再質問させていただきたいんですが、これは事務部長に期待することなんですが、他の職種でも同じとおっしゃいましたが、あえて言わせていただくと、病院職員とのコミュニケーションなんですが、やはりこれ、1年に最低でも1回、できれば2回は全職員の面談の機会を持って、話を聞いてあげていただきたいと思います。そのときに本人の目標や悩み、要望を吸い上げていただけたら、何かしらに政策反映させることもできると思いますし、これ、3年以内をイメージしているんですが、離職率の低下といったことも期待できると思いますので、その点、善処していただきたいんですが、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 職員間のコミュニケーションづくりは、おっしゃるとおり大事なことだと思っております。そのやり方ですが、当然、市の、市役所の中でもいろんな上司、日常的にいろんなコミュニケーションをとるわけですが、人事の評価もありますし、いろんな場面でそういうところはコミュニケーションをとる場があります。例えば、悩みを持ったりとかした場合でも、それを聞き取りますと、聞き取るというか、そういうところの対応も必要になってくると思いますので、柔軟に対応していきたいというふうに思っています。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 一般行政職と異なりますので、あえて言わせていただきました。次に行きます。

病院事務部長予定者におかれましては、病院全体を見渡している立場であります。病院職員が日常的に予算を意識できるような環境づくりが求められると思います。共通認識でいいでしょうか。お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 予算を意識できるような環境づくりが求められると

のご提案ですけれども、予算を意識できるというよりはちょっと、少し予算を意識するというのはよくわからなかったんですけれども、健全経営という意識で考えれば、そういう意識で環境づくりと、健全経営を意識できる環境づくりという観点でいえば、それはもちろん必要だというふうに考えておりますし、職員それぞれの役割に応じた環境設定を考えていきたいというふうに考えております。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） あとは、医師については、やはり診察に集中しがちで経営に対しての危機感というのはやはり、それほど持たれている方は少ないのかなと思うんですが、この経営をやはり事務任せにしないためにも、管理医師については対象の、今言った健全性の状況をお伝えするためのレクチャーというのは最低必要であると思うんですが、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 今後順次考えていかなければならないというふうに考えておりますが、大事なことだというふうに思います。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりやすく伝える工夫についても検討していただきたいと思っております。

病院の保険診療をする上で、保険診療については療養担当規則、正式には保険医療機関及び保険医療養担当規則を守る必要があります。この規則の名前が保険機関及び保険医となっているように、病院が組織として守ること、院長先生が保険医として守るべきことが記載されています。この療養担当規則については、当たり前のことしか記載されていないんですが、病院で働く事務職員、医師、看護師に「療養担当規則を知っていますか」と聞くと、意外と「知らない」と答える人が多いと思います。必ず7月の開院後、全職員に一度は説明を行っていただくようお願いしたいんですが、お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） もちろん、法令遵守の中で仕事をしていくわけですので、必要な場面で適時そういった情報も共有しながらということになるかと思います。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

では、次に行きます。

市立野洲病院で活躍する職員の状況を客観的に把握し、職員のやりがいや魅力ある職場づくりの向上に寄与するために、職員満足度調査を毎年実施する必要があると思いますが、開院初年度の実施計画についてお伺いたします。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 職員のやりがいや魅力ある職場づくりにつきましては、私も当然必要だというふうに思っております。現在の市の制度でも、先ほどちらっと言いましたけども、毎年人事異動の時期の前には自己申告書を出しておりますし、また、年間に複数回、定期的な課員に対する所属長のヒアリングも行っているところでございまして、今回、市立野洲病院が開院されますけれども、市役所の機能の一部でございまして、これまでと同様に取り組んでいきたいということでございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 調査を実施するという事は病院経営を生かす市側にもそれなりの覚悟が求められると思うんです。といいますのが、病院職員の声を聞くということは、以上は、多くの要望や期待に応えるだけの責任が発生すると思うんです。どのような設問になるかわかりませんが、例えば他市の例を見ていると、例えばこれ、勤続への意欲、「あなたは今の職場でこれからも働きたいと思いませんか」。職場推奨意向という質問であれば、「あなたはあなたの病院を職場として知人に勧めますか」。あるいは、病院利用意向について、「あなたは患者としてこの病院を利用したいと思いませんか」。このようなシビアな質問もあるわけなんですね。彼らの声を無視するという事は調査を行うこと自体を無意味にするものだけではなく、かえって職員のモチベーションを下げることにもなりかねませんので、覚悟の方は大丈夫でしょうか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 病院事業をこれから進めていくわけですがけれども、現在の市の職員の中にも保育士ですとか、あるいは保健師、調理師、あるいは図書館にも司書もおります。それぞれがそれぞれの特長などといいますか、専門性を持った職員がおりまして、そういうところの課題やとか、そういうなんも含めて聞き取りながら、職員間とのコミュニケーションをとりながら進めているわけでございます。もちろん、野洲市立野洲病院が開院された後、市の職員として皆がモチベーションを維持しつつ、いい病院経営ができるように取り組んでいくというのが大前提となるかと思えます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。この調査については、これ、あともう一点、第三者機関に調査を、分析とかを依頼すること、外部委託することによって職員の本音が聞きやすくなる側面もあると思いますので、ちょっとまたこの点は要望として検討していただけたらと思います。

10番飛ばして、11番に行きます。

収支計画の達成には常勤医師の定数的確保は重要であります。通告日現在、定数、確保している常勤医師の人数、不足している医師の診療科、各々についてお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 医師の定数ですけれども、平成29年12月に策定いたしました野洲市民病院、失礼しました、野洲市民病院事業実施計画書では、野洲駅南口に計画している新病院事業を想定した計画で、想定している医師数を25名としています。これは新しい病院ができたときの医師の数でございます。

現在確保している医師数は、現状の野洲病院の建物を使用する期間については、御上会野洲病院の常勤医師数と比較した人数を表しておりますけれども、平成31年4月1日現在で、野洲病院の常勤医師数は17名いらっしゃいますが、そのうち、6月末で2名が退職されて15名、これに市が採用して既に派遣している医師4名を合わせて19名を確保していると、これは公表しています。それ、さっき市長の方からも説明があったところでございます。

なお、現在、非常勤医師の確保についても調整中ございまして、現野洲病院と比較して、特に不足する医師の診療科は想定しておりません。これまでどおりの診療科が開院、診療科として運営できるというところでございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 僕ね、これ、基本計画の報告が上がってきた時点で、市の病院整備課としては、恐らくこれ、7月の、来月の開院で25名の常勤医師を確保しようという構想自体は、僕、あったというふうにね、僕は理解していたんですけど、それはなかったということですか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） それは先ほど市長からも説明がありましたけれども、まず、病院整備のところでお示しした医師の、例えば25名の医師数とかいうのは、駅前に整備する新しい病院に入る医師の数でございます。たちまちこの7月1日に市が開院す

ることになるんですけども、それは今の現野洲病院の事業継承をするということですので、今の病院運営を下回らないように医師を確保し、非常勤医師を確保し、看護師を確保し、事務職員とかメディカルの職員を確保しということで、現時点ではその運営は目処が立っていますよと、こういうことをございます。なので、25名とか、今、計画、計画という、計画数値の医師数というのは、あくまでも新しい病院を想定しているところをございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） ただ、そうはいいまして、基本計画の精査報告書の出た時点で、現・民間野洲病院の常勤の医師の方、23名となっているんですよ。なので、その当時、これ、平成27年10月19日の精査結果報告書を見て話しているんですけど、26年度も23名前後の方がいらっしゃったと思うんですけど、そのときの診療報酬の売上が全体の基礎となっているわけですから、うーん、ちょっとここ、わからないんですけど、少なくとも収支計画自体は19名とかという人数では作成されていなかったと思うんです。この医師の人件費というのは料理でいうところの原材料コストに相当して、医業収益に連動するものであると思うんです。定数、見込みに変動があった以上は、医業収益の減額を見込んで収支計画を更新する必要というのはあると思うんですが、その点、部長、どうでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 収支計画の更新は当然必要だというふうに思いますが、そのタイミングでございまして、今年度、今、実施設計を作業中でございます。今年度中に建物の入札をする。そういったものが、具体的な数字が固まって医師の数も全ての材料が整った段階で収支計画をきちっと出すべきだというふうに考えていまして、何回も何回も出すと数字がいっぱい出てきますのでね。そういう意味で、数字を、収支計画を更新する時期を少し見極めて進めていきたいというふうに現在考えております。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） ということは、今まで出されてきた収支計画は、常勤医師は何名で計算されているんですかね。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 常勤医師の数についてはちょっと私、その都度その都度、何回か更新されていますけども、ちょっとどの人数でということは把握しておりま

せん。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 常勤医師の人数変動というのは収支計画にも変動要因になりますので、今の答弁を聞いていると、市は考えていなかったということになりますので、その点はちょっと不安材料にはなるんですけど、これ、例えば組織が新しくなることによる、例えば新病院効果にしても、これは売上を期待値として111.9%とするものですが、この中には組織が新しくなることも含まれていると思うんですが、これがやはり最終、25人に満たなければ、この111.9%も修正が必要になってくると思うんですが、この点は共通認識でいいでしょうか。

○市長（山仲善彰君） ちょっと答えます。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○10番（稲垣誠亮君） いや、部長に。

○市長（山仲善彰君） 何かシナリオができていて、偽装争点でずっと攻めていただいているなど聞きましたし、この病院の医師数は争点化をされています。特別委員会でご報告したその記事を受けて、1社だけが「医師不足」とか「何名のみ」とか書かれていました。わざわざそれが全国ネットに出ていまして、私もいろんな方から電話をいただきました。

駅前病院を計画して構想してきているわけであって、現在25名で、多分、医師、やっているとしますし、看護師は220名だと思います。ちょっと今手元に資料がないんですけども、その後、円滑にやるということで、ある時期に皆さん方にもお諮りした上で包括的承継で2年ほど前に野洲病院を引き継ごうということです。

そのときには、さっき申し上げたように、現状を下回らないサービスを提供しようということで、全然目標値も何も掲げていません。ただ、それを決めたときは平成25、6、7あたりの実績で28年に協定を結んでいますから、そのときには多分、医師は22名ぐらい、野洲病院の医師としていましたから、数値は約束も何もしていませんけども、その程度の医師は要るだろうという想定だったわけですけども、去年の後半以降、なぜか知らないけど医師が減っているわけですね。

ただ、この前提としては、もともと耐震化ができていない手術室、集中治療室、今の医療基準に合っていない施設で働かれる医師というのは厳しい、確保は難しいと言っていますから、現に、今のこの老朽化した中で医師の新規確保は難しいんですけども、今回、4名を市で採用したわけですし、先ほどの北村議員のご質問にも一部ありました。だから、

報道に医師が集まっていないというイメージがつくられています。そして、今回の裁判にも、もう書いてあるわけです。医師が集まっていないから病院が成立していないではないか。医師が集まっていないから病院が成立していない。だから、稲垣議員のご質問と訴状は全く合っているんです。

○10番（稲垣誠亮君） いや、誤解を与えますよ、この件は。

○市長（山仲善彰君） いやいや、合っているんです。合っている。もう一つすごいことが書いてあるんですよ。現野洲病院は、今の駅前の病院から比べても、そんなに離れていないじゃないかと。駅前だったら医師が集まると言っていたのに、医師が集まっていないじゃないかと。だから白黒決着ついているという、今、裁判の、これ、皆さん方に提供したからお読みになったらわかると思いますけども、医師が集まらない。駅前でも医師が集まらない。計画は破綻しているということですけど、計画は、北村議員に申し上げたように、2年先の話です。

だから、現在は去年の1年半ぐらいで医師が悪かったけれども、それよりは実質4名強化して、2年間は野洲病院よりは下回らない医療サービスをしようということですよ。シミュレーションは新規の病院でどうかというシミュレーションです。本当に眼科とか神経内科とか、幾つか可能性はあるんですけども、機器の問題、施設の問題で厳しいので、常勤医師は確保できていない状態です。だから、うまく争点を設定して医師が集まらないということですけども、それは最初から織り込み済みです。シミュレーションは新病院でのシミュレーションしかできない。

ただ、私たちも今、内部で言っているんですけど、目標を持たないとだめなので、申し上げたように、少なくとも野洲病院の運営を下回らないサービスをして、業績もそれを設定しようということで、ある段階ではまた皆さん方にそれはお示しをして、ご検証いただこうと思っています。この2年間の病院経営については。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 25名に必ずそろえていただきたいと思います。やはり具体的に、これ、医師の定数が減りますと、1日当たりの患者数や病床稼働率、患者1人当たりの診療収入、一般病床の平均在院日数等、全てにおいて影響して、今まで立てた収支計画が崩壊しかねませんので、医師確保について、よろしくお願ひしたいと思いますが、部長、答弁を求めます。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 計画に基づいて進めていきたいと考えております。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、次に行きます。

医師の定数未達に対して、一部患者、市民の間では不安の声が出ています。医師の確保について、どのような動きをされているかお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） お尋ねの医師の定数の未達とのことですが、今の話がやりとりの中でありましたけれども、現状の野洲病院の施設を使用する期間についての医師数については特に定数を定めておりませんので、未達ということではないということを再度確認したいと思います。

先ほどもお答えしたとおり、1つの比較として、現野洲病院の常勤医師数と比較をし、確保できた医師数を公表しているというところでございます。また、結果として特に不足する医師の診療科は想定しておりません。

一部患者さまや市民の間では不安の声が出ているとのことでございますけれども、やはり老朽化した現野洲病院における施設や設備では限界がありますので、現状の野洲病院を下回ることはないよう、また、安心して受診いただけるよう引き続き医師確保に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） この「どのような動き」というのは、どのように医師確保に向けて動いているか、具体的に聞いたつもりだったんですが、答弁を求めます。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 具体的に言いますと、今、現野洲病院に勤めていただいている方、医師を中心に、中心にといいますか、先生方を引き続きということで確保しているところでございます。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 現に勤めておられる方は、さっき言ったように17人のうちの2名を除いては内定していますから、これは確定ですね。今課題になっているのは、これ明示したようにリハビリです。だから、リハビリについて、いろんな依頼をしたり、調整を

しています。

さっき言った眼科、神経内科はやはり、設備、施設の問題もあって、新しい病院の段階でないと厳しいかなど。あと、泌尿器科も今、専任医師、市が雇用して今入れていますけども、場合によってはもう一名とか、それは当然院長が頑張ることですが、去年からは厳しかったから、私もある意味で出しゃばって動いて4名確保しましたけど、基本的には院長が動くということが前提になっています。

2年先の医師まではなかなか今決められませんから、だから、時点がどうも変なんですね。新聞報道が「集まっていない」、裁判が「集まっていない」と言う。だから、今は野洲病院の現状なので、これ以上議論いただいても、あとは院長が頑張って、今言った分野、特に弱いのは、正直に申し上げたようにリハビリですから。リハビリの先生はやめるとは、確信犯で言っているらしいですから。お親しいと思いますけども。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） わかりました。

独立行政法人野洲市民病院の開院に向けての医師確保ということで、現在やはり医師不足というのは全国で起きている問題でありまして、大学病院でさえも派遣先の関連病院から引き揚げさせているという実態があります。医師不足の環境というのは変わりではなくて、今後安定的な常勤医師の確保というのは難しいようにも思うんですが、この点はどうでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ですから、職場環境をよくするのと施設をよくするのが既存条件です。だから、先ほど稲垣議員がご提案あったように、雇用環境をよくする、処遇をよくする、あるいは学会に行けるとか、そういうことなど、むしろぜひ応援をしていただいて、不安をおおらないように。

○10番（稲垣誠亮君） いや、しているつもりでさせていただいていますので。

○市長（山仲善彰君） いやいや。よくある昔の体罰と一緒にですね。「あなたのためにやっただけ」みたいなことが逆にプレッシャーになっているパターンに近いと思います。何か病院も都市計画税も賛成していると言いながら、態度は逆みたいなことがありますから、一番のあれは、不安がない、また健全な報道がなされなかったら、私と同じように声を上げていただきたい。本当に報道、変ですよ。ずっと変。1つは。こちらが客観的に出していることを自ら取材したみたいを書いて、そして否定的な大見出しを付ける。おまけ

に、紙面とネットに見出しを変えるなんていう巧妙な操作までされていますから、本当に応援しているんだったら稲垣さん、そういうあたりもきちっと発言して下さい。

○10番（稲垣誠亮君） はい。

○市長（山仲善彰君） 頑張ってください。

○10番（稲垣誠亮君） はい。

○市長（山仲善彰君） 期待しています。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） では、もうちょっと再質問したいんですが、この大学病院の医局側からすると、派遣先、今回の場合、将来の期待を含めた野洲市民病院ということになるんですが、野洲市民病院の特徴とか派遣医師の教育的観点や研修効果を考慮して派遣先を決めると思うんです。医師からすると、派遣先で多くの症例を経験することができるのが目的の1つではあると思います。医局からは正式な派遣契約があるわけではありませんし、派遣業者ではありませんので、医局医師が希望して勤務しているというのがあくまでも建前ということになると思います。この両者の意向に応えることはできるか、部長、答弁を求めたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） そのように努めていきたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） じゃ、期待しております。

では、もう一点再質問したいと思うんですが、結論として、医師たちが、ドクターが求めるというものは、駅前に来やすいことというのはちょっとどうかわかりませんが、技術が磨ける、ワークライフバランス、先ほどの環境、あとは、本市にとってはちょっと無理かもしれませんが、一般的に給料がいいとかそういったことであると思うんですが、そのあたりは部長の認識と共通でよろしいでしょうか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 医師確保の問題、さまざまな要素が関わっていると思いますので、一口にこれがというのではなくて、例えば環境ですとか、あるいは報酬の問題もあると思いますし、労働時間の問題もあると思います。いろんな問題、要素があるとは思いますが、そういうなんを整理していきたいと思います。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 次に行きます。

医師不足対策として、特定診療科目医師に対して給料の上乗せや一時金の支出など、県内自治体病院において実施例はあるのか、有無について通告日現在調査済みでしょうか。もし未調査の場合は確認いただきお知らせいただきたいと思います。答弁を求めます。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 日常業務において情報交換をしております自治体病院に確認しましたところ、医師不足ではなくて医師確保としての特殊勤務手当を特定の診療科において支給している例があるということでございます。

なお、本給の上乗せについては制度上できないということでございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 医師確保について、あらゆる手段を講じていただきたいと思います。

あと、次に行きます。

医師にとって市立野洲病院及び独立行政法人野洲市民病院を魅力ある赴任先とするためには、少なくとも臨床研修病院として機能させ、医師派遣システムの確立が必要だと思います。答弁を求めます。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 市立野洲病院におきましても臨床研修病院の指定を受ける予定でございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 部長、では、研修医を集めるために、部長としても何か行動を起こされる予定でしょうか。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 今のところ具体的などという行動ということは今のところは考えておりませんが、今の野洲病院が、一番最初の質問でお答えしたように、臨床研修病院の指定を受けておられます。これを引き継ぐ形になるわけでございます。

以上でございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 28年から30年はゼロということをお先ほど答弁いただきました。

たので研修医を頑張って集めてきていただきたいと思います。

17番に行きます。

看護師の確保についてですが、定数に満たない原因、背景についてお伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 16番目のご質問ですかね。

○10番（稲垣誠亮君） え、17番目。

○政策調整部政策監（吉川武克君） あ、ごめんなさい。17番目ですね。

○10番（稲垣誠亮君） はい。⑮と⑯は飛ばしました。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 病院長を答弁要求者として求めた場合と、こういう……。16番ですね。

○10番（稲垣誠亮君） あ、すいません。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 16番ですね。

○10番（稲垣誠亮君） はい、はい。すいません。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 看護師の確保のご質問ですね。先ほどの医師定数のご質問と同様に、看護師の定数も新しい病院を想定しておりまして、7月からのたちまちの病院の定数はございません。

現在103名の看護師を確保しておりまして、さらに、現野洲病院の非常勤看護師約40名についても、引き続き雇用することを前提に調整を進めておりますので、特に問題はないというふうに考えております。

ただ、看護師につきましては、年度途中の離職や、比較的若い女性が多いこともありまして、産前・産後休暇や育児休暇の取得などの想定もありますので、少し余力を持たせた募集人員として今、事務を進めているところでございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 当職は岡田新病院長を議会側から支えていきたいと考えております。そのためにも、平成31年7月の開院後、本会議一般質問において、通告内容によっては岡田病院長にお伺いしたいと思います。答弁要求者として求めた際は、議会に出席していただきたいと思いますが、答弁を求めます。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 岡田病院長を議会側からも支えていただけるというようなことでしょうか。

○10番（稲垣誠亮君） はい。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 心強く思います。

お尋ねの病院長を答弁要求者として求めた場合の議会の対応については、議会の判断もあるとは思いますが、経営の責任者である管理者と、それから事務部を総括する事務部長が議会に定期的に出席することを現在のところ想定しているというところでございます。

○議長（橋 俊明君） 稲垣議員。

○10番（稲垣誠亮君） 19番、最後に行きます。

1年間の病院の取り組みや各部署の成果を振り返るための病院誌の発行は不可欠であると考えます。また、記録を見直し反省する資料にもなります。お伺いいたします。

○議長（橋 俊明君） 政策調整部政策監。

（「わからない」の声あり）

○10番（稲垣誠亮君） いや、今、病院誌の発行と聞きましたので。いや、ちゃんと発言しましたよ。

○議長（橋 俊明君） 人によって解釈はいろいろありますけども。ラスト。

○10番（稲垣誠亮君） わかる範囲でお願いいたします。

○政策調整部政策監（吉川武克君） 日常業務におけます必要な記録につきましては、必要な情報を適切な方法で記録し保管していくこととなりますし、また、市立野洲病院を広く市民に知っていただくためには、市の広報に掲載することで周知が図れるのではないかとこのように考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（稲垣誠亮君） 他市の例を見て、病院誌の発行も検討していただけたらと思います。

ありがとうございました。

○議長（橋 俊明君） お諮りいたします。本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（橋 俊明君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、17日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。ご苦労さまでした。(午後 4 時 4 5 分 延会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和元年6月14日

野洲市議会議長 橋 俊 明

署 名 議 員 岩 井 智 恵 子

署 名 議 員 津 村 俊 二